

第 1 回幕別町議会定例会

議事日程

令和 5 年第 1 回幕別町議会定例会
(令和 5 年 2 月 28 日 10 時 00 分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第 8 条、第 11 条）
議事日程の報告（会議規則第 21 条）
- 日程第 1 会議録署名議員の指名
6 若山和幸 7 岡本眞利子 8 荒 貴賀
- 日程第 2 会期の決定
(諸般の報告)
行政報告
- 日程第 3 議案第 2 号 令和 5 年度幕別町一般会計予算
日程第 4 議案第 3 号 令和 5 年度幕別町国民健康保険特別会計予算
日程第 5 議案第 4 号 令和 5 年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 6 議案第 5 号 令和 5 年度幕別町介護保険特別会計予算
日程第 7 議案第 6 号 令和 5 年度幕別町簡易水道特別会計予算
日程第 8 議案第 7 号 令和 5 年度幕別町公共下水道特別会計予算
日程第 9 議案第 8 号 令和 5 年度幕別町個別排水処理特別会計予算
日程第 10 議案第 9 号 令和 5 年度幕別町農業集落排水特別会計予算
日程第 11 議案第 10 号 令和 5 年度幕別町水道事業会計予算
日程第 12 議案第 11 号 令和 4 年度幕別町一般会計補正予算（第 13 号）
日程第 13 議案第 12 号 令和 4 年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第 6 号）
日程第 14 議案第 13 号 令和 4 年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 15 議案第 14 号 令和 4 年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 16 議案第 15 号 令和 4 年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第 5 号）
日程第 17 議案第 16 号 令和 4 年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 18 議案第 17 号 令和 4 年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 19 議案第 18 号 令和 4 年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算（第 5 号）
日程第 20 議案第 19 号 令和 4 年度幕別町水道事業会計補正予算（第 5 号）

会議録

令和5年第1回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 令和5年2月28日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 2月28日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (17名)

議長 寺林俊幸
副議長 中橋友子

- | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1 石川康弘 | 2 小田新紀 | 3 内山美穂子 | 4 藤谷謹至 | 5 小島智恵 |
| 6 若山和幸 | 7 岡本眞利子 | 8 荒 貴賀 | 9 酒井はやみ | 10 野原恵子 |
| 11 田口廣之 | 12 谷口和弥 | 14 千葉幹雄 | 15 小川純文 | 16 藤原 孟 |

- 6 欠席議員

13 芳滝 仁

- 7 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 飯田晴義
教 育 長 菅野勇次
企 画 総 務 部 長 山端広和
保 健 福 祉 部 長 檜木良美
建 設 部 長 小野晴正
忠 類 総 合 支 所 長 笹原敏文
教 育 部 長 川瀬吉治
総 務 課 長 佐藤勝博
糠 内 出 張 所 長 宮田 哲
福 祉 課 長 亀田貴仁
こ ど も 課 長 平井幸彦
土 木 課 長 香田裕一
ほか、関係係長

副 町 長 伊藤博明
代 表 監 査 委 員 八重柏新治
住 民 生 活 部 長 寺田 治
経 済 部 長 岡田直之
会 計 管 理 者 合田利信
札 内 支 所 長 新居友敬
政 策 推 進 課 長 白坂博司
地 域 振 興 課 長 谷口英将
住 民 課 長 本間 淳
保 健 課 長 宇野和哉
商 工 観 光 課 長 西嶋 慎
経 済 建 設 課 長 半田 健

- 8 職務のため出席した議会事務局職員

局長 萬谷 司 課長 北原正喜 係長 川瀬真由美

- 9 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

- 10 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

- 6 若山 和幸 7 岡本眞利子 8 荒 貴賀

議事の経過

(令和5年2月28日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（寺林俊幸） ただ今から、令和5年第1回幕別町議会定例会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。

[議事日程の報告]

○議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、6番若山議員、7番岡本議員、8番荒議員を指名いたします。

[会期の決定]

○議長（寺林俊幸） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から3月17日までの18日間といたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から3月17日までの18日間と決定いたしました。

[諸般の報告]

○議長（寺林俊幸） 次に諸般の報告をいたします。
監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査結果報告書が、議長宛に提出されていますので、お手元に配布してあります。
次に、去る2月17日、十勝町村議会議長会定例会が開催され、令和5年度事業計画、予算等が決定しましたので、関係するものを抜粋して、お手元に配布いたしました。のちほどご覧いただきたいと思います。
次に、事務局から諸般の報告をさせます。
議会事務局長
○議会事務局長（萬谷 司） 13番芳滝議員から、本日欠席する旨の連絡を受けておりますので、報告いたします。
○議長（寺林俊幸） これで諸般の報告を終わります。

[行政報告]

○議長（寺林俊幸） ここで、町長から行政報告の申出がありますので、これを許します。
飯田町長。
○町長（飯田晴義） 令和5年第1回町議会定例会が開催されるに当たり、当面する町政の執行につきましてご報告をさせていただきます。
はじめに、地方創生応援税制について申し上げます。
地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税は、国が認定した地方公共団体の地域再生計画に

基づく地方創生の取組に対して企業が寄附を行った場合、地方税法及び租税特別措置法に基づき、法人関係税において、寄附額の最大6割に相当する額が税額控除される特例措置であり、従来からの寄付金の損金算入による約3割の軽減効果と合わせて、最大で寄附額の約9割に相当する額が軽減される制度であります。

本町では、「幕別町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、地域経済の活性化、地域の活力の再生等を総合的かつ効果的に推進するための施策等を盛り込んだ「幕別町まち・ひと・しごと創生推進計画」が、昨年3月31日付けで地域再生計画として認定されたことを受け、同年10月から寄附の募集を開始したところであります。

これまでの寄附の実績であります。昨年11月、株式会社アルムシステムとそのグループ企業2社から、幕別清陵高等学校が取り組んでいるSDGsの活動を応援したい旨の申し出があり、翌12月に魅力ある高校づくり支援事業に対して寄附をいただいたのをはじめとして、株式会社セコマからは中学生の修学旅行支援事業に対し、医療法人社団ぶどうの会いのちの木クリニックからは子育て関連事業に対し寄附をいただき、事業実施の貴重な財源として活用させていただいております。

昨今の原油価格など物価高騰の影響等により、地方自治体における財政運営を取り巻く状況はますます厳しさを増す中、この企業版ふるさと納税は、地方自治体が様々な施策を実現する上での貴重な財源となりますことから、今後におきましても、本町のまちづくりに対して、より多くの企業に応援していただけるよう、引き続き町の魅力のPRや制度の周知に努めてまいります。

次に、幕別町電子地域通貨「まくP a y」の実施状況について申し上げます。

幕別町商工会が昨年12月22日から事業を開始しております「まくP a y」は、導入キャンペーンとして、チャージ額に30%のプレミアムポイントを付与したカードを本年1月31日まで販売しておりますが、その販売実績は、利用可能額1万3千円分のカードが816枚、3万9千円分のカードが2,499枚、合計3,315枚であったとのことでありました。

これに加え、2月19日時点になりますが、ギフトカードを含む一般販売分として合計378枚のカードが販売されており、チャージ額の合計額としましては、導入キャンペーン分と合わせると、1億1,178万6,500円であったとの報告を受けております。

また、事業開始以降2月19日までの利用状況であります。登録店舗138店舗中73店舗で利用があり、利用額は合計約4,400万円、1日当たりの利用額は約73万円でありました。

町といたしましては、今後も商工会と連携し、登録店舗数の増加を図るほか、「まくP a y」の認知度向上に向けたさらなる情報発信や登録店による利用促進の取組などを通じて、町内外を問わずカードの所有者を増やすとともに、より多くの方に継続して利用していただくことにより、事業者の売上増加や町内における経済循環につながるよう、側面的な支援に努めてまいります。

次に、重層的支援事業について申し上げます。

近年、家族構造の変化と多様化により、8050問題やダブルケアなど、住民が抱える生活課題が複雑化・複合化する中で、従来の高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者といった属性別の制度や支援だけでは、様々なニーズへの対応が困難となってきました。

このような中、令和2年6月の改正社会福祉法により、国が掲げる地域共生社会の理念に基づき、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとして、重層的支援体制整備事業が創設されたところであります。

本事業は、市町村における既存の相談支援等の取組を活かしながら、包括的に相談を受け止める「相談支援」、社会とのつながりを創るための多様な「参加支援」、交流できる場や居場所の確保を行う「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するものであります。

本町では、断らない相談支援として、平成30年度から「よろず相談窓口」を設置するとともに、複数の生活課題が存在する場合には、関係する部署が連携し支援に取り組んでまいりましたが、複雑化・複合化する支援ニーズにより適切に対応するため、本年4月から本制度に移行し、支援体制の強化を図ることといたしました。

支援に係る関係機関との連携においては、調整役として、コミュニティソーシャルワーカーを配置することとしており、町関係部署や幕別町社会福祉協議会、帯広児童相談所等関係機関で新たに組織する重層的支援会議において、それぞれの役割分担や支援の方向性等について協議をするとともに、支援を必要とする方に対し個別支援プランを策定し、個人のニーズに合った適切な支援につなげるなど、多機関協働の取組の強化を図ることで、包括的な支援に努めてまいります。

次に、発達支援センターの機能充実について申し上げます。

発達支援センターは、1歳半から始まる幼児健診などにおける早期からの継続的な相談支援や、幼児期から小学6年生までの児童を対象に、個々の発達や特性に応じた個別または小集団での発達支援を行うとともに、昨年度からは新たに、保護者支援として、子育てにおける困り感の軽減や子どもとのより良い関わり方等を学ぶペアレントトレーニングを開始したところであります。

近年、発達支援センターにおける相談及び発達検査の件数は増加傾向にあり、運動や情緒に不安を抱える就学前児童も増えていることから、支援体制の機能充実を図ることを目的に、本年4月から、当センターで実施している児童への発達支援に係る事業を、児童福祉法に基づく「児童発達支援事業」、「放課後等デイサービス事業」及び「保育所等訪問支援事業」として一体的に行う多機能型事業所として運営すべく、現在、北海道に対し指定申請を行っているところであります。

運営に当たりましては、専門職の配置により、受入体制の強化及び発達検査件数の増など、支援の質・量ともに充実を図ることで、ライフステージに応じた切れ目のない支援を実施してまいります。

また、忠類地区の発達支援が必要な児童につきましては、現在、大樹町が設置する南十勝こども発達支援センターを利用しておりますが、前段申し上げた専門職の増員に伴いまして、発達支援センターを利用している駒畠地区の児童と合わせて、町内で一体的な支援を、より身近な場所で提供できるよう、令和6年度から忠類ふれあいセンター福寿内に発達支援センターのサテライトを開設することとしております。

なお、発達支援センター及び南十勝こども発達支援センターを利用している保護者に対しましては、この度、これらの説明を終え、理解をいただいたところであり、今後も引き続き、サテライトへの移行が円滑に行えるよう取り組んでまいります。

幕別区域の幼児教育・保育について申し上げます。

幕別区域では、少子化に伴う児童数の減少や幕別中央保育所とわかば幼稚園の老朽化といった課題を抱えておりますことから、両施設の認定こども園への移行について、現在まで、こども課、学校教育課により協議を重ねてきたほか、幕別中央保育所、わかば幼稚園の保護者に対し、説明会の開催や文書により意見聴取を行うなど検討を進めてきたところでありますが、来年4月に幕別中央保育所園舎を利用した保育所型認定こども園を開設する方向で方針がまとまったところであります。

認定こども園については「幕別町子ども・子育て支援事業計画」において「幼保連携型こども園への移行に向けて検討を続ける」としておりましたが「保育所保育指針」と「幼稚園教育要領」のいずれの規定においても、実施内容に差異はなく、また、職員の資格要件が保育士資格のみで足り、保育士の確保が円滑になることなどから、保育所型認定こども園を選択したところであります。

なお、認定こども園への移行により、幼稚園での課題であった少人数教育の解消や土曜日や長期休業時における預かり保育の充実、保育所・幼稚園の児童が就学前から一緒に過ごすことで小学校へのより滑らかな接続につながるなど、今まで以上に保護者のニーズに応えるとともに、児童にとっても就学前の良い環境の確保ができるものと考えております。

今後は、今月下旬にパブリックコメントを実施し、その後、6月定例会において関係条例を提案させていただく予定としているところであります。

次に、新年度予算の概要について申し上げます。

本年は、統一地方選挙の年でありますことから、骨格編成を基本としながらも、住民生活に直結した事務や継続事業となる工事などの円滑な推進に配慮し、必要額を計上しましたことから、一般会計予算は、総額で167億7,106万8千円で、前年度に比べ7億9,738万6千円、5.0%の増となったとこ

ろであります。

国民健康保険特別会計など7特別会計と水道事業会計は、合計で97億1,550万4千円で、前年度に比べ6億2,873万1千円、6.9%の増であり、一般会計と特別会計等の総額では264億8,657万2千円で、前年度に比べ14億2,611万7千円、5.7%の増額で計上いたしました。

次に、一般会計の歳出について申し上げます。

投資的経費であります普通建設事業費につきましては「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、令和3年度から整備しておりますあかしや南団地の建替事業が、令和4年度は3年度の繰越事業として実施しましたことから皆増となるなど、前年度と比較し、3億9,940万7千円、19.4%の増となっております。

非投資的経費につきましては、昨年の人事院勧告に基づく給与改定や採用者と退職者との人数差等に伴う人件費の増のほか、原油価格など物価高騰の影響による電気料や燃料費の増加に加え、労務単価の上昇等により物件費が増加するなど、前年度に比べ3億9,797万9千円、2.9%の増となっております。

次に、一般会計の歳入について申し上げます。

町税につきましては、コロナ禍から景気が回復傾向にあることなどを踏まえ町民税の増収を見込むとともに、課税台数の増などに伴う軽自動車税の増収等により、町税全体では前年度と比べ5.9%の増で計上しております。

地方交付税は、地方財政計画に鑑み、普通交付税を前年度当初予算額に対し0.8%の増、基金繰入金につきましては、財政調整基金から3億5千万円、減債基金から5千万円、まちづくり基金から1億5千万円を計上したところであります。

また、町債につきましては、普通建設事業債に12億7,200万円、臨時財政対策債に8,000万円、過疎債のソフト事業分に3,490万円と、総額では前年度に比べ4,600万円、3.4%の増としております。

以上、予算概要につきまして申し上げましたが、今後も厳しい財政運営が見込まれますことから、限られた財源を効果的・効率的に配分し、持続可能な行財政運営を見据えた予算編成に努めたところであります。

以上、当面する諸問題等につきまして、ご報告をさせていただきました。

令和元年5月に二期目の町政の舵取り役を担わせていただいていたから、早いもので、任期も残り僅かとなりました。

これまで町政の諸課題に取り組むことができましたのも、ひとえに、議員の皆様をはじめ多くの方々から温かいご指導ご支援をいただけたお陰であると、心から感謝とお礼を申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） これで、行政報告は終わりました。

[一括議題]

○議長（寺林俊幸） 日程第3、議案第2号、令和5年度幕別町一般会計予算から日程第11、議案第10号、令和5年度幕別町水道事業会計予算までの9議件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

議案第2号から議案第10号までの9議件については、提案理由の説明を省略し、お手元に配布のとおり委員会条例第5条及び第7条第2項の規定により、議長を除く全議員をもって構成する令和5年度幕別町各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

なお、地方自治法第98条第1項の規定による検閲検査権を付与するものとしたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号から、議案第10号までの9議件については、提案理由の説明を省略し、議長

を除く全議員をもって構成する令和５年度幕別町各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することとし、地方自治法第98条第1項の規定による検閲・検査権を付与することに決定いたしました。

[付託省略]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

日程第12、議案第11号から、日程第20、議案第19号までの9議件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、日程第12、議案第11号から、日程第20、議案第19号までの9議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（寺林俊幸） 日程第12、議案第11号、令和４年度幕別町一般会計補正予算（第13号）を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第11号、令和４年度幕別町一般会計補正予算（第13号）について、ご説明申し上げます。

別冊で、お配りしております議案書の1ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ9,354万2千円を追加し、予算の総額をそれぞれ179億9,693万8千円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2ページから5ページに記載しております第1表、歳入歳出予算補正のとおりであります。

6ページをご覧ください。

第2表、繰越明許費であります。

4款衛生費、2項清掃費、し尿処理事業2万6千円であります。

北海道が施工する十勝川浄化センターの汚泥処理設備更新工事において、電気機器の部品の調達が困難となったことにより、年度内に事業が完了できないことから、これに係る町の負担金の一部を繰り越すものであります。

6款 農林業費、1項 農業費、産地生産基盤パワーアップ事業121万円であります。

農業者団体が導入する農業機械の一部が年度内に納品とならないことから、事業費の一部を繰り越すものであります。忠類地区道営草地整備事業775万円と、道営土地改良事業8,462万8千円は、国の補正予算に伴い、北海道が繰越事業にて事業を実施することとなりましたことから、当該事業に係る町の負担金を繰り越すものであります。

8款土木費、2項道路橋梁費、道路新設改良事業188万5千円であります。

国の補正予算に伴い、緑町団地道路5号と忠類24号線の道路整備工事の事業費の一部を繰り越すものであります。道路施設補修事業5,000万円であります。国の補正予算に伴い、南勢橋の長寿命化修繕工事の事業費の一部を繰り越すものであります。

第3表、債務負担行為補、1追加であります。

北海道農業公社から、肉用牛貸付及び譲渡契約書に基づき借り受ける肉用牛（5頭）に係る譲渡代金であります。

肉用牛5頭の貸付に伴い、令和５年度から9年度までの期間において、限度額731万2千円の債務負

担行為を設定しようとするものであります。

7ページをご覧ください。

第4表、地方債補正、1廃止であります。

相川7線道路整備事業の調査測量委託業務を翌年度に実施することとしましたことから、廃止するものであります。

2変更であります。

上忠類近隣センター改修事業ほか44事業について、事業費の確定に伴い、借入額の変更を行うものであります。

9ページまでに渡っておりますが、変更する45事業の合計で、補正前と比較して1億3,737万2千円を減額するものであります。

歳出をご説明申し上げます。

20ページまでお進みください。

1款、1項、1目議会費246万1千円の減額であります。

視察研修を道外から道内に変更したことなどに伴う減額であります。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費188万円の追加であります。

例規管理事務事業は、追録量の増加に伴う追加であります。

庁舎維持管理事業は、厳冬の影響で灯油と電気料の使用料が増加したことに伴う追加であります。

以下の事務事業においては、説明を省略いたしますが、このたびの燃料費と電気料の一般会計の補正総額は、燃料費が、123万2千円、電気料が、889万円、合計で1,012万2千円であります。

5目一般財産管理費139万6千円の減額であります。古舞地区共聴設備移設工事に係る執行残であります。

7目近隣センター管理費142万3千円の追加であります。

21ページになります。

9目企画費61万7千円の減額であります。執行残であります。

14目交通防犯費604万5千円の減額であります。コミュニティバス運行事業は、新型コロナウイルス感染症に係る国庫補助上限額の見直しに伴い、事業者に対する国庫補助が減額となりましたことから、町補助金を追加するものであります。地方バス路線維持対策事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などによる運行事業者の減便措置に伴い、運行経費が減額となったことから町補助金を減額するものであります。

18目基金管理費243万5千円の追加であります。基金利子等を積み立てるものであります。

22ページをご覧下さい。

20目地域おこし協力隊推進事業費879万9千円の減額であります。

当初予算におきまして、6人の採用を予定しておりましたが、4人に留まりましたことから減額するものであります。

23ページになります。

22目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費270万円の追加であります。個人に5万円、法人に10万円を助成する、町単独事業の事業継続緊急支援事業補助金、30件分を追加するものであります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費1,885万6千円の減額であります。民生委員児童委員活動支援事業は、執行残であります。

24ページをご覧ください。

社会福祉協議会活動支援事業は、前年度の精算に伴う減額、国民健康保険特別会計繰出は、特別会計繰出金であります。福祉灯油等支給事業は、昨年10月の第4回臨時会において、住民税非課税の高齢者世帯等の対象世帯を2,550と見込み、扶助費2,550万円を計上いたしましたましたが、実績見込みにもとづき、808万円を減額するものであります。1月末日の申請期限までに申請されなかった世帯に加え、

社会福祉施設等に入所されている世帯や医療機関に入院されている世帯のほか、同一住居に複数の世帯があり、そのいずれかが課税世帯であることから支給要件を満たさない世帯、などにかかる相当額を減額するものであります。

3目障害者福祉費737万1千円の減額であります。障害者自立支援給付事業は利用者数の増加に伴う追加であります。自立支援医療費給付事業と障害者地域生活支援事業、25ページになります。心身障害者通院交通費助成事業は、執行残であります。

5目福祉医療費900万円の減額であります。執行残であります。

6目老人福祉費1,803万8千円の減額であります。福祉バス運行事業は、執行残、介護保険特別会計繰出は、特別会計繰出金であります。

26ページをご覧ください。

7目後期高齢者医療費2,128万7千円の減額であります。後期高齢者医療療養給付事業は、執行残、後期高齢者医療特別会計繰出は、特別会計繰出金であります。

10目保健福祉センター管理費100万9千円の減額であります。建物の修繕費用の追加と暖房配管改修工事の執行残であります。

11目老人福祉センター管理費16万6千円の追加であります。十勝幕別温泉グランヴィリオホテルからの温泉水の圧送に係る電気料の増額に伴い使用料を追加するものであります。

27ページになります。

12目ふれあいセンター福寿管理費231万2千円の追加であります。通所者の減少と電気料の増加などに伴い、追加するものであります。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費2,464万5千円の減額であります。執行残であります。

28ページをご覧ください。

2目児童医療費562万6千円の減額であります。子ども医療費助成事業は、執行残、養育医療費給付事業は、現計予算に不足が見込まれますことから追加するものであります。

29ページになります。

5目発達支援センター費24万円の追加であります。南十勝こども発達支援センター負担金の追加であります。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目母子保健対策費23万5千円の追加であります。国庫支出金精算還付金であります。

3目予防費1,500万円の減額であります。子宮頸がんワクチンと日本脳炎ワクチンの接種者が見込み に比して少なかったことから、ワクチン購入に係る医薬材料費と接種委託料を減額するものであります。

30ページをご覧ください。

5目診療所費147万6千円の減額であります。今年度の運営実績見込みに伴う忠類歯科診療所指定管理料の減額であります。

6目環境衛生費452万円の減額であります。葬斎場維持管理事業は、火葬件数の増加などに伴う追加、個別排水処理特別会計繰出は、特別会計繰出金であります。

7目水道費1,077万1千円の減額であります。特別会計繰出金であります。

8目新型コロナウイルスワクチン接種事業費103万3千円の追加であります。ワクチン接種に伴う国からの健康被害給付金1件分と国庫支出金精算還付金であります。

31ページになります。

2項清掃費、1目清掃総務費448万9千円の減額であります。ごみ収集運搬処理事業は、負担金確定に伴う減額、し尿処理事業は、負担金確定に伴う追加と忠類地域し尿搬送助成金の追加であります。

6款農林業費、1項農業費、2目農業振興費1,400万3千円の減額であります。環境保全型農業直接支援対策事業は、事業費確定に伴う追加であります。

32ページをご覧ください。農業ゆとりみらい総合資金貸付事業は、執行残、農業振興公社運営費補

助事業、持続的畑作生産体系確立緊急対策事業、経営継承・発展支援事業は、事業費確定などに伴い減額するものであります。

33ページになります。

4目農業施設管理費15万8千円の追加であります。

5目畜産業費6,608万円の減額であります。公社貸付牛管理事業は、肉用牛5頭を1件の農家に貸付することに係る負担金の追加、忠類地区道営草地整備事業は、国の補正予算等による追加であります。公社営草地整備事業は、草地改良を予定していた事業者の参加取り下げなどに伴う減額であります。

6目町営牧場費623万8千円の減額であります。採用を予定しておりました会計年度任用職員を年度当初において採用できなかったことなどに伴う減額であります。

34ページをご覧ください。

7目農地費324万1千円の追加であります。小規模暗渠排水整備事業は、対象戸数の増加に伴う追加、農業集落排水特別会計繰出は、特別会計繰出金であります。

35ページになります。

8目土地改良事業費5,941万4千円の追加であります。繰越明許費で説明いたしましたとおり、国の補正予算による道営土地改良事業費の負担金などであります。

36ページをご覧ください。

2項林業費、1目林業総務費340万7千円の減額であります。公費造林推進補助事業は、執行残、有害鳥獣駆除対策事業は、駆除数の増加に伴い追加するものであります。

37ページになります。

3目育苗センター管理費87万9千円の減額であります。事業費確定に伴う減額であります。

7款、1項商工費、4目スキー場管理費142万4千円の追加であります。

5目企業誘致対策費6,131万9千円の追加であります。企業誘致対策事業は、リバーサイド幕別工業団地に進出した1企業に対する本社機能移転促進補助金のほか、工業用地取得促進補助金の追加と執行残であります。土地開発公社運営補助事業は、リバーサイド幕別工業団地4区画、東緑町団地1区画の売買契約に伴い、販売価格と帳簿価格の差額分を公社に対し補助するものであります。

38ページをご覧ください。

8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路新設改良費701万3千円の減額であります。

39ページに渡っておりますが、事業費の確定に伴う補正のほか、繰越明許費でご説明いたしましたとおり、国の補正予算に伴い追加するものであります。

41ページまでお進みください。

2目道路維持補修費1億5,157万4千円の追加であります。道路施設維持事業は、今後の降雪に対応するための委託料の追加と除雪機械購入に係る執行残であります。道路施設補修事業は、12節委託料の細節6は執行残、細節5と14節工事請負費は、繰越明許費でご説明いたしました、南勢橋の長寿命化修繕工事の事業費を追加するものであります。

42ページをご覧ください。

3項都市計画費、1目都市計画総務費587万4千円の減額であります。特別会計繰出金であります。

2目都市環境管理費136万円の追加であります。

3目都市施設整備費124万5千円の減額であります。事業費確定に伴う減額であります。

43ページになります。

9款、1項消防費、2目非常備消防費542万2千円の減額であります。消防団の月例訓練の中止や災害出動の減少に伴う減額であります。

3目消防施設費145万4千円の減額であります。執行残であります。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費138万4千円の減額であります。修学支援資金の認定件数の減に伴う減額であります。

3目教育財産費291万9千円の減額であります。執行残であります。

44ページをご覧ください。

4目スクールバス管理費1,116万7千円の減額であります。行事の縮小などに伴う運行委託料の減額とスクールバス購入に係る執行残であります。

2項小学校費、1目学校管理費118万1千円の追加であります。

45ページになります。

3項中学校費、1目学校管理費136万円の追加であります。

2目教育振興費120万6千円の減額であります。中学校教育活動推進事業は、全国・全道大会に出場する生徒の増加に伴う追加、保護者費用負担軽減事業は、執行残であります。

5項社会教育費、1目社会教育総務費983万8千円の減額であります。社会教育総務事務事業は、職員配置を当初予定しておりました、会計年度任用職員から再任用職員に変更したことに伴う執行残であります。

46ページをご覧ください。小学校国内交流事業は、執行残、中学生・高校生海外研修事業は、事業中止に伴う減額であります。

47ページになります。

2目公民館費 31万4千円、3目町民会館費15万2千円、4目郷土館費14万7千円、7目図書館管理費22万5千円の追加であります。

8目百年記念ホール管理費1,045万円の減額であります。執行残であります。

48ページをご覧ください。

9目アイヌ施策推進事業費41万2千円の減額であります。執行残であります。

11款、1項公債費、1目元金1億1,581万円の追加であります。起債償還元金のうち、1億1,460万円は、令和4年6月議会において、事故繰越の報告をいたしました、高度無線環境整備事業の事業費確定に伴うものであります。本事業は、令和2年度に国の同意を得た辺地債を翌年度に繰り越して、令和3年度において予定事業費をもとに借入れを行ったものであります。その後の事業費の確定に伴い起債対象額が減額となりますことから、当該減額相当額を繰上償還するものであります。残りの121万円は、平成23年度債の借換えによる利率引下げに伴い、元金分を追加するものであります。

2目利子737万円の減額であります。令和3年度債の借入れ利率の確定と借換えに伴う利子縮減分を減額するものであります。

49ページになります。

3目公債諸費120万6千円の追加であります。高度無線環境整備事業の繰上償還に係る手数料であります。当該手数料相当額は、NTT東日本からの補償金を充当するものであります。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

10ページまでお戻りください。

1款町税、1項町民税、2目法人1,101万6千円、2項、1目固定資産税1,372万円、3項軽自動車税、1目種別割278万7千円、2目環境性能割61万6千円、いずれも、現年課税分であります。

11ページになります。

4項、1目町たばこ税3,073万3千円の追加、5項、1目入湯税35万2千円の減額であります。

12款、1項、1目地方交付税8,458万4千円の追加であります。普通交付税であります。

14款分担金及び負担金、1項分担金、1目農林業費分担金4,766万7千円の減額であります。12ページまでに渡っておりますが、道営事業の事業費調整などに伴い、補正するものであります。

15款使用料及び手数料、1項使用料、4目農林業使用料292万8千円の減額であります。預託頭数の減少に伴う入牧料の減額であります。

16款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費負担金1,700万1千円の減額であります。事業費確定などに伴う補正であります。

2目衛生費負担金59万6千円の追加であります。新型コロナウイルス予防接種の健康被害に係る国庫負担金であります。

13ページになります。

2項国庫補助金、2目民生費補助金350万円の減額であります。事業費確定に伴う減額であります。

4目土木費補助金102万1千円の追加であります。1節の細節1から細節3までは、事業費確定に伴う交付金の減額、細節4は、南勢橋の長寿命化修繕工事に係る交付金の、2節は、若草南公園整備工事に係る交付金の追加であります。

5目教育費補助金3,550万9千円の追加であります。1節の細節1は、札内南小学校長寿化工事にかかる交付金の細節2は、スクールバス購入に係る交付金の追加、4節は、事業費確定に伴う交付金の減額であります。

17款道支出金、1項道負担金、1目民生費負担金1,040万1千円の減額、14ページをご覧ください。3目土木費負担金137万1千円の減額であります。いずれも事業費確定に伴う補正であります。

2項道補助金、2目民生費補助金1,180万円の減額、4目農林業費補助金53万5千円の追加、15ページになります。6目消防費補助金10万円の減額であります。いずれも事業費確定に伴う補正であります。

18款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金111万2千円の追加であります。基金利子であります。2項財産売却収入、1目不動産売却収入2,474万2千円の追加であります。旭町や忠類晩生などの土地売却収入であります。

16ページをご覧ください。

20款繰入金、1項基金繰入金、2目減債基金繰入金1億1,460万円の追加であります。高度無線環境整備事業の繰上げ償還に要する繰入金であります。3目まちづくり基金繰入金235万円の追加であります。

22款諸収入、5項、4目雑入391万3千円の追加であります。5節は、事業費確定に伴う補正、6節は、一般会計において支弁している幕別町の国保被保険者に係るインフルエンザ予防接種等に対する国保特会の負担金であります。

17ページになります。

23款、1項町債、1目総務債80万円の追加、2目民生債80万円の追加、3目衛生債40万円の減額、4目農林業債840万円の追加、5目商工債120万円の減額、6目土木債2,810万円の追加、18ページをご覧ください。7目消防債50万円の減額、8目教育債5,550万円の減額、19ページになります。

9目臨時財政対策債1億1,967万2千円の減額であります。いずれも地方債対象事業費の確定に伴う補正であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

会議の途中でありますが、この際11時まで休憩をいたします。

10：49 休憩

11：00 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

令和4年度幕別町一般会計補正予算（第13号）に対しての質疑を改めてお受けいたします。

荒議員

○8番（荒 貴賀） 一件だけお尋ねいたします。

23ページです。事業継続緊急支援事業についてであります。

先ほどのご答弁では30件の補正予算という事でお伺いいたしました。

12月に200件分の予算を計上し、道の予算で町が上乘せするということで認識しております。

事業者いわゆる申請者、町が試算した以上に申請者が多かったのかなというふうに、私は認識して

いるところであります。

現在、道が第2弾のエネルギー高騰価格事業をやっています。

この辺に関して町として上乗せして補助するという考えはありますか。

○議長（寺林俊幸） 経済部長

○経済部長（岡田直之） 町の経済対策であります。令和2年度の頑張る事業者応援事業の、第1弾から、先程、町長からも行政報告でありました、電子地域通貨導入支援事業まで、6億2,000万の事業を実施してきたところであります。

また、農業者向けの支援といたしましても、昨年の化学肥料購入費助成事業、これも事業費で6,500万です。

また2月の臨時会においても、飼料価格高騰対策助成事業、これも6,570万の事業費で議決をいただいたところであります。

この飼料対策につきましては、飼料やエネルギー価格の高騰の影響を、最も大きく受けている事業者ということで事業を実施したところでありますが、この事業につきましても、多額の一般財源を投入して実施したところであります。

限られた財源の中で、これ以上の経済対策というのは現状においては非常に厳しい、財源的にも難しいというふうには認識しております。

また、エネルギー価格の高騰については、これは全国的な状況であります。

幅広い業種、分野において影響を受けておりますので、これについては一自治体で、どうこうすることは中々難しい状況がございますので、これについては国においてしっかりと対策をすべきというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員

○8番（荒 貴賀） その通りだと思います。国がしっかり補助して対外的に対策事業を行うことも大切だと思います。

道はそれでは足りないから今回エネルギー対策事業を行っているのです。

町としても、前回12月に物価高騰対策を行っていただきました。

事業者さんの状況は、危機的状況にあります。

今回、一次産業ということで対策をしていただきましたけど、先程、副町長から説明ありましたが、町の電気代だけで800万円増えましたという話がありました。

やはり、商工観光といったところでもかなり厳しい状況にあるのかと思っています。

町として、ここに何らかの手立てを行う必要があるのかと思って、質問させていただきました。

もう一度聞きます。

どうですか。

○議長（寺林俊幸） 経済部長

○経済部長（岡田直之） 繰り返しになりますが、町の限られた財源の中で、このエネルギー高騰対策、これは事業者のみならず、我々一般生活においても、多大な影響を受けておりますので、町の限られた財源の中では、全てこの課題を解決するというのは難しい状況にあります。

先週の町村会の総会においても、酪農緊急対策について、緊急決議していただきましたけれども、町村会も国に働きかけを、当然、行っていくものと認識はしておりますが、町としてもできる限りの対策は講じておりますけれども、限られた財源の中で、実施をしまいたいと考えております。

○議長（寺林俊幸） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

野原議員

○10番（野原恵子） 30ページ、8新型コロナウイルスワクチン接種事業費の負担金補助及び交付金ですが、今、新型コロナウイルス接種予防健康被害給付金、1件分という報告がありました。

これに関してですが、現在相談を受けている件数と、申請に至った件数をお聞きいたします。

○議長（寺林俊幸） 保健課長

○保健課長（宇野和哉） 新型コロナウイルスワクチンの接種に関する、予防接種健康被害給付金の関係でございますが、これまで5人の申請を受けて、その内1人は北海道経由で直接、国の方に副申があったものですが、北海道経由の1人に関してはもう既に認定されております。

また、今回給付金の予算を計上させていただいた方は、昨年の11月に新たに認定になった方1名でございます。

それから、1人は却下されている方がおり、残り2人は審議中ということでございます。

相談の件数ですが、これに加えて、2件の相談がございまして、その内1件につきましては、昨日、調査委員会を開催して、内容の方の審議をさせていただいております。

この後その内容を委員の皆様と協議して、国の方に副申をするという流れになるかと思えます。

もう1件につきましては窓口で相談があって、申請書等お渡ししましたが、こちらにはまだ申請の方はされていないという状況でございます。

○議長（寺林俊幸） 野原議員

○10番（野原恵子） この健康被害ですけれども、お医者さんに行って、被害の状況など説明することが、非常に困難を要するということをお聞きしています。

そういう状況の中で、町の手立てとして、しっかりその方の相談を受け、健康被害など、本当に苦しい思いをしていることで、きちっと対応していくことが大事だと思います。そういう方に寄り添った手立てを、これからしっかり行っていただきたいと思っております。

町として、今までどのように対応を行ってきたのか、お聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 保健課長

○保健課長（宇野和哉） ワクチンによる副反応ですとか、後遺症ですとか、そういったものは基本的に我々では判断ができないので、ご相談があったケースに関しては、窓口でお帰ししたりするようなことは一切無く、こちらで全てお話を伺いして、申請書をお渡しするというような形にしております。

後遺症で苦しんでおられる方については、窓口で丁寧に対応させていただいて、申請書等をお渡しして、調査委員会があるので、必要であれば書類を用意して申請してくださいというご案内を窓口で差し上げているところです。

○議長（寺林俊幸） 野原議員

○10番（野原恵子） そういう対応をされているということで、安心はしているところですが、申請した方、大変苦しんでらっしゃると思いますので、救済されるように、きちっと最後まで対応をしていただきたいと思えます。

そのことを申し上げて、お答えいただいてから、また考えたいと思いますがいかがですか。

○議長（寺林俊幸） 保健課長

○保健課長（宇野和哉） 私共としましては、苦しんでおられる方が申請に来られたときには、丁寧に対応することがひとつと、申請された内容につきましては、4人の委員の皆様が、調査委員会の中で審議していただきますが、基本的にワクチンとの因果関係が捨てきれない場合については、国の方に副申するという事になっておりますので、今までそこで却下したケースはございません。

今審議中のものに関しましても、国の方でしっかりとした審議がなされて、答えが出されてくるのかと思っておりますので、その推移について見守って、若干審議に時間かかっている方については、お問い合わせがあった際にも、こちらから丁寧に対応していきたいと考えております。

○議長（寺林俊幸） ほかにありませんか。

中橋議員

○18番（中橋友子） 24ページの民生費、1目、社会福祉総務費の中の、福祉灯油等支給事業の808万の減額についてお伺いしたいと思います。

ご説明にありましたが、当初予算2,250万円、今回から初めて現金給付ということでありました。

それが、808 万の減額で、その理由が医療機関等お家にいらっしゃらない方、あるいは同居家族、二世帯だと思いますが、そういった人たちは非該当ということで減額になったということでもあります。

それぞれの人数は何人であったか、何世帯であったかを、お伺いしたいと思いますが、医療機関等の入所というのは、いつからいつまでの期間家を離れていたら該当しないということになっているのでしょうか。

それから、同一住居ということでありました。今、ひとつのお家の中で同一ということであれば理解できるのですが、2世帯でもひとつのお家、世帯は分かれているというのがあるかと思います。その辺のすみ分けを教えてください。

それ以外に、こういった事情ではなく、連絡が無かった、つまり申請がなかったということで、不支給になったという事例はございますか。

○議長（寺林俊幸） 福祉課長

○福祉課長（亀田貴仁） 只今の質問で、施設入所などで支給にならなかった、世帯数であります。

まず、全体で今回 2,550 世帯を予算要求させていただいたものであります。最終的に、社会福祉施設に入所した方、また医療機関に入院されている方で、対象外となられた方が全体で 299 世帯いらっしゃいます。

このほか同一住居に複数の世帯があつて、その課税世帯の扶養などによって満たさなかった世帯というのが 172 世帯となります。

次に、施設等に入所されていた場合の、いつからいつまでが該当しないのかというところですが、予算積算の段階では、まず対象としておりましたけれども、その後、申請期間内、申請の段階で自宅の方に戻られている方につきましては、申請していただければ対象になるものとなっております。ですので、当初案内の段階で施設等に入っていて、例えば年末ぐらいに、戻られたというようなパターンであれば、その場合は申請期間内ですので、対象となるものになります。

二世帯住宅のすみ分けでありますけれども、町の申請書の中に、ひとつの住宅で、同じ住所にある住宅で、そこに、その複数の世帯が存在している場合について、申告をしていただいております。

それが判明した場合は、別にその確認が取れるような書類を提出していただいておりますけれども、それを基に判断をしておりますが、例えば同じ、二世帯住宅であっても、完全にアパートのように区分されていて、明確な専有区分が判明している部分につきましては、そのまま対象世帯としていますが、二世帯住宅となっていない住宅で、そこに二世帯の住民登録があるといった場合については、聞き取り調査をさせていただいております。

内容につきましては、例えば区分の話もそうですし、灯油タンクが別になっているとか、電気のメーターが別になっているとか、それぞれが負担できているという確認を取らせていただいた上で、対象かどうかを判断しておりますけれども、仮にその灯油タンク等々が別になっていないというものにつきましては、二世帯住宅という考えに立たずに、該当にならない、それぞれ2つの世帯の内、いずれも要件を満たしている場合は、どちらか片方の世帯が対象にはなるんですけども、ただ、その2つの世帯の内、片方の世帯が例えば、課税であったりする場合は、いずれの世帯も対象とならないという扱いとしております。

申請が無い事例でありますけれども、今回未申請の世帯としましては、491 世帯となっております。

この内、お電話等の問い合わせ等がありまして、その中で対象とならないということが、はっきりしている世帯が 205 世帯ありますことから、未申請は 286 世帯となっております。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員

○18 番（中橋友子） 確認をいたします。

1 番の入所、入院については申請期間中にいずれも、どの時期であっても自宅におられたというようなことであれば対象になるという判断でよろしいですね。

それから、2 つ目の同一住居の件ですけれども、明らかに世帯が同じ住所であっても、世帯が分離されているというようなことが、諸所の設備であるとかで、明確になっているものに限りということ

だと押さえました。

中々微妙なところだなというふうには思います。

しかし、一定のすみ分けがないと、公平な支給にならないということもあるでしょうから、その辺は適切に相談に乗っていただいて、ご判断いただいてきたのだらうと、これからも、その該当される方が、漏れなく該当できるようにしていただきたいという事を申し上げます。

3点目の未申請ですけれども、問題は286件ですよね。ここにどう対処されてきたのか、全く申請が無いから、そのまま本人からハガキが来なかったから要らないんだということで、対処されなかったのか、それとも役場側から何らかの問い合わせをされて、その結果こういう数字になっているのか伺います。

○議長（寺林俊幸） 福祉課長

○福祉課長（亀田貴仁） 286件の未申請世帯についてであります。

町といたしましては、まず、この事業のご案内については10月31日に個別に案内文書を発送しております。

その後、11月の広報とホームページで事業を案内いたしたところでありまして、1月の広報では、再勧奨の通知をさせていただきました。

このほか、民生委員児童委員協議会に対して、訪問の協力依頼であったり、ケアマネジャーなどの訪問に対しての協力依頼などを行うという事で、周知に努めてきたところであります。

この286世帯の内、何件か書類の不備で返送させていただいているんですけれども、電話をしても、連絡が取れないため、改めて2回目の不備の内容を文書で通知している世帯が26世帯ございます。

通知はしていますが、その後申請が無いものですから、実態として何らかの理由があるんだらうというふうに考えております。

先程、申し上げましたように、町としての対応というのが、一定程度、周知行為は行ってきたつもりでありますので、申請のない世帯につきましては、考えられるには、町外在住の住民税課税者からの税扶養を受けていたり、同一住居の複数世帯のですね、いずれかの要件を満たさないですとかいうような、申請いただかなければわからないという状況が結構ありますので、そういった理由も中には多くあるだらうと考えております。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員

○18番（中橋友子） 2,250件の内の808件っていいますと、全体で36パーセントですから、かなりの割合で減額にならざるを得なかったなっていうふうに、まず驚いたところから、実態はどうだったのかなという事でお尋ねをいたしました。

1番、2番のご説明については、理解をいたしました。

最後のところですが、支給要件が満たされているにも関わらず、高齢世帯でありますから、申請に至らないっていうのは、これまでも何度か、他の制度の中で文章を読み切れない、ハガキを返すっていうことについても、きちっとした対応ができないだとか、現実には存在してますよね。

ですから、支給条件がありながら、本人のいわゆる体力や、そういったものが備わっていないがために、町に連絡ができないというようなことが残っているのは、うまくないっていうふうに思うんですよね。

そういうところが、掌握できるのは、今、ご説明の中では民生児童委員さんや、ケアマネージャーさんたちとの連携だらうと思うんですが、全て網に掛かっている問題はないと思うんですが、今のご説明だけでは、全て大丈夫なのかなっていう思いが残ります。

その辺はどうでしょうか。

それと、この中にも不備だったというところについては、やり取りされているから、いろんな事情があったんだらうというふうに思いますが、その不備を除いたということであっても、260件がそういう状況にある訳ですから、この260件の中に全く漏れはなかったんだと言える状況まで持っていっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 保健福祉部長

○保健福祉部長（榎木良美） 今回、申請されなかった 286 件、不備を除くと、260 件近くの世帯になりますけれども、その方々につきましては、先程、課長も申し上げましたように、民生児童委員の方に声掛けをお願いしたりとか、ケアマネージャーさん、あと町の保健師が訪問する際に、そういったことを、お伝えいただいて、申請するのであれば、お手伝いをするなりお願いしていたところであり

ます。

この 260 世帯の中には、何もアクションを起こしていないんですけれども、同じ世帯に別の世帯がいらっしゃる方も多々あるかなっていうふうには、町では押さえております。

中橋議員が言われましたように、なかなか申請が難しい方もいらっしゃると思いますけれども、その方々、一軒一軒に町が訪問して申請してくださいというところまでは、町としては出来かねるかなというふうに考えておまして、町としてできる限りの支援だったり、周知だったり行ってきましたが、結果として、この 260 世帯が申請しなかったというような状況だというふうに押さえております。

○議長（寺林俊幸） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺林俊幸） 日程第 13、議案第 12 号、令和 4 年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第 6 号）から、日程第 20、議案第 19 号、令和 4 年度幕別町水道事業会計補正予算（第 5 号）までの 8 議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

伊藤 副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第12号、令和4年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算第6号から議案第19号、令和4年度幕別町水道事業会計補正予算第5号までについて、一括してご説明申し上げます。

はじめに、議案第12号、令和4年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算第6号について、ご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の1ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に、歳入歳出それぞれ410万9千円を追加し、予算の総額をそれぞれ29億4,949万3千円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2ページ、3ページに記載しております第1表、歳入歳出予算補正のとおりであります。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

6ページをご覧ください。

5款、2項保健事業費、1目保健衛生普及費390万7千円の追加であります。一般会計において実施した国保被保険者に係るインフルエンザワクチンと肺炎球菌ワクチンの予防接種費用の負担金を支出するものであります。

6款、1項、1目基金積立金20万2千円の追加であります。基金から生じた利子を積み立てるものであります。

次に歳入をご説明申し上げます。

4ページにお戻りください。

1款、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税820万2千円の追加であります。現年

課税分であります。

2 款道支出金、1 項道補助金、1 目保険給付費等交付金188万 8 千円の追加であります。インフルエンザ予防接種事業等負担金に係る道補助金の追加であります。

3 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金20万 2 千円の追加であります。基金利子であります。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金618万 3 千円の減額であります。5 ページに渡りますが、繰入金額の確定に伴う補正であります。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算第 6 号の説明を終わらせていただきます。

議案第13号、令和 4 年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号について、ご説明申し上げます。

7 ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額から歳入歳出それぞれ478万 9 千円を減額し、予算の総額をそれぞれ 4 億7,339万 4 千円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、8 ページ、9 ページに記載しております第 1 表、歳入歳出予算補正のとおりであります。

はじめに、歳出をご説明申し上げます。

11ページをご覧ください。

2 款、1 項、1 目後期高齢者医療広域連合納付金478万 9 千円の減額であります。納付金額確定に伴う減額であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。10ページをご覧ください。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金478万 9 千円の減額であります。繰入金額確定に伴う減額であります。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算 第 2 号の説明を終わらせていただきます。

議案第14号、令和 4 年度幕別町介護保険特別会計補正予算第 3 号について、ご説明申し上げます。

12ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額から歳入歳出それぞれ9,878万 4 千円を減額し、予算の総額をそれぞれ28億6,914万 1 千円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、13ページ、14ページに記載しております第 1 表、歳入歳出予算補正のとおりであります。

歳出をご説明申し上げます。

19ページをお開きください。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス等給付費5,000万円の減額であります。事業計画に比して、通所リハビリや短期入所生活介護などの利用者数が少なかったことなどに伴う減額であります。

3 目 施設介護サービス給付費 5,000万円の減額であります。事業計画に比して、特別養護老人ホームと老人保健施設の入所者数が少なかったことに伴う減額であります。

21ページをご覧ください。

2 項介護予防サービス等諸費、3 目介護予防サービス計画給付費50万円の追加であります。要支援者にかかるケアプラン作成件数の増加に伴う追加であります。

22ページをご覧ください。

3 款、1 項、1 目基金積立金11万 6 千円の追加であります。基金利子を積み立てるものであります。

4 款地域支援事業費、1 項、1 目介護予防・生活支援サービス事業費、60万円の追加であります。訪問サービス利用者の増加に伴う追加であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。15ページにお戻りください。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料2,552万 2 千円の減額であります。現年度

分であります。

4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費国庫負担金1,678万8千円の減額であります。給付費の減額に伴う減額であります。

2 項国庫補助金、1 目調整交付金482万円の減額であります。1 節は、給付費の減額に伴う調整交付金の減額、3 節は、新型コロナウイルス感染症による保険料減免分に係る特別調整交付金であります。

2 目保険者機能強化推進交付金3万3千円の追加であります。交付金確定に伴うものであります。

3 目地域支援事業交付金11万9千円の追加であります。地域支援事業費の増額に伴う追加であります。

16ページになります。

4 目介護保険保険者努力支援交付金45万1千円の減額であります。交付金確定に伴うものであります。

5 款、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費支払基金交付金2,686万5千円の減額であります。給付費の減額に伴うものであります。

2 目地域支援事業支払基金交付金16万2千円の追加であります。地域支援事業費の増額に伴うものであります。

17ページをご覧ください。

6 款道支出金、1 項道負担金、1 目介護給付費道負担金1,556万9千円の減額であります。給付費の減額に伴うものであります。

2 項道補助金、1 目地域支援事業道交付金7万5千円の追加であります。地域支援事業費の増額に伴う追加であります。

7 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金11万6千円の追加であります。基金利子であります。

18ページになります。

8 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金1,239万3千円の減額であります。給付費減額に伴うものであります。

9 款、1 項、1 目繰越金311万9千円の追加であります。

以上で、介護保険特別会計補正予算 第3号の説明を終わらせていただきます。

議案第15号、令和4年度幕別町簡易水道特別会計補正予算第5号について、ご説明申し上げます。

24ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額から歳入歳出それぞれ3,639万5千円を減額し、予算の総額をそれぞれ4億9,550万1千円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、25ページ、26ページに記載しております第1表、歳入歳出予算補正のとおりであります。

27ページをご覧ください。

第2表、地方債補正、1 変更であります。中央監視システム統合事業ほか3事業について、事業費確定等に伴い借入額の変更を行うものであります。4事業の合計で2,370万円を減額するものであります。

歳出をご説明申し上げます。

30ページをご覧ください。

1 款水道費、1 項水道事業費、1 目一般管理費3,639万5千円の減額であります。簡易水道一般管理事務事業は、消費税額の確定による減額であります。簡易水道施設維持管理事業、簡易水道給水設備整備事業、簡易水道施設整備事業は、事業費確定等に伴う減額であります。31ページをご覧ください。起債利子償還事務事業（簡水）は、令和3年度債の借入れ利率が見込みより低利であったことから、減額するものであります。

歳入をご説明申し上げます。

28ページにお戻りください。

1 款分担金及び負担金、1 項、1 目負担金424万 7 千円の減額であります。事業費確定に伴うものであります。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目水道使用料10万 1 千円の減額であります。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金1,077万 1 千円の減額であります。

6 款諸収入、2 項、1 目消費税還付金242万 4 千円の追加であります。

29ページをご覧ください。

7 款、1 項町債、1 目水道事業債2,370万円の減額であります。事業費確定に伴う減額であります。

以上で、簡易水道特別会計補正予算 第 5 号の説明を終わらせていただきます。

議案第16号、令和 4 年度幕別町公共下水道特別会計補正予算第 4 号について、ご説明申し上げます。

32ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額から歳入歳出それぞれ666万 6 千円を減額し、予算の総額をそれぞれ11億5,063万円と定めるものであります。補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、33ページ、34ページに記載しております第 1 表、歳入歳出予算補正のとおりであります。

35ページをご覧ください。

第 2 表、繰越明許費であります。

2 款事業費、1 項下水道施設費、下水道施設建設事業2,827万 1 千円を繰り越すものであります。依田にありますマンホールポンプ制御盤更新工事と、札内みずほ町の雨水排水ポンプ所電気計装設備更新工事は、新型コロナウイルス感染症の影響により、半導体等の部品調達が困難となり、年度内に工事が完了できないことから、事業費の一部を繰り越すものであります。流域下水道建設事業負担金は、北海道が施工する十勝川浄化センターの電気設備工事と機械設備工事において、機器の製作に必要な部品の調達に時間を要したことに加え、入札不調により設計内容を見直し、年度内に事業が完了できないことから、これに係る町の負担金の一部を繰り越すものであります。

第 3 表、地方債補正、1 変更であります。

公共下水道建設事業ほか 4 事業について、事業費確定に伴い借入額の変更を行うものであります。5 事業合計で450万円を増額するものであります。

歳出をご説明申し上げます。

38ページをご覧ください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費127万 5 千円の減額であります。公共下水道一般管理事務事業と公共下水道使用料収納事務事業は、負担金確定に伴う追加、公共下水道公営企業法適用事業は、執行残であります。

2 款事業費、1 項下水道施設費、1 目下水道建設費427万 2 千円の減額であります。工事費及び負担金確定に伴うものであります。

39ページをご覧ください。

2 項下水道管理費、3 目管渠維持管理費11万円の追加であります。

3 款、1 項公債費、2 目利子122万 9 千円の減額であります。令和 3 年度債の借入れ利率が見込みより低利であったことから、減額するものであります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

36ページにお戻りください。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目下水道使用料402万 7 千円の減額であります。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目下水道事業費補助金126万 5 千円の減額であります。事業費確定に伴うものであります。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金587万 4 千円の減額であります。

7 款、1 項町債、1 目都市計画事業債470万円の減額であります。事業費確定に伴うものであります。

2 目資本費平準化債1,170万円の追加であります。起債可能額の確定に伴う追加であります。

37ページをご覧ください。

4 目公営企業法適用事業債250万円の減額であります。事業費確定に伴うものであります。

以上で、公共下水道特別会計補正予算 第4号の説明を終わらせていただきます。

議案第17号、令和4年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算第3号について、ご説明申し上げます。

41ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額から歳入歳出それぞれ1,953万7千円を減額し、予算の総額をそれぞれ2億1,168万8千円と定めるものであります。補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、42ページ、43ページに記載しております第1表、歳入歳出予算補正のとおりであります。

44ページをご覧ください。

第2表、地方債補正、1変更であります。

個別排水処理施設整備事業ほか1事業について、事業費確定に伴い借入額の変更を行うものであります。2事業合計で1,380万円を減額するものであります。

歳出をご説明申し上げます。

46ページをご覧ください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、261万8千円の減額であります。執行残であります。

2 款事業費、1 項排水処理施設費、1 目排水処理建設費1,351万7千円の減額であります。浄化槽の設置基数の減に伴うものであります。

47ページになります。

2 項排水処理管理費、1 目排水処理施設管理費315万7千円の減額であります。予算に比して対象基数が減となったことに伴う減額であります。

3 款、1 項公債費、2 目利子24万5千円の減額であります。令和3年度債の借入れ利率が見込みより低利であったことから、減額するものであります。

歳入をご説明申し上げます。

45ページにお戻りください。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目排水処理分担金86万5千円の減額であります。合併浄化槽の設置基数の減に伴う減額であります。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金487万2千円の減額であります。

6 款、1 項町債、1 目排水処理施設整備事業債1,110万円の減額、2 目公営企業法適用事業債270万円の減額であります。事業費確定に伴うものであります。

以上で、個別排水処理特別会計補正予算 第3号の説明を終わらせていただきます。

議案第18号、令和4年度 幕別町農業集落排水特別会計補正予算第5号について、ご説明申し上げます。

48ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額から、歳入歳出それぞれ318万1千円を減額し、予算の総額をそれぞれ8,603万円と定めるものであります。補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、49ページ、50ページに記載しております第1表、歳入歳出予算補正のとおりであります。

51ページをご覧ください。

第2表、地方債補正、1変更であります。

農業集落排水設備更新事業ほか2事業について、事業費確定に伴い、借入額の変更を行うものであります。3事業合計で260万円の減額であります。

歳出をご説明申し上げます。

54ページをご覧ください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、261万8千円の減額であります。執行残であります。

2 款事業費、1 項排水処理管理費、1 目排水処理施設管理費48万4千円の減額であります。執行残

であります。

55ページをご覧ください。

3款、1項公債費、2目利子7万9千円の減額であります。令和3年度債借入れ利率が見込みより低利であったことから、減額するものであります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

52ページにお戻りください。

1款使用料及び手数料、1項使用料、1目排水処理施設使用料238万5千円の減額であります。現年賦課分であります。

2款国庫支出金、1項国庫補助金、1目農業集落排水事業費補助金18万7千円の減額であります。事業費確定に伴うものであります。

4款繰入金、2項他会計繰入金、1目一般会計繰入金199万1千円の追加であります。

6款、1項町債、1目農業集落排水整備事業債10万円の追加、2目公営企業法適用事業債270万円の減額であります。事業費確定に伴う補正であります。

以上で、農業集落排水特別会計補正予算第5号の説明を終わらせていただきます。

議案第19号、令和4年度幕別町水道事業会計補正予算第5号について、ご説明申し上げます。

56ページをご覧ください。

第2条は、収益的収入及び支出の補正であります。

初めに、収入であります。

第1款、水道事業収益、既決予定額5億8,009万8千円から、補正予定額899万3千円を減額し、5億7,110万5千円と定めるものであります。

支出であります。

第1款水道事業費用、5億3,230万4千円から、補正予定額581万2千円を減額し、5億2,649万2千円と定めるものであります。

第3条は、資本的収入及び支出の補正であります。

57ページをご覧ください。

収入であります。

第1款、資本的収入、1億7,405万2千円から、5,044万5千円を減額し、1億2,360万7千円と定めるものであります。

支出であります。

第1款資本的支出、4億562万1千円から、2,256万8千円を減額し、3億8,305万3千円と定めるものであります。56ページにお戻りをいただき、第3条の2行目の中ほどをご覧ください。ここに記載しておりますとおり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億5,944万6千円は、過年度分6,565万5千円と当年度分1億9,379万1千円の損益勘定留保資金をもって補てんするものであります。

57ページをご覧ください。

第4条は、企業債の変更であります。配水管布設整備事業の限度額を5,130万円減額し、1億680万円に改めるものであります。

補正予算第5条は、たな卸資産に係る購入限度額の変更であります。224万2千円に改めるものであります。

58ページになります。

収益的支出であります。下段の表をご覧ください。

1款水道事業費用、1項営業費用、2目配水及び給水費、302万2千円の減額であります。13節は執行残、28節は電気料の追加であります。5目総係費178万5千円の減額であります。執行残であります。

2項営業外費用、1目支払利息及び配当金、100万5千円の減額であります。令和3年度債の借入れ利率が見込みより低利であったことから、減額するものであります。

収益的収入についてご説明申し上げます。上段の表をご覧ください。

1 款水道事業収益、1 項営業収益、1 目給水収益960万 2 千円の減額であります。現年賦課分であります。

2 項営業外収益、7 目雑収益60万 9 千円の追加であります。公共下水道事業特別会計からの受託収入であります。

59ページをご覧ください。

資本的支出であります。下段の表をご覧ください。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目配水管整備費1,567万 1 千円の減額であります。事業費確定に伴う補正であります。

2 目営業設備費689万 7 千円の減額であります。執行残であります。

資本的収入についてご説明申し上げます。上段の表をご覧ください。

1 款資本的収入、1 項、1 目企業債5,130万円の減額であります。

6 項、1 目負担金85万 5 千円の追加であります。水道管移設工事の事業費確定による負担金の追加であります。

以上で、特別会計及び水道事業会計の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 12 号、令和 4 年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第 6 号）は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 13 号、令和 4 年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 14 号、令和 4 年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 15 号、令和 4 年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第 5 号）は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。議案第 16 号、令和 4 年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第 4 号）は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 17 号、令和 4 年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 18 号、令和 4 年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算（第 5 号）は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。議案第 19 号、令和 4 年度幕別町水道事業会計補正予算（第 5 号）は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

〔休会〕

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

議事の都合により、明 3 月 1 日から 7 日までの 7 日間は、休会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、明 3 月 1 日から 7 日までの 7 日間は、休会することに決定いたしました。

〔散会〕

○議長（寺林俊幸） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は、3 月 8 日、午前 10 時からであります。

11 : 54 散会

第 1 回 幕別町議会定例会

議事日程

令和 5 年第 1 回 幕別町議会定例
(令和 5 年 3 月 8 日 10 時 00 分 開会・開議)

	開会・開議宣告（会議規則第 8 条、第 11 条）
	議事日程の報告（会議規則第 21 条）
日程第 1	会議録署名議員の指名
	9 酒井はやみ 10 野原恵子 11 田口廣之
日程第 2	一般質問（5 人）

会議録

令和5年第1回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 令和5年3月8日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 3月8日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (16名)
議 長 寺林俊幸
副議長 中橋友子
1 石川康弘 3 内山美穂子 4 藤谷謹至 5 小島智恵 6 若山和幸
7 岡本眞利子 8 荒 貴賀 9 酒井はやみ 10 野原恵子 11 田口廣之
12 谷口和弥 14 千葉幹雄 15 小川純文 16 藤原 孟
- 6 欠席議員
2 小田新紀 13 芳滝 仁
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 飯田晴義 副 町 長 伊藤博明
教 育 長 菅野勇次 代 表 監 査 委 員 八重柏新治
企 画 総 務 部 長 山端広和 住 民 生 活 部 長 寺田 治
保 健 福 祉 部 長 樫木良美 経 済 部 長 岡田直之
建 設 部 長 小野晴正 会 計 管 理 者 合田利信
札 内 支 所 長 新居友敬 忠 類 総 合 支 所 長 笹原敏文
教 育 部 長 川瀬吉治 政 策 推 進 課 長 白坂博司
総 務 課 長 佐藤勝博 地 域 振 興 課 長 谷口英将
糠 内 出 張 所 長 宮田 哲 住 民 課 長 本間 淳
こ ど も 課 長 平井幸彦 保 健 課 長 宇野和哉
学 校 教 育 課 長 西田建司 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長 鯨岡 健
- 8 職務のため出席した議会事務局職員
事務局長 萬谷 司 課長 北原正喜 係長 川瀬真由美
- 9 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
9 酒井はやみ 10 野原恵子 11 田口廣之

議事の経過

(令和5年3月8日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（寺林俊幸） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、9番酒井議員、10番野原議員、11番田口議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（寺林俊幸） ここで、諸般の報告をいたします。

去る2月24日、十勝町村会通常総会が開催され、経営苦境にある十勝の酪農業への支援を求める特別決議が採択されたことの情報提供がありましたので、お手元に配布いたしました。

後ほどご覧いただきたいと思います。

次に、事務局から諸般の報告をさせます。

事務局長

○議会事務局長（萬谷 司） 2番小田議員から、13番芳滝議員から、本日欠席する旨の届出がありましたので、報告いたします。

○議長（寺林俊幸） これで、諸般の報告を終わります。

[一般質問]

○議長（寺林俊幸） 日程第2、これより一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、酒井はやみ議員の発言を許します。

酒井はやみ議員。

○9番（酒井はやみ） 通告書に従いまして、質問いたします。

子どもたちの命を守り、保育を充実させるために。

安全であるべき保育所で、昨年、子どもへの虐待や不適切な保育が各地で発覚し、保護者や保育士など関係者に衝撃を与えました。また、通園バスに置き去りにされた子どもが亡くなる事故も起きました。それぞれの原因究明や再発防止を徹底することは言うまでもありませんが、背景として、慢性的な保育士不足による現場の疲弊が指摘され、その打開を求める声が相次いでいます。

現在、国の配置基準では、保育士1人が担当する子どもの数はゼロ歳児3人、1、2歳児6人、3歳児20人、4、5歳児は30人とされています。特に4、5歳児は基準ができた75年前から一度も変わっておらず、OECD諸国の中でも大きく遅れています。

愛知県の保育士や保護者でつくる「子どもたちにもう一人保育士を！実行委員会」が昨年実施した

アンケートで、保育施設の職員のうち 84%が「災害時に子どもの命と安全を守れない」と答えています。配置基準の改善を求める意見書が地方議会からも上がっています。

「子どもの権利条例」を持つ幕別町として、子どもたちの安全と発達を保障するため、保育の質の向上に努めることは不可欠の課題だと考えます。保育の現状と課題について、以下の点を伺います。

1、保育士の配置基準の引上げを。

①保育内容や安全管理に対する不安や課題など、寄せられている声は。課題をつかみ改善する努力は、どのようにされているか。

②公私保育園ともに連携し、質の向上につなげるための取組を考えてはどうか。

③保育士の実配置と、その基準、また、基準改善にどう取り組んできたのか。

④国の配置基準について、町の評価は。国に基準改善を求めるべきと考えるが、町の考えは。

2、保育士の処遇改善を。

①今後の処遇改善の必要性について、町の考えは。

②町独自で処遇改善に取り組むべきと考えるが、町の考えは。

3、待機児童の解消を。

①今年度当初の待機児童数は。

②年度途中の入所希望がかなわなかった子どもの数は。

③来年度の待機児童の見通しは。

④解消に向けて考えていることは。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 酒井議員のご質問にお答えいたします。

「子どもたちの命を守り、保育を充実させるために」についてであります。

昨年6月に静岡県裾野市の保育園において、保育士が児童の足を持って宙ぶりにするなどの不適切な保育や虐待行為が行われていたという事案が発生し、その後も全国で同様の事案が相次ぎ、静岡県牧之原市では、通園バスに置き去りにされた子どもが亡くなる事故が発生しました。

本町においては、これまでこのような事例はありませんが、相次ぐ事案の発生を受け、国では、厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室から、昨年12月7日付で「保育所等における虐待等に関する対応について」を発出し、保育所等における対応についての留意事項を通知するとともに、児童福祉法の一部を改正し、児童の安全確保に係る規定等を加える改正が行われたことから、本定例会で関連条例の改正を提案しているところであります。

本町においては「幕別町子どもの権利に関する条例」に基づき、一人ひとりの子どもの最善の利益を考慮しながら、子どもの健やかな育ちを支援し、安心安全な環境づくりに努めるとともに「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に従い「保育指針」に基づく適切な保育を行っているところであります。

質問の1点目「保育士の配置基準の引上げを」についてであります。

1つ目の「保育内容や安全管理に対する不安や課題など、寄せられている声は、課題をつかみ改善する努力はどのようにされているか」についてであります。

保育内容についての不安や課題の声は、寄せられてはおりませんが、そうした声があった場合に備え、各保育所には要望・苦情等に対応する受付担当者と解決責任者をそれぞれ配置しており、いつでも保護者の目に留まるよう保育所玄関に担当者名等を掲示するとともに、保護者から要望・苦情等を受けた際には、速やかに面談を行い、解決に当たる体制を取っているほか、日頃から不安や課題に感じる点があれば気軽に相談いただけるよう、保護者とのコミュニケーションに努めております。

また、安全管理の面においては、これまでに施設の劣化部分に係るご指摘がありましたが、その都度、速やかに対処しているほか、日常においても施設の安全点検を行い、安全確保に努めているところであります。

2つ目の「公私保育園ともに連携し、質の向上につなげるための取組を考えてはどうか」について

は、隔月で私立も含めた保育所長会議を開催しており、その中で保育情報の共有や個別の保育事例について意見交換を行うなど、保育内容の充実や質の向上を図っているところであります。

3つ目の「保育士の実配置と、その基準、また、基準改善にどう取り組んできたのか」と、4つ目の「国の配置基準について、町の評価は、国に基準改善を求めるべきと考えるが、町の考えは」についてであります。

はじめに「保育士の実配置」についてであります。令和5年2月1日現在における児童数、職員配置数は、幕別中央保育所では児童数76人に対し配置基準8人のところ12人を配置、札内北保育所では児童数86人に対し配置基準9人のところ12人を配置、札内さかえ保育所では児童数126人に対し配置基準13人のところ16人を配置しております。

次に「実配置の基準と基準改善の取組、また、国の配置基準に対する町の評価及び基準改善を求めるべきでは」についてであります。

町での人員配置については、国の配置基準をベースに、入所面接における児童の状況や、発達支援センター、子育て支援センター、その他母子保健部局など関係部署の情報等を基に、支援が必要な児童やクラス運営の状況等に応じ保育士を加算配置し、保育の質や安全管理が十分確保できる人員配置としているところであり、国の基準は最低限の人員配置を定めたものと捉えておりますので、基準が改定されることに伴って財政措置が手厚くならない限りは、国に対して、配置基準の改善を求めることは考えておりません。

ご質問の2点目「保育士の処遇改善を」についてであります。

1つ目の「今後の処遇改善の必要性について、町の考えは」と、2つ目の「町独自で処遇改善に取り組むべきと考えるが、町の考えは」については、関連がありますので、併せて答弁させていただきます。

正職員保育士の処遇については、従前から他職種の職員と同様に、人事院勧告に準拠した給料表を適用していることから、今後も勧告に従い改善を行うこととしております。

また、会計年度任用保育士については、令和2年度の制度導入時から他職種や他市町村との均衡を考慮した給料表としており、経験年数による昇給や、期末手当の支給、病気休暇や夏季休暇等の特別休暇の付与など、導入前に比べて処遇の向上が図られたものと考えております。

このほか、有資格の会計年度任用保育士については、令和3年度に給料表の2号給引上げを行っているほか、産前産後休暇や配偶者出産休暇、育児参加休暇など新たな休暇制度の創設や、共済保険の適用範囲の拡大などによる処遇改善を、適宜行っているところであります。

ご質問の3点目「待機児童の解消を」についてであります。

1つ目の「今年度当初の待機児童数は」については、入所希望児童数553人のうち、入所児童数532人、入所できなかった児童数は21人で、このうち2人は育児休業を延長、1人は認可外保育施設に入所、5人は事業所内保育事業所に入所、5人は家庭内保育事業所に入所、1人は幼稚園に入園、4人は希望保育所を限定した待機であったため、待機児童数は3人です。

2つ目の「年度途中の入所希望がかなわなかった子どもの数は」については、4月2日以降の入所希望児童数47人のうち、入所児童数23人、入所できなかった児童数は24人で、このうち15人は育児休業を延長、1人は希望保育所を限定した待機、7人は認可外保育施設に入所したため、待機児童数は1人です。

3つ目の「来年度の待機児童の見通しは」については、2月28日現在、入所希望児童数534人のうち、入所決定児童数519人、入所保留児童数は15人ですが、このうち5人は事業所内保育事業所に入所、4人は家庭内保育事業所に入所、6人は希望保育所を限定した待機であることから、待機児童数は0人となる見込みであります。

4つ目の「解消に向けて考えていることは」については、各保育所の入所希望数が施設の定員を超過した場合においても、児童1人当たりの認可基準の面積要件の限度内で、保育の安全を確保した上で、保護者が希望する保育所に入所できるよう最大限配慮するとともに、民間の各保育施設との連携

強化及び認可外保育所とも調整を図るなどして、待機児童の解消に努めてまいります。

以上で、酒井議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） それでは再質問いたします。

2022年は、虐待や子どもの心身を脅かす保育が、全国各地の保育園で明らかになりました。これは当初、私も驚いたのですが、たまたま頻発したのかなという思いもあったのですが、こうした事故が年々増えているという報道がありました。

内閣府の調査で、保育関連施設での事故が、2015年以降増え続けているということが示されています。2015年認可保育所での死亡事故を含む重篤な負傷などがあった件数というのは、344件だったのですが、翌年は475件、続けて729件、894件、1,081件と増え続け、2021年には1,191件になっています。この調査結果を見て、頻発する保育現場での問題を、他人事にははいけないのかなと思いました。

この一連の事故を受けて、全国のほかの園でも、同じようなバスの置き去り事例があったとか、不適切保育についても、各地の保育士さんが、うちでも似たような現実があると話している報道もありました。

幕別町でこうしたことがあるとは思っていませんけれども、子どもたちを取り巻く状況が、今大きく変化してきています。女性の働き方とか、コロナ禍で子育て環境が大きく変わるだとか、保育の行政も大きく動く中で、保育現場でどんな変化が起こっているのかということをしっかり把握をして、こうした事故を起こさないことはもちろん、より質の高い保育の提供につなげていかなければならないと思い、今回、質問のテーマにしました。

保育内容や安全管理に対する不安や課題など、寄せられている声はということで、そうした声はないという答弁だったので、また改善する体制も取っているということで、その点は安心したのですが、各保育園ごとに、保護者にアンケートを、年に1回か2回ぐらい取っていると思いますけれども、町で保護者からの回答内容について、把握をしているのかどうか、公立、民間両方について掌握されているかどうか。また、されていればどういう声があるのかということについて、お聞きします。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（平井幸彦） 各保育所、民間も含めて日常的に所長をはじめとして、保育内容ですとか運営に関して、いろいろと話を聞いております。その中で、保護者からの意見というものが含まれていれば、その都度聞くことに努めておりますが、保育内容についてはないということで、どちらかというと個人的な成長であったり、自身の保育についてというところがほとんどでございます。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） アンケートに取り組んでいるその結果は、町のほうで把握するようにはなっているのですか。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（平井幸彦） すみません。年1回のアンケートというところでは、今はちょっと私のほうで把握できていないのですが、ただ各保育所で報告すべき事項というか、改善を求められているものについては、聞き取ってきております。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） 先ほどもお話ししましたように、この子どもたちをめぐる状況が大きく変わっている中、また保護者の意識も変わっていく中で、いろいろな声が上がっていると思うのです。せっかく保育園ごとにアンケートに取り組んでいるので、出されている声について、町のほうとしてもつかんでいくことが大事かなと思うのですが、その点についてのお考えはいかがですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） アンケートについては、とても大事なことでありますけれども、それより

何より日常的な見守りです。子どもたちにどういふ変化があるのかないのか。そして保護者から、送り迎えの際に会話をするわけですから、そういう中で異常がないのかどうなのか。あるいは要望があるのかないのか。このようなことを聞くことが一番大事でありまして、そこから改善すべき点は改善されていくと、そういうことでやっておりますので、アンケートばかりではなくて、日常的に声を聞いて改善につなげているということでもあります。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） とても大切なことだと思って、聞くことは当然大切で、保育園のほうも努力していますし、保護者のほうも機会があればお話しはしていると思います。ただ、アンケートでしか書けないという方もいらっしゃるのほうも現実で、コロナでなかなか保育園の保育室まで入れないだとか、玄関までしか入れなくて、先生方と話す機会も圧倒的に減ったという現実もあるので、いろいろな手段で声をつかんでいくことが大事という意味で、お伝えしたので、ぜひ検討していただきたいと思います。

現場の状況をつかむことについてもう一点ですけれども、保育士さんのほうからの声は、どのようにつかんでいるのかなということ。従来から現場のヒヤリハット事例というのは、たくさんあると思いますが、例えばこちらの子どもを見ているときに、違う子どもたちが危険な遊具、年齢に合わない遊具に登ってしまっただとか、アレルギーのお子さんが、通常食の子どもの食事に手を出しただとか、いろいろなヒヤッとする事例というのは、従来からあったと思います。それに加えて、このコロナ禍で保育士さん消毒などの業務も増えて、心身のストレスも多くなっているのではないかと思います。保育士さんの残業や持ち帰り仕事の実態が把握されているのかなという思いや、保育士さんの目から見た安全管理についての不安だとか、問題意識を町がつかめるような仕組みがあるのかということについてお聞きします。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（平井幸彦） まず保育士一人ひとりという声では、各保育所の中で所内の会議というものを挙げておまして、一人ひとりの声というものは、園の中で、聴取に努めております。それによって、必要な対応があれば各所から、また私のほうでも聞いたときには、対応を心がけるということでもあります。そして、例えて言われました持ち帰りのような仕事ということは、現状においては挙げておりません。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） 分かりました。質問の2つ目に、公私保育園ともに連携できるような仕組みをということでお伺いをして、隔月で保育所長会議を開催しているというお話を伺って、ああ、そうなのかと思ったところなんですけれども、この対象となる保育園というのは、例えば町には事業所保育園や、家庭的保育園があるのですけれども、そういったところも含まれるのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（平井幸彦） 現在の構成におきましては、町立の施設3保育所と2つの私立保育所、それから子育て支援センターと発達支援センター、それと忠類保育所が今の構成であります。そこに新年度から、今、例として言われました事業所内保育所と家庭内保育所、そちらのほうも隔月で開催している、次は4月になりますけれども、そちらの会議から参加をいただくご案内をさせていただいております。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） 分かりました。保育園によっては、このコロナ禍でお子さんの体調の状況で、どこまで出席可能だとか、その時々でのコロナの感染状況によって、対応が変化せざるを得ないということで、混乱もあったかと思うのですけれども、保育園側でよかれと思ってといいますか、結構厳しめの、例えばちょっと咳が出たら駄目だとか、そういうこともあったのかなと思ひまして、どの保育園でも、同じ基準でお子さんを預かって、保護者の方の就労をちゃんと保障できるような仕組みが必要ではないのかなという問題意識もありまして、今、ご質問をしたのですけれども、先ほどの答弁のと

おりであるということですので、どの保育園でも預かりの基準などに差が生まれないように、対応していただけたらというふうに思います。

3つ目の質問で、保育士の配置基準についてです。

今、質問の通告書の中でもお話をしたのですが、愛知県の保育関係団体が呼びかけた「子どもたちにもう一人の保育士を！」という運動が全国で広がりつつあります。保育関連施設全体で事故が増えているという背景に、長年変わらない保育士の配置基準があるとして、国に配置基準の改善を求めています。

先ほど町で、各保育園にどれだけの保育士を配置しているかということをお聞きしましたが、どの保育園も加配をしているのかなという印象でお聞きしました。町立の保育園だけの報告だったので、札幌南保育園と札幌青葉保育園についても、お答えいただけますでしょうか。保育士の配置の数について。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（平井幸彦） 申し訳ございません。ただいま、私立の保育所の資料は持ち合わせておりません。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） 以前には、町としても職員の配置について、詳細に資料をいただいたことがありましたが、町が委託している保育園でありまして、町の子どもたちを預かっていただいているということですので、どういう実態保育をしているかということは、町としても掌握していただきたいと思うのですが、その点についてのお考えはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（平井幸彦） 運営体制については、例えば5年度の入所であれば、去年の12月に各保育所、保育園の園長に、各年齢児何人の申込みがあり、何かしらの支援が必要な子が何人いますとか、そういう状況を確認した中で、加算の人数を何人配置するということは、保育の必要性、安全性というところから決定しておりますので、数字は持ち合わせておりませんでしたが、各年齢児、私立の保育所も基準を大きく上回る配置を行っております。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） それでしたら、年度に一度は把握しているということですか。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（平井幸彦） はい。まずスタートについてはそういうことです。あとは追加の入所であるとか退所であるとか、そういう変化があれば、都度協議をするということになります。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） 分かりました。民間保育園は町立保育園以上に正職員の人数たくさん配置がされているというのは、以前の資料でもありましたが、きっとそうなのかなというふうに想像するところですが。町も民間も、国の基準以上に保育士を配置して保育をしていただいています。それだけ国の基準が明らかに足りないということなのかなというふうに思います。

国に基準改善をということで質問をしましたが、これは当然、国の財政措置を含んでの要望としてお聞きしたのですが、その上に立って配置基準を求める考えは。改めてお聞きします。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今の配置基準が、地方交付税上どういうふうに見られているのかということは、調べてみたのですが、明確に分からなかったのです。配置基準が増えればというか、例えば5、6歳であれば25人に1人等になったときに、それに対応する増える職員数が、交付税上に見られるのかどうなのかということが問題になってくると思います。見られないのだったら今と変わらないわけですから、我々は一般財源でそこは対応しているわけですから、しっかりと財源もつけた上で、増員基準を下げてくださいということであれば、それは大いに賛成かなというふうに思っています。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） 今、保育関係団体が呼びかけているのは、もちろんそういう内容でありまして、とりえず基準の数だけ増やしてもらえればいいということではなく、財政も併せて国にきちんと措置してもらおうということで、運動が始まっているのだと思います。

その運動団体が指摘しているのは、この国の配置基準では、子どもたちの安全を守れないというのが第一にあります。質問の中でもお話ししましたように、1歳児6人を1人の保育士で、例えば地震や火災などの災害があったときに守れないと答える保育士が84%という結果が出ています。

そうしたことから、一人ひとりの声を聞いて、その一人ひとりの発達に向き合う保育ができるかどうかという、とてもではないけれども手が足りないということが言われています。子どもたちを守るという観点から、国の配置基準、保育士の人数が足りていると考えているのかどうか、その点について改めて伺います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは1回目の答弁でもお答えしておりますように、国の指針というのはあくまでも最低限の基準を定めたもので、我々としてはそれをベースにしながら、そのクラスがどういう編制になるのか。中には手のかかる子もいるだろうし、クラス全体へしっかり保育が行き届くかということを考えながら、必要に応じて加配をしているということでもありますので、これは足りるか足りないかは、そのクラス編制であったり、その学年の子どもたちがどういう顔ぶれなのか、そのようなことによっても違ってきますので、そこは一概に国の基準が足りるか足りないかということではなくて、安全に子どもたちをお預かりする、適正な保育ができるということに尽きるわけでありまして、それぐらいしっかりやるために加配をしていると、あるいは加配をしないで通常どおり運営しているということでもあります。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） 町が加配しているかどうかは、取りあえず置いておいて、国の基準についてですけれども、お子さんの状況によっては足りるという考えなのかなと、今理解したのですけれども、例えば1歳児6人を1人でというのは、1歳のお子さんに触れたことがある方だったら、誰でもちょっとそれは無理ではないか、ゼロ歳3人を1人というのも、とてもではないけれども無理ではないというのは、現場に少し、5分でも現場を見れば分かるのかなと、そういうこととしてお聞きしたのですけれども、4、5歳児も30人を1で見られるのかということについて、どのようにお考えですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは、見られるか見られないかというのは、そのクラスにどういう子がいるのかによって、大きく異なってきますので、一般論でこれはお話をすることは、なかなか難しいのではなかろうかと思います。

ただ、これは5歳児が30人です。小学校1年生が40人です。そういう成長を考えていったときに、これが妥当なのか妥当ではないのかということは、なかなか難しいなと思っていまして、そこは現場を第一に見た中で、きちっとした子どもたちの安全性が確保できるのかどうなのか、きちっとした保育ができるのかどうなのか、そこに尽きるのかなというふうに思っていますので、それが例えば一応の基準として、30人に1人だとしながら、手のかかる状況によって加配を認めてもらうとか、そういうことが一番実態にはふさわしいのかなというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） 過度に認識が私とはずれているのかなという印象を受けたのですけれども、現場を見てもらったらいいのかなというふうに思います。

今、幕別町の保育園でも使っているコドモンという保育施設が利用しているシステムがあるのですけれども、その会社が、この間、保育士の基準について、保育士にアンケートを取っています。ゼロ歳で妥当だと思う職員の人数は2人だという人が81%。1歳児では3人に1人が妥当だというのが49.8%。2歳児では4人に1人というのが妥当と答える人が38%。3歳児では10人に1人だという人が40.8%というふうに、保育士の実感としては、こういった数字も出されています。

先ほどもお話ししましたように、愛知の保育団体からは、災害時が特に心配だ。また、それ以外にも外遊び、お散歩も心配だというのが60%います。子どもたちの遊びを保障したり、一人ひとりに向き合うのは、とてもではないけれども足りないということで、どうしても少ない人数で子どもを見ようと思うと、管理的な保育にならざるを得ない。外遊びさせてあげたくても出られないという声もお聞きしています。

まず、現場の保育士さんたちの声も聞いていただいて、今、加配もしているので、具体的には30人を1人で見ているという実態があるのかどうかは、ちょっとあれですけども、ぜひ聞いてみていただきたいなというふうに思います。

今、政府もこうした声を受けて、先日、3月に入ってすぐ厚生労働大臣、加藤大臣がこの基準の改善の必要性について言及していました。「他の国と比較しても必ずしも配置基準が十分でないという指摘は、受け止めていかなければいけない。安定財源を確保し、早期に対応しなければならない」というふうに答弁をしていますし、岸田首相もそうしたニュアンスの発言をしています。

コロナ禍でこの間、自粛保育で少人数保育を経験する保育士さんもたくさんいたのですけれども、そうした方からは「今まであまり話を聞けなかった子の話を聞けた」だとか「子どもと笑い合える時間が増えた」だとか「一人ひとりと向き合えて、こんな保育がしたかったのだと実感した」だとか、そういった声が寄せられています。全国的にも子どもたちへの日々の保育に、いかに余裕がなかったかということが実感されて、安全についてもこの人数で守れるのかという思いが広がって、こういう運動が始まっているのだというふうに思います。

ぜひ問題意識を持って、町の保育についても検討していただきたいし、質を高めようと思えば保育士を増やさなければいけないけれども、国の財政支援がなければ保育士を増やせないという悪循環に陥るというふうに思いますので、ぜひ検討していただきたいなというふうに思います。

次に、保育士の処遇改善についてです。

この間、いろいろと努力をしてきていただいたのは、答弁で感じたところです。それでもなお、2021年の国の調査では、保育士の平均月収は全産業の平均より約8万円低いというふうに指摘をされています。なかなか町独自でどのように取り組むかというのは、難しいかなというふうにも思うのですけれども、例えば住宅支援だとか奨学金制度だとか、そういうことをやっている自治体もあります。また、処遇改善といった場合に、賃金だけではなくて、働く環境の改善もあるかなというふうに思います。保育士さんの勤務時間だとか残業時間の把握などは、町ではされているのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（平井幸彦） 時間外については、数字的なものは持ち合わせておりませんが、保育に関わる時間外というものは、通常ほとんどありません。運営に係る、各保育所における会議の時間ですとか、それが時間外に開催。あとはこの冬であれば、除雪のためにちょっと先に出勤した時間外というところはありますが、保育による時間外というものは、基本はありません。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） 保育士の仕事は、保育だけではなくいろいろな実務作業も含めてですので、それもそういう意味で残業があるのかということをお聞きしたのですけれども、数を、実態を把握、正確にはちょっとつかまえてはいないということでしたが、ぜひ保育士が働く実態をつかんで、どういう対応が必要なのかを、きっと民間保育園よりも町立保育園のほうが、正職員の数が少なくて業務が多くて大変だという声もお聞きしています。そのような中で、なかなか後継者といいますか、次の世代の保育士が育っていかないという声も、以前にお聞きしています。保育士の働く実態をつかんで、改善が必要かどうかを、常に掌握して検討していただきたいと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（平井幸彦） 時間外実績の把握なのですけれども、ちょっと先ほど漏れておりました。

正職員につきましては、毎月、前月の時間外の集計時間というものを確認しております。その中で、大きな時間外をしているところがないかどうかというところは、確認しております、あとは会計年

度につきましては、それもシステムの中で申請という形での時間の確認がありますので、そちらのほうでの把握に努めております。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） 分かりました。

次に、最後の待機児童の解消について伺います。

令和4年度のスタート時点で、札内青葉保育園が定員を増やしたのですけれども、5つの認可保育園を希望した21人の方が入れなかったということでした。さらに年度途中の希望では、24人が入所を断られている。この新年度については、15人が5つの認可園への入所がかなわなかったという報告だったかと思います。

令和4年4月はじめの待機児なののですけれども、北海道のホームページを調べてみましたら、十勝で待機児が出ているのが、幕別の3人だけだったのです。潜在的待機児は、帯広、音更もあったのですけれども、十勝では幕別だけだった。全道で待機児童数の総数が22人しかいないということだったので、そのうちの3人だったということで、幕別の実態がちょっと課題だなというふうに思ったところです。

新年度について、15人が入所がかなわなかったということなののですけれども、その年齢の内訳を教えてくださいいただけますか。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（平井幸彦） ゼロ歳児1人、1歳児4人、2歳児10人の15人でございます。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） 希望保育所限定だったという6人についてですけれども、これは札内地域と幕別本町地域をまたぐ希望なのか、札内の中での希望なのか、その辺が分かればお願いします。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（平井幸彦） 6人につきましては、6人とも札内地区の保育所を限定して希望しております。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） 札内地域限定ですが、本町なら空きがあるという紹介でかなわなかったのか、それとも札内のほかの園なら入れたのだけれどもということだったのか、どうなのですか。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（平井幸彦） 札内地区限定の希望でありまして、そこだけというような希望での待機でございます。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） 改めてお聞きします。

本町なら空きがあるけれどもと言われて、ちょっとそれはできないからということで、入れなかったということですか。それとも南保育所なら開いているけれども、青葉がいいということだったのですか。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（平井幸彦） 札内の中でも、南保育園、それから青葉保育園、それからさかえ保育所というような、人によって第一希望がどこというのは様々なのですけれども、その3所しか希望しないという希望でありまして、そこの中での入所ができなかったということでございます。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） 分かりました。

幕別町の「子ども・子育て事業計画」では、待機児童は令和4年度は2人しか出ない予想だったのが、入れなかった人が21人いたと。令和5年は6人の予想だったのですけれども、15人が入れなかったということです。この待機児童や潜在的待機児童が生まれる理由について、見通しと実際がかなり数が違うのかなという印象ですけれども、なかなか計画どおりになっていないという理由は、どの

ように分析されていますか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 推計との乖離が生じていることは、そういうことによって保育所には入れない方が出てきたことは、本当に申し訳ないなというふうに思っています。

ただ言えることは、預け入れする率が上がってきていると、予想を超えて上がってきていることによって、待機児童が発生しているというふうに考えております。ただこれも、いつまでも続くかということではなくて、来年、再来年見越した中では、待機児童は、ほぼ解消されるのかなと。これも何とも分かりませんが、そういうような推計をしているところであります。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） 年度当初の数に、何とか今もいろいろと振り分けたりとか、育休延長等で人数も結果的には減っているのですけれども、そういう結果で減っているということと、あと年度途中の希望者が二十数人、その前の年は四十数人はじかれたというふうに記憶しています。年度が変わるときだけではなくて、出産だとか女性の働き始めたいタイミングというのは、年間通じてどのタイミングになるのか分からないということもありますので、年度途中での入所希望者についても、きちっと受け皿をつくっていくという発想を持つべきではないかなというふうに考えるのですけれども、その点はどのようにお考えでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 受け皿をつくらと言いましても、簡単には施設はできませんし、保育士の確保も、今、非常に不足していますので、これも簡単ではないわけで、ここは本当に申し訳ないのですけれども、建物を造って90人の定員の保育所を造ったはいいいけれども、今、どんどん少子化で、本町においても、合計特殊出生率が1.4台で推移している。年によっては1.3ということもありますので、そうなってきたら、非常に無駄ということにはならないのかもしれませんが、非常に後々の利用が難しくなるということもありますので、ここは何とか、町内の保育所、さらには認可外保育所であったり事業所内保育所に協力をいただきながら、預けられるところの確保ができればというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） 毎年、ゼロ、1、2歳児を中心に、年度初めから入れなかったというお子さんがいらして、年度途中も何十人か受け入れられないというのは、来年解消できるもの、その次の年解消できるものではないのではないかなと、働く保護者が増えているということもありますし、何年これを繰り返していくことになるのかなということを考えると、やはりそこは解決していく姿勢に立っていないのではないかなというふうに思うのですけれども、年度途中も含めて、希望者に入所してもらえる保育を提供する責任が自治体にあるのではないかと考えるのですけれども、改めてお考えをお聞きます。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） そこは町内の保育所で受け入れられれば、それにこたえたことではないわけですが、先ほど申し上げたように、施設を建てるとなれば、耐用年数60年、70年。そう考えると、2060年に我が町の人口が1万9,457人になってしまうわけですよ。そう考えるときに、果たしてこれは本当に有効な投資なのかどうなのかということも考えなければならぬ。限りある財源をいかに使っていくかという中で、本当に申し訳ないのですが、町立保育所以外も含めて、何とか預けられるように調整に努めていきたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） 待機児童の解消は、喫緊の課題なのですけれども、同時に前段の話の中でありましたように、子どもたちが話をしっかり聞いてもらえて、関わってもらえる、そういう豊かな成長や発達が保障される保育の質を、どう充実させていくかということが、今、問われているのだと思います。ずっと待機児童解消のことがクローズアップされて、とにかく定員オーバーさせても、保育士

の資格がなくても保育士になって、そこに子どもをとにかく預けるということが先行されて、そこから保育現場の疲弊が起きて、事故が多発しているという背景があるのかなというふうに思います。

やはりそういうふうになる中で、質をどう高めるかということが改めて問われているのではないかなというふうに思います。町としても、子どもたちの権利を守る立場に立って、豊かな保育を保障していく、この課題は人口減少が見込まれる将来のまちづくりにも大きく影響していくと思います。

この間も、幕別だからこそというふうに、この町を選んで子どもを産み育てている若い世代にたくさん会ってきました。事業計画の中間見直しもれるのかと思いますけれども、十分な検討、研究をしていただくことを期待して、質問を終わります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、酒井はやみ議員の質問を終わります。

この際、11 時 05 分まで休憩いたします。

10 : 56 休憩

11 : 05 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、岡本眞利子議員の発言を許します。

岡本眞利子議員。

○7 番（岡本眞利子） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

1、子育て支援環境整備について。

少子化は、2020 年からコロナ禍の影響もあり、想定を上回るスピードで進み、虐待や不登校、自殺の増加など子どもをめぐる課題は深刻化しており、さらには、子どもを持つこと自体に将来の不安を持つ若者が増えているとのことです。

2021 年の全国での出生数は、約 81 万人と人口動態調査開始以来最少を記録し、想定を 6 年上回るペースで少子化が進んでおり、このほか固定的な性別役割分担意識を背景に、家事、育児の負担についても依然として女性に偏っている現状がうかがえます。

これらの課題を克服し、希望すれば誰もが安心して子どもを産み育て、十分な教育が受けられる社会づくりが重要と考えます。

今年 4 月からは「こども基本法」が施行され「こども家庭庁」も設置されます。

幕別町としても、子どもや若者、男女共同参画の視点から子どもも、親も「希望を持って幸せを実感できるまち」「住み続けたいまち」に構造改革を進めるべきと考え、以下について伺います。

(1)「伴走型相談支援」と「経済的支援」を一体的に行う出産・子育て応援給付金が実施されておりますが、ゼロ歳から 2 歳の子育て世代が孤育（孤立した状態の育児）に陥りやすいといいますが、今後見守り訪問事業について具体的にどのように進めようとしているのか。

(2)現場に寄り添う伴走型支援については、人材の育成や確保のための整備体制の確立は。

(3)幼児教育、保育の無償化はゼロ歳から 2 歳児までは住民税非課税世帯のみが対象であるが、所得制限の緩和や第 2 子以降を無償化するなどの対象拡大への考えは。

(4)医療費助成を高校 3 年生まで拡大することについての、町の考えは。

2、支え合い助け合う地域社会の構築について。

高齢者人口は 2025 年には全国で 3,677 万人に達し、その後も高齢人口は増加傾向が続き 2042 年には 3,935 万人でピークを迎えます。

本町においても高齢化率は令和 2 年度で 33.6%と急速に進んでいます。今後地域社会においては核家族化により、高齢者の日常を支える取組がますます重要になります。

そこで高齢者をはじめ、自立が難しい人たちが安全に安心して暮らせる、支え合い助け合う地域社会になること、また人生 100 年時代を迎え、住み慣れた地域で安心して過ごせる環境づくりは、本町におきましても重要な課題の一つと認識しております。

そこで以下について伺います。

- (1) 見守り協定（食の自立支援サービス利用者）以外の見守り体制の状況は。
- (2) 健康ポイント、ボランティアポイント等の状況と、今後の普及促進についての考えは。
- (3) 「デジタル推進委員」による高齢者支援強化についての考えは。
- (4) 認知症の人も家族も、安心な地域づくりの構築についての考えは。

以上であります。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 岡本議員のご質問にお答えいたします。

はじめに「子育て支援環境整備について」であります。

日本の少子化は、結婚観や価値観の多様化を背景にした晩婚化や未婚化により急速に進んでおり、2021年の年間出生数81万1,622人に対して2022年は速報値で79万9,728人まで減少し、2017年に国立社会保障・人口問題研究所が「日本の将来推計人口」において推計した出生中位推計87万2,000人を大きく下回る見込みとなっております。

国においては、令和3年12月21日に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」を閣議決定し、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えた「こどもまんなか社会」の実現を目指すための新たな司令塔となる「こども家庭庁」を5年度から設置し、次元の異なる少子化対策に取り組むこととしたところであります。

町においても「こども家庭庁」から発せられる施策の動向を注視しながら、岡本議員が言われるような住み続けたいまち、子どもを産み育てる希望の持てるまちとして、次代を担う若者に選んでもらえるよう、なお一層、子育て環境の充実や定住対策など各種施策の推進に努めなければならないものと考えております。

ご質問の1点目「今後見守り訪問事業について具体的にどのように進めようとしているのか」と、ご質問の2点目「伴走型支援について、人材の育成や確保のための整備体制の確立は」については、関連がありますので、併せて答弁させていただきます。

本町では、本年1月から「幕別町伴走型相談支援事業」として、育児に時間を取られ、社会との関わりが薄くなりがちなゼロ歳から2歳の低年齢期の子育て世帯を対象に、妊娠時から子育てまでの一貫した伴走型相談支援を、平成29年4月に設置した「幕別町子育て世代包括支援センター」において実施するとともに、妊娠・出産時に「出産・子育て応援給付金」を給付する経済的支援を一体的に実施しているところであります。

伴走型相談支援では「出産・子育て応援給付金」の申請を契機に、妊娠届出時の面談やアンケートの実施、妊娠8か月頃をめどに実施する妊婦訪問のほか、出産後の新生児訪問等を実施する中で、アンケートの回答や「幕別町子育て応援サポートブック『まくはぐ』」を活用し、子育てに係る見通しをご本人やご家族と一緒に作成するなど、妊婦や世帯の状況に応じて親身になって悩み事等に対応しているところであります。

さらには、継続的な支援を必要とする方に対して、随時、家庭訪問を実施するほか、希望者を対象に、月に1回実施している「パパママ教室」や、月に3回実施している産前産後サポート事業の「ママカフェ」等の場を活用して、お母さん同士の交流や栄養士による離乳食に関する栄養指導、助産師による個別相談等を実施しているところであります。

また、人材の育成・確保については「幕別町子育て世代包括支援センター」に配置している保健師や助産師等の専門職員を対象に、母子保健や育児に関する相談等に適切に対応するための研修会への参加や、ケース検討会等を通じて知識の習得や情報の共有化を図っているところであります。

ご質問の3点目「幼児教育、保育の無償化について、所得制限の緩和や第2子以降を無償化するなどの対象拡大への考えは」と、ご質問の4点目「医療費助成を高校3年生まで拡大することについて、町の考えは」については、関連がありますので、併せて答弁させていただきます。

国は、子育て世代を応援し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や幼児教育の経

済的負担の軽減を図るなど少子化対策の観点から、令和元年10月から幼児教育、保育の無償化をスタートしているところであり、その対象は3歳児から5歳児とし、ゼロ歳児から2歳児においては住民税非課税世帯のみ無償とされたところでもあります。

本町においては、北海道が平成29年度に創設した「多子世帯の保育料軽減支援事業」を活用し、ゼロ歳から2歳児に対しては、住民税非課税世帯に加えて、住民税所得割額16万9,000円未満の世帯の第2子の保育料を無償としているところでもあります。

また、子どもの医療費助成については、子育て世帯の経済的な負担を軽減し、子どもの保健と福祉の増進を図ることを目的に、全国の自治体で実施されているところであり、本町におきましても、平成23年10月から小学校卒業までの医療費を無料化し、27年10月からは所得要件を撤廃し、助成の対象範囲をさらに中学校卒業までに拡充し、次代を担う子どもたちの健やかな成長と安心して子どもを育てられるまちづくりに取り組んできたところでもあります。

幼児保育の無償化及び高校3年生までの医療費助成については、いずれも子育て支援策の中で重要な施策であり、かつ極めて政治的な判断を要するものでありますことから、現時点での私からの答弁は控えさせていただきます。

次に「支え合い助け合う地域社会の構築について」であります。

高齢化社会が進む中、本町においても、令和5年1月末時点での65歳以上の高齢化率は33.9%と、介護保険制度が始まった平成12年の高齢化率19.0%と比べて14.9ポイント増加するなど、高齢化が進み、高齢者が安心して住み慣れた地域で生活し続けるには、日常の生活を支える取組がますます重要となっていると考えております。

本町においては、介護が必要となった高齢者が、住み慣れた地域において社会全体で温かく支え合い、安心して介護サービスを利用できる環境の中で暮らし続けられるよう「医療・介護・介護予防・住まい・生活支援サービス」を切れ目なく提供できる「地域包括ケアシステム」の深化・推進に取り組んでおります。

この「地域包括ケアシステム」が十分に機能するためには、高齢者に対する必要な支援を行うことに加え、地域で暮らす高齢者自身や家族が、社会参加活動などを通じて地域とのつながりを深め、高齢者の持つ知識や経験を還元しながら、自分らしく生き生きと人生の最後まで暮らすことが非常に重要となっています。

本町では「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき「第6期幕別町総合計画」に掲げる、「みんながつながる 住まいる まくべつ」を実現するため、特に地域とのつながりが希薄になりがちな高齢者単身世帯へのつながりを確保し、地域全体で共に生きていく長寿福祉社会の実現に向け、各種事業を進めているところでもあります。

ご質問の1点目「見守り協定（食の自立支援サービス利用者）以外の見守り体制の状況は」についてであります。

本町では、高齢者等に食事を提供する食の自立支援サービスにおいて、利用者への宅配時に安否確認を行っているほか、平成25年9月に立ち上げた「幕別町高齢者見守りネットワーク」に登録している事業所「幕別町地域見守り活動に関する協定」を締結した郵便局や新聞販売店等、また日々見守り活動をしている民生委員の協力を得て、行方不明者の発見や異変等の情報を共有するための連絡体制を構築し、地域全体で高齢者を見守っております。

また、認知症の方の徘徊等の捜索時には、ご家族などから連絡を受けた帯広警察署が、管内市町村や関係機関と情報を共有する「十勝高齢者・見守りSOSネットワーク」や「幕別町高齢者等SOSネットワーク」を活用し、行方不明者の早期発見・早期保護に向けて、迅速な対応を行うほか、徘徊の可能性がある高齢者のご家族に対して携帯型の徘徊探知機を貸与し、徘徊の予防・早期発見ができる「徘徊高齢者家族支援事業」を実施しております。

さらには「生活支援体制整備事業」において、生活支援コーディネーターが、日常生活の中での近所同士の声かけや見守りなどのほか、地域サロンや趣味のサークルなど身近な地域活動を実践する

人材を発掘し、紹介することで、より多くの方に住民同士の地域における支え合い活動の重要性、価値について理解を深めてもらう活動を実践しているところであります。

今後におきましても、こうした事業を通じて、地域が連携し、共に支え合いながら、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。

ご質問の2点目「健康ポイント、ボランティアポイント等の状況と、今後の普及促進についての考えは」についてであります。

本町では、住民の健康に対する意識づくりや、健診受診に対する意識の高揚につなげることを目的に、健診や健康づくり講座への参加にポイントを付与し、ポイントをためられた方に町指定のゴミ袋等をプレゼントをする「まくべつ健康ポイントラリー」を実施しておりましたが、近年は参加者が固定化することなどにより、健診受診率の向上が見られず、事業効果が薄れてきたことから内容を見直すこととし、令和4年度については休止しております。

また、高齢者が地域貢献や社会参加をすることで元気になってもらうことを目的に、町内の指定する介護施設等でボランティア活動を行っていただいた方に、1ポイント100円を交付する「介護予防ポイント事業」を実施しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、介護施設等において入室制限等の措置が取られたことから、令和4年度については実質的に事業が休止状態にあります。

このため、この2つのポイント関連事業については、令和5年度中の開始を予定している「行政ポイント制度」の中の一つの事業として位置付けが可能かどうか、現在、内容を検討しているところであります。

ご質問の3点目「『デジタル推進委員』による高齢者支援強化についての考えは」についてであります。

国は、様々な分野で進められているデジタル化に際して「誰一人取り残されないデジタル化」を実現するため、特に普及が必要な世代として高齢者を挙げ、デジタル化を推進・支援するために「デジタル活用支援推進事業」を実施、令和4年5月から「デジタル推進委員制度」を創設し、国の「デジタル活用支援推進事業」に関わる地域の人材を認定した上で、デジタル化の推進に対応する取組を始めております。

「デジタル推進委員」は、デジタル機器等の操作に不慣れな方に対し、講習会等においてデジタル機器・サービスの利用方法などを教えるほか、それらの利活用をサポートする役割を担い、国が実施するICT事業で活動する方や、地域コミュニティの活性化を図る取組を行う団体に所属し、デジタル庁が指定する動画を視聴した方、地方公共団体が実施する事業で活動する方等が応募対象で、デジタル庁の認定を受けることになります。

本町としましては、デジタル機器の普及を目指すために、高齢者の方がどんな情報やイベントに興味を持ち、どうしたらデジタル機器を活用したいと思えるかを、開発などが進むアプリやコンテンツの説明会等に参加し、研究しているところでありますので、「デジタル推進委員」の活用を含め、誰もがデジタル化に取り残されない社会の実現に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

ご質問の4点目「認知症の人も家族も、安心な地域づくりの構築についての考えは」についてであります。

国が平成27年に策定した「認知症施策推進総合戦略」、いわゆる新オレンジプランによりますと、我が国における認知症を有する高齢者の数は、24年の約462万人から、高齢化の進展に伴い、37年には約700万人前後となり、65歳以上の高齢者の約5人に1人に達すると見込まれております。

認知症の方が、介護が必要な状態となった後も、最後まで地域で暮らし続けるためには様々な支援が必要となりますが、特に認知症となった高齢者が自宅で生活を続けるためには、同居する家族の精神的・肉体的な負担も大きく、また地域住民の理解が大変重要となってまいります。

本町では、平成28年4月から、認知症の診断・早期対応に向けた「認知症初期集中支援チーム」を専門医療機関と連携して設置し、初期段階で必要な方が支援を受け、自立した生活を送ることができ

るよう体制を整備しているほか、28年3月から「幕別町地域包括支援センター」に「認知症地域支援推進員」を配置し、医療機関や介護サービス事業所とご家族との連携支援や、認知症の方とご家族への相談支援を行っております。

また、認知症についての理解を深め、お互いを理解する場である「認知症カフェ」の開催を支援するほか、認知症に関する知識と理解を持った人を養成する「認知症サポーター養成講座」を開催し「認知症サポーター」を増やすことで、認知症の方や家族を温かく見守る地域づくりを進めております。

それらの活動を通じ、認知症の方や家族に対する生活面に早期から支援を行うとともに、認知症の方もメンバーの一員として地域の活動に参加したり、外出支援や見守り活動などを通じて地域での生活を楽しみ、引き籠もりがちな生活になることを未然に防ぎながら、認知症という病気に対する住民の理解を深めるとともに、地域で支え合うという意識の醸成とネットワークづくりを引き続き進めてまいります。

以上で、岡本議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） では、再質問をさせていただきます。

先ほど答弁でもございましたが、先日、2月28日に厚生労働省が発表しました人口動態統計の速報値によりますと、2022年国内の出生数は79万9,728人で過去最少となり、80万人を割り込んだのは、1899年の統計開始以来初めてのことといたします。厚生労働省では、核家族化、地域のつながりの希薄化により、孤立感や不安感を抱く妊婦、そして子育て家庭があるとのことから、安心して出産、子育てまで一貫して相談に応じ、多様なニーズに即した必要な支援につなげる伴走型相談支援体制を充実するとしております。そのために、国では、各自治体が経済的支援を一体的に実施する事業に対して補助金が支給されており、経済的支援として大きな効果があるものと認識をしております。

そこで1番の質問なのですが、伴走型相談支援についてであります。この伴走型相談支援と申しますと、妊娠期から出産、産後、そして育児期などの各段階に応じた全ての妊婦や子育て家庭に寄り添った相談体制という意味であります。その中で、我が町といたしましても、妊娠届時、また妊娠8か月前後、そして出産届で、乳幼児家庭全戸訪問というふうに言われておりますが、これは今までのことであり、今後、伴走型相談支援というのは、もっとより深いのではないのかなと思ってお聞きしたところでありますが、この点については、うちの町としてはどのような考えをお持ちかお聞きいたします。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（宇野和哉） 伴走型相談支援が始まりまして、身近に寄り添ってということを考えたときに、面談のスケジュールとかは以前と大きく変わってはおりませんが、まず一つ、母子健康手帳を交付した際、答弁にもありましたように、子育てサポートブック「まくはぐ」を使って、今までは妊婦の方にお渡しして読んでくださいというような形だったのですが、その内容を一緒に保健師等と確認して、今後の見通しを立てることで、よりその後何があるかということと一緒に考えていただいて、不安を取り除いていただくということを考えています。これが変わった点の一つです。

それから、生後28日までをめぐりに新生児訪問を行うわけですが、その後、訪問というのは定期的には組んではおりませんが、3か月、7か月、1歳半の健診時に、基本的に問診時ですとか、最後の健康相談ですとか、そういったところで、より不安をお持ちの方に対してその場でも聞き取りを行うなどして、必要があれば家庭訪問をこちらから行うというようなことも考えております。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） ご答弁も関連してお答えいただきましたので、ちょっと私のほうも関連しながらお聞きしたいと思います。

本町では、産後ケア事業ということで実施をしておりますが、退院後、心身のケア、育児のサポートを行っておりますが、この訪問は1度のみでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（宇野和哉） 新生児訪問、産婦訪問については、定期的に組んでいるのは1回でございます。産後ケア事業というお話がありましたけれども、産後ケア事業に関しましては、訪問型と通所型がございますけれども、利用される方に対しては基本的に2回、継続支援が必要な方については延長して使用していただくというようなことで対応しております。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） 私が調査したところによりますと、何人かのお母さん方に聞いてみますと、お腹が大きくなって、そして心配事が特に多いということで相談ができる体制ですけれども、こんなことを電話かけて聞いていいのかなという心配があったり、また2人目、3人目になると、前回もこうだったから大丈夫かなという思いがあるそうなのですけれども、子どもができてうれしいという1人目の赤ちゃんのときに、生まれる前はすごく心配なのだという声を伺いました。そのことに対して、どこに電話をしたらいいのだろう、包括センターでいいのですけれども、その電話をするのがとても敷居が高くて、こんなことを聞いたら返事してもらえないのではないかと、こんなことを聞いたらおかしいと思われるのではないかとという声があって、なかなか相談ができない。まして地方から引っ越してきて、幕別町に住んだときに、周り近所が働かれている主婦の方が多かったりでなかなか聞くことができない。そして、ご親戚がそばにいないとかというときに、すごく不安だという声を伺ったのですけれども、そんな中で、1回の訪問、また必要があったら聞いてくださいというような状況では、妊婦の方にとっては不安が多いのかなというふうに思うのです。

また保健師さんにしても、助産師さんにしても、人数が足りているわけではないので、余裕がそんなにないのではないかなというふうに私は推測したところなのですけれども、もちろん訪問されるのは保健師さんとか助産師さんだと思いますが、相談というのは決まっているわけではないですよね。その人その人がそれぞれ相談が違うと思うのですが、その中で、1人の保健師さんが、1人何分、1人何件という計算にはならないと思うのですが、それでは寄り添ったという相談対応になるのかなというところが危惧するところであって、現在のこの保健師さんなどの人数で、そのような寄り添った相談が受けることが大丈夫なのかなということが心配されますので、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（宇野和哉） 妊娠されたお母様が、初産婦さんか、経産婦さんか、あとは周囲の経験者がいる、サポートがあるかどうか、そういった環境によって、やはり悩みとかも様々なのかなと私どもも押さえております。

先ほど言いました新生児訪問、出産が終わった後の産婦さんへの訪問ですけれども、確かに1回でございますが、母子健康手帳の交付時に面談させていただいたときに、聞き取った保健師、それから地区担当の保健師へとその内容は引き継ぐわけですけれども、そういった中で、どの保健師、どこに相談していいかというようなことはお話しさせていただいております。内容についても、これは面談した保健師とその妊婦さん、世帯とのよりよい関係を構築するといいますか、聞きやすい環境をつくるということにはほかならないとは思っているのですけれども、悩みとか心配事だけではなくて、私どもの担当のほうからは、例えば子育てに関する明るい話題ですとか、いい話ですとか、そういった話も織り交ぜながら、より相談しやすい関係を築いていければいいのかなと思っております。

保健師の体制ですけれども、現在、私どもの保健師は、本町側に6人、そして忠類側に2人、札内の相談室にも保健師がおりまして窓口では対応しておりますが、今の出生数が大体140から150人ということで、地区担当からすると、すごく多いというわけではないのですけれども、今までケースに応じて訪問できなかったというようなケースとか、それから例えば妊娠期の訪問が遅れてしまったですとか、そういう特殊なケースを除いてはございませんので、この体制で対応できていると考えております。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子）　どこの町でもそうなのですけれども、保健師と保育士の人材が不足している、先ほども町長おっしゃっていましたが、保健師さんや保育士さんの数をそろえていくというのは、大変なことだなということは認識しておりますが、やはり人数、もちろん暇では困るのですけれども、本当に一人ひとりに寄り添った相談ができるような体制を取っていただきたいと思います。もちろん保健師さん一人ひとりは、スキルアップについては研修なんかはされているかとは思いますが、どんなことにも気軽に相談ができる体制ということでしていただきたいなというふうに感じるところであります。

また、先ほどの面談の件なのですけれども、面談の対象者も、国では夫、パートナー、同居家族など、一緒に面談することを推奨しておりますが、本町ではどのようにされているかお聞きいたします。

○議長（寺林俊幸）　保健課長。

○保健課長（宇野和哉）　一緒に妊娠届を出されて母子健康手帳を受けられる方は、当然そのまま面談させていただきますし、訪問した際にいらっしゃる状況があれば、一緒にお話を聞きたいと考えております。この伴走型相談支援になって、積極的にご家族とともにとか、皆さん一緒にというような考え方が示されていますので、妊婦さんにもそのようなお話をさせていただいて、面談のほうを進めていきたいと考えております。

○議長（寺林俊幸）　岡本議員。

○7番（岡本眞利子）　やはり家族も一緒にというふうになると、本当に妊婦さんの悩み、またお子さんを産んだお母さんにとっては、とても心強いのではないかなというふうに思いますので、その点はまた進めていただきたい。また、さらに伴走型相談支援ですので、今までとは違った形できちっと、もうちょっと深入りをさせていただくというような形でしていただきたいなというふうに申し上げたいと思います。

では、3番目の質問ですが、幼児教育、保育の無償化ですけれども、国では、新しい経済政策パッケージということで、平成29年12月8日に幼児教育の無償化、そして待機児童の解消、高等教育の無償化ということ掲げておりまして、それを踏まえて、令和元年10月より、幼児教育の無償化ということが実施されておりますが、働く親にとっては重要な存在である保育園であります。ゼロ歳から2歳において、親の収入に応じて保育料が異なり、認可保育園でも年子で2人となると金額も大きくなるわけで、仕事をしている意味がなくなります。したがって、預けて働くということもできないということを伺いました。そんなことから、孤育て、孤立をしてしまう子育てになってしまう可能性もあるのではないかなと思います。したがって、ゼロ歳から2歳の6割は、保育園を利用していない未就園児といいます。そこで、専業主婦家庭でも定期的に利用できる保育園制度にすることはできないのか、お伺いいたします。

○議長（寺林俊幸）　こども課長。

○こども課長（平井幸彦）　ゼロ歳から2歳というところでの6割というところが、本町に当てはまるかどうか分かりませんが、現在、入所の希望という中での保育園に入所している子どもたちの保育料においては、答弁にもありますけれども、所得制限という制限はありますけれども、いわゆる所得の多い世帯というところの一部2子目が有料という現状でございます。

○議長（寺林俊幸）　岡本議員。

○7番（岡本眞利子）　その部分は分かるのですが、預けられない、保育園を利用できないという未就園児に対しまして、専業主婦でも保育園の空き状況を見ながら利用できるようにすることはできないかということをお聞きしたのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸）　こども課長。

○こども課長（平井幸彦）　現状におきましては、ゼロ歳から2歳、その上の年齢も含まれますけれども、いわゆる就労がなくても、一時保育という形で子育て支援センターのほうで実施してきている、その利用定員の中で受入れはできている状況ですので、そのところは実施できているということの回答とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） ありがとうございます。私の理解のほうがちよっとずれていたのかなというふうに感じます。

最近では、独自でゼロ歳から未就学前まで、所得制限なしで完全に無料という子育ての優しい自治体が増えつつあるそうですが、本町としてはどのように考えますでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは答弁で申し上げたように、極めて政策的判断を要する案件であります。理想は理想として、私もそうなればいいなと思いますけれども、これはやはり財源の問題もありますし、限られた財源をどこに重点的に配分をしていくかということになりますので、本当にまさに政策的判断だというふうに思っております。理想は理想として思いながらも、これは私の任期も4月末まででありますので、その後の町長が政策として考えていただければいいのではないかと思います。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） 町長のおっしゃることよく分かりました。

最後のまとめなのですが、岡山県奈義町というところ、ご存じだと思うのですが、人口が5,600人で、高齢化率が33.5%。出生率が2019年で2.95%ということで、奇跡の町というふうに言われている町だそうです。町長の考えとして、子育て中の人たちに笑顔をつくろうということで、奈義町の応援宣言をしている町だそうです。

この内容を見ましても、すばらしいのですが、子育て支援ということで、乳幼児、児童生徒の医療費無料化、法定外ワクチン接種助成、チャイルドホーム、放課後児童クラブとか、チャイルドシートバンクということで、いろんな子どもに対して優しい施策を出していたりということで、その子育て宣言の中に「行政の役割を自覚し奈義町として子育て支援に一層力を入れ、『子どもたちの元気な声と笑顔があふれ子育てに喜びを実感できるまち』『家庭・地域・学校・行政みんなが手を携え地域全体で子育てを支えるまち』を目指し、ここに『奈義町子育て応援宣言』を行います」ということで、平成24年に宣言をしているそうなのですが、そのように、今、全国で出生率は1.36%のところを、2005年からV字回復をし、現在は2.95%、すばらしい町ということで伺ったのですが、全ての子どもたちに対して、あらゆる角度から支援体制を取ることで、切れ目のない支援につなげていただきたいということを申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

大きな2番目の質問ですが、日本では高齢化が進み、2025年には認知高齢者が約700万人、65歳以上の高齢者の約5分の1が認知症に罹患すると見込まれております。本町においても、高齢化率が平成22年で25.9%、27年で30%、令和2年で33.6%と急速に進んでおります。団塊の世代が75歳以上になる令和7年、2025年に向けて、単身高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加が予想され、様々な課題に対応していかなければなりません。

そこで、1つ目の質問の高齢者の見守り体制ですが、食の自立支援サービスを利用している方などは、安否確認ができたり、またご近所の方の気づきの点で、カーテンが開いていないとか、電気がつけっぱなしなどの確認などで分かりますが、その中には、人のお世話になりたくないとか、干渉してほしくないなどという高齢者もいるようではありますが、そのような方を本町としては、どのように見守っていただけるのかお聞きいたします。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（宇野和哉） 関係性を拒否される高齢者の方というのは、なかなかこちらから能動的にどうしたらいいかということを考えるのは難しいとは思っておりますけれども、先ほど岡本議員がおっしゃられたように、周囲から状況を把握するということは十分可能で、実際に事例発表会とかでも、あそこのうちの電気がついていないですとか、カーテンが開いていないですとか、そういったことを近所の方が気づいて、特に本人に接することなく民生委員さんを通じてお話をいただいたりというようなこともしておりますので、地域の民生委員の方ですとか、見守りネットワークに入っている事業所の方ですとか、やはり地域に点在するそういった体制をうまく活用しながら、見守っていくことが大切

かなと考えております。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） 私も、今、課長のお答えのとおり、そのとおりだと思うのですが、なかなかそういう方に民生委員さんも苦勞されているということで、特に、今、民生委員の成り手もないということではありますが、関わらないというわけにもいかないので、地域で本当に見守りネットワークを進めながら、本当に見守っていかなくてはいけないかなというふうに感じるところであります。

では、2番目の質問に移りたいと思います。

健康ポイント、そしてボランティアポイントの件なのですが、これ2番とそして3番目がちょっとリンクしてしまうのですが、現在ではまく Pay も始まりまして、まく Pay にもひもづけができるようにということで今、考えていらっしゃるということなのですが、このことについて、いつぐらいを目途に考えているのかお伺いいたします。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（宇野和哉） 時期は、新年度に入ってから時間がかからないように、各課で検討は進めていると思います。また、まく Pay にひもづけというお話もありましたけれども、そのポイント事業が行政ポイントとして、今どういうふうに活用していったらいいかということも含めて、検討している最中でございます。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） この健康ポイント、ボランティアポイントにつきましては、コロナが広がる前までは、高齢者の方も一生懸命参加して、ポイントがたまるのを楽しみにということで、健康維持にもつながるということでされていたのですが、このようにコロナになってからはなかなかそういうことができない、また受入れの企業にしても受け入れてもらえないということで、この厳しい状況ということは把握しているのですが、できるだけ何か目に見えるような形で、早めに進めていただきたいなというふうに思います。

そして、3番目のデジタル推進委員なのですけれども、今このまく Pay の件に対しましても、結局はデジタルということを考えますと、高齢者がデジタルには疎いということで、なかなか厳しい状況ということもあるのですが、高齢者や障がい者のデジタルに不慣れな方々に対して、スマートフォンの使い方や、オンライン行政手続などを丁寧に教えてくれる、デジタル推進委員の配置なども考えていくべきではないかなというふうに思います。高齢者のデジタル格差対策としまして、まず関係機関とも連携して、スマホ教室の推進なども効果があると考えますが、その点ではいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（宇野和哉） デジタル化の推進全体のことになりますと、ちょっと私から答弁すべきものではないかもしれませんが、高齢者に限って申し上げますと、やはりデジタルディバイドといいますか、今、格差というお話がありましたけれども、高齢者、なぜそのデジタル機器を使わないのかという情報白書によりますと、やはり生活に必要ではないと思っていらっしゃる方がまだ多数いらっしゃるということと、ご家族と一緒に、その方に教えてもらえばいいというような考え方の方がたくさんいらっしゃるというのが現状のようです。

私どもも保健の事業ですとか、その他の行政サービスの事業で、必要な電子機器の使用方法等については、担当者が適切に説明をするということで対応していくと思いますけれども、デジタル推進委員自体がちょっとボランティアの活動で、また、今、携帯ショップですとか、キャリアさんのところが中心にデジタル推進委員になっておられると考えておりますので、まずはデジタル格差といいますか、使ってもらえるのがどんなことなのかというようなことをしてから、例えば地域サロンのオンラインをやるとかといったら、そのときに説明をするとか、そういった対応をしていきたいなと考えております。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） 現代社会におきまして、デジタル化が急速に進む中、国では「誰一人取り残さ

ない、また人に優しいデジタル化」を掲げておりまして、住民一人ひとりに寄り添った支援という観点からも、本町においても、もっと積極的に進めるべきではないかなというふうに私は感じると思います。

そこで、進めることによりまして、やはり行政手続が簡単になったり、またこの先オンライン診療を受けたりということも可能になってくるのではないかなというふうに思いますので、まず携帯会社などと、関連機関としっかり連携を取っていただいて、行政主導でそういうスマートフォンの使い方などを勉強できる、そういう講座などもちょっと進めていくべきではないかなというふうに思います。高齢者がデジタル化を分かっていただくことによりまして、今のまく Pay によっても、皆さんが使いやすい、また企業が使いやすいような状況にもなるのではないかなというふうに私は考えます。

ちなみに、今後うちの役場にデジタル課という課の設置も考えていく必要もあるのではないかなと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 自治体 DX については、本当にこれから何をデジタル化していくのだというのはもうこれからの話で、今、具体的まではいっていないですけども、帯広圏 1 市 3 町では、共通する点が住民生活の面でも非常に多いものですから、そこでどういったことに取り組めるのかなということ、今、検討している最中でありまして、その取り組む内容によって、どう普及させていくかということが出てくるかというふうに思いますので、これ、ニワトリが先なのか、卵が先なのかというところ、そんな議論にもなりますけれども、やはりまず何をデジタル化していくのだ、そのことによってこんなに利便性が高まるのだよということを訴えていかないと、ただ使いなさいでは、これは進まないわけでありまして。携帯の話は携帯会社でやらしてもらえばいい話で、自治体の DX については、取り組む以上は普及させなければならないということで、それが必要なものを普及させていくということに尽きるのだというふうに思いますので、その際に、専門家が必要とするのであれば、それは雇うのか、あるいは委託するのか、こういう選択が出てくると思います。

ただ、デジタル課を設置するということになると、専門職を配置するということになりますので、果たしてこれが効率的な行政運営からするとどうなるか、ずっとそこにいなければならないということになりますので、そこはいかに効率、効果的にやれるかということを踏まえた中で、人員配置については検討しなければならないものというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7 番（岡本眞利子） やはりこのデジタル化というのは、本当に私もある程度の年齢になってなかなか厳しい面があるのですけれども、やはり職員の中では、いつもこのようにパソコンや何かを使われておりますので、そのような状況の中から、大変詳しい方がいらっしゃると思いますので、そんな方が窓口で、住民に接していただくだけでも違うのではないかなというふうに思います。

また、今回のマイナンバーカードにつきましても、最初は必要ないというような状況できていた高齢者の方も、窓口の方が全部やってくれて、そして写真も撮らなくてもできたというようなこともお聞きして、大変喜んで、親切にしてくれたよということもお聞きしまして、やはりそのようなことで、行政もまず第 1 段階として、デジタル課というような課も今後考えていくこともありかなというふうに思いますので、ちょっとお伝えしたいと思います。

それでは最後の質問になりますが、認知症の人が安心して暮らし続けられる地域づくりを進めるという観点からも、認知症の人や家族の支援ニーズと、ステップアップ講座を受講した認知症サポーターを中心とした支援をつなぐチームオレンジを、国において 2025 年を目標として、全市町村で整備を目指すとしております。チームオレンジ構築に向けて、コーディネーターの育成等を、本町はどのように取組を行っているかお聞きいたします。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（宇野和哉） 認知症に対応する体制でございますけれども、現在、地域包括支援センターで認知症支援推進員ということで、私どもの保健師がこれに当たって対応しております。また、お話

にありましたとおり、認知症サポーターの養成講座も進めておりまして、現在、延べ2,310人の方が認知症サポーターとなられています。コーディネーターといいますか、中心となる地域包括支援センターと、地域にいらっしゃる認知症サポーターの方と連携しながら、地域づくりを進めているところでありますけれども、認知症サポーター養成講座については、なかなかコロナ禍で大きな講座ができなかったこともありますので、認知症に理解のある方をたくさん増やして、対応を進めていきたいと考えております。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） 認知症サポーター講座は、2005年からスタートしておりまして、現在では2,312人、私もその中の一人になっていますが、本町でも多くの方が養成講座を受講されております。これをさらにステップアップ講座に充実させ、実践の場をつくっていくことが重要ではないかと思います。その中で、できることを広げていくということが大変大事ではないかなと思いますので、その点は今後、認知症になってもこの幕別町で、住み慣れた町で住んでいきたいという思いを受けながら、生活をしていただきたいということになると思いますので、ぜひともまたサポーターをどんどん増やしながら、今コロナでなかなかできなかったということは承知しておりますが、この先さらに進めていきたいということを申し上げてまいりたいと思います。

最後になりますが、空気を変えるような取組をしないと、若者が進学、就職、そして結婚を機に町外に流出してしまわないよう、また高齢の方が住み慣れたこの幕別町で暮らしていけるような対策を講じていただきたいということを申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、岡本眞利子議員の質問を終わります。

この際、13時まで休憩いたします。

12:02 休憩

(13:01 千葉議員退席)

13:00 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、野原恵子議員の発言を許します。

野原恵子議員。

(13:02 千葉議員着席)

○10番（野原恵子） 通告に従いまして、次の質問を行います。

ジェンダー平等施策のさらなる推進を。

1975年、国連は「国際女性年」として第1回世界女性会議をメキシコで開催しました。採択された「メキシコ宣言」では「子どもを産む女性の役割が、不平等と差別の原因になってはならず、女性と男性が社会全体で責任を分かち合うことを要求している」と性別役割分担を乗り越え、女性に対する差別の撤廃の重要性を掲げました。

さらに1995年、第4回世界女性会議が北京で開催され「ジェンダー」と「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」が盛り込まれ女性に大きな力を与えています。

日本では1999年「男女共同参画社会基本法」が制定されましたが、ジェンダーギャップ指数で世界116位（2022年）と深刻な遅れがあります。

日本の女性の社会的地位の低さ、男女の賃金格差、性暴力やパワハラ・セクハラなど女性の人権に対する低さが明らかになっています。その背景には、子育てや介護は女性が担うもの、男性は働いて収入を得るものなど、性別役割分担の考えが根強く残っており、女性の自立の障がいにつながっています。

今、性別、性的指向に関わらず、全ての人の人権が尊重され、対等に社会参加出来るようにと声を

上げ始めています。

町の施策は、一人ひとりが無意識に人権意識のゆがみを持っていないか検証し、ジェンダー平等の視点で進めていくことが求められています。

以下、次の点について伺います。

- 1、「ジェンダー平等」に対する町長の認識は。
- 2、「男女共同参画基本計画」策定に向けた進捗状況と計画に基づく具体的な施策は。
- 3、町の附属機関に女性の参加促進の考えと登用状況は。
- 4、女性職員が力を発揮出来るように研修の場や環境整備の考えは。
- 5、ひとり親世帯への経済支援として、親の医療費（外来）を助成する考えは。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 野原議員のご質問にお答えいたします。

「ジェンダー平等施策のさらなる推進を」についてであります。

人間は、生まれつきの生物学的性別がある一方、社会通念や慣習の中には、社会によってつくり上げられた「男性像」や「女性像」があり、このような社会的・文化的に形成された性別を「ジェンダー」と呼んでいます。

ジェンダー平等の実現は、2015年に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標 SDGs」の中でも、2030年までに達成すべき17の目標の一つとして掲げられ、全ての人が性を理由に差別されず、あらゆる種類の差別や暴力、搾取を世界の全ての場所でなくすことを目指し、それぞれの国が主体的に取り組むべき世界的な共通課題であります。

「男性だから」「女性だから」と生き方を押しつけられることなく、誰もが正しい理解と認識を持って、ジェンダー平等を社会全体で共有していくことができるよう推進していくことが大切であると考えております。

ご質問の1点目「ジェンダー平等」に対する町長の認識は」についてであります。

世界経済フォーラムでは、各国における男女格差を測るジェンダーギャップ指数を公表しており、「経済」「教育」「健康」「政治」の4つの分野のデータから、男女格差の平等、不平等の度合いを「0」が完全不平等「1」が完全平等として示しております。

2022年の結果によりますと、日本は「教育」が1.0「健康」が0.973と世界トップクラスの値である一方で「経済」が0.564「政治」が0.061と値が低く、総合スコアで0.650、順位は146か国中116位であり、先進国の中で最低レベル、アジア諸国の中で韓国や中国、ASEAN諸国より低い結果となっており「経済」と「政治」分野において格差のある状況にあるとされております。

この背景としては、男女間の賃金格差や女性の社会進出について、家庭や社会の理解が深まっていないことが要因として考えられ、家族の姿や社会構造が変化しているにも関わらず、育児や介護、家事労働がいまだに女性中心となっていることや、社会進出した女性においても結婚や出産、介護などを理由に離職してしまう傾向にあるなど、依然として戦後の高度経済成長期における昭和の価値観を引きずっているように感じております。

「男性だから」「女性だから」といった固定的な概念によって、生き方や働き方などの選択肢や機会が失われることがなくなるよう、社会的・文化的につくられた性別であるジェンダーを問い直し、男女の別なく、誰もが一人の人間としてその人権が尊重され、その個性と能力を十分に発揮することができる社会が実現されなければならないものと認識しております。

ご質問の2点目「男女共同参画基本計画」策定に向けた進捗状況と計画に基づく具体的な施策は」についてであります。

国は、平成11年に「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女共同参画社会の実現を21世紀における最重要課題としており、12年にはこの法律に基づき「男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の形成に向けて、総合的・計画的に施策を整備、推進することとし、5年ごとの見直しを

経て、令和2年12月には「第5次男女共同参画基本計画」が策定されたところであります。

市町村の計画の策定は、男女共同参画社会基本法において、努力義務となっておりますが、内閣府の計画策定率の調査では、令和2年度から男女共同参画に関する単独計画の策定に加えて、市町村の総合計画の一部として策定した場合も計画の策定率に含められ、令和4年4月1日現在における全国市区町村の策定率は86.8%、うち町村にあっては76.8%となっております。

本町においては、第6期幕別町総合計画に男女共同参画に関する記述はあるものの、男女共同参画を推進項目の柱とした具体的な施策の体系等に関する記載がないため、計画策定の取扱いとはなっておりませんが、男女共同参画社会の実現は、大変重要であるものと認識しております。

男女共同参画基本計画の策定に当たりまして、性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、それぞれが個性と能力を十分に発揮できる社会、男女が共に仕事と家庭生活との両立ができる社会、人権が尊重され、DVやセクハラなどの暴力のない社会や、性の多様性を尊重する社会などを目指す計画とする予定であります。

計画策定に向けた取組といたしましては、本年1月に、道内でLGBT当事者への差別や偏見、社会的な孤立をなくす活動を行っている団体「にじいろほっかいどう」の理事長を講師に招き、性の多様性について職員研修を実施し、全職員共通の認識と理解を深めたところであり、今後は、策定委員会を設置しての計画案の策定、議会への説明やパブリックコメントの実施などを経て、令和6年度中の策定に向け準備を進めているところであります。

ご質問の3点目「町の附属機関に女性の参加促進の考えと登用状況は」についてであります。

はじめに、町の附属機関への女性の参加促進の考えについてであります。町では、平成12年9月に幕別町まちづくり町民参加条例を制定し、町民の持つ豊かな社会経験と創造的な活動を通して、町民と町が協働して町民福祉の向上と自主・自立のまちづくりの実現を図ることを基本理念に、まちづくりにおける町民参加を推進しております。

この条例に基づき、附属機関の委員を任命する場合は、定数のおおむね3割を目標に公募しており、委員の年齢や男女比、居住地域等において均衡が保たれ、幅広い角度から町民の意見が反映されるよう考慮しながら選任しているところであり、女性としての経験や知見、感性によるご意見等をいただくことは、議論の深度化につながることから、大変重要であると考えております。

このようなことから、今後も町民の皆さんにまちづくりへの興味や関心を高めていただけるよう町の広報紙やホームページ、SNSを活用した行政情報の提供に努めるとともに、委員の改選期には、附属機関の担当部局などから積極的な呼びかけや働きかけを行うなどして、女性をはじめ多くの方々に参加していただき、多様な意見を取り入れるよう努めてまいります。

次に、町の附属機関への女性の登用状況についてであります。令和5年2月末日現在、委員を委嘱している附属機関は、幕別町行政改革推進委員会など計38機関で、委員総数は524人、このうち女性の委員は33機関で、委員数は157人、委員総数に占める割合は、30.0%となっております。

ご質問の4点目「女性職員が力を発揮出来るように研修の場や環境整備の考えは」についてであります。

はじめに、女性職員が力を発揮できるようにするための研修の場についてであります。職員研修に当たっては、女性・男性を問わず、職員一人ひとりが自己啓発を行い、スキルを高め、もって担当する業務において最大の成果を発揮することできるよう、経験年数や職責などに応じ、必要となる研修の機会を設けているところであります。

研修の機会のうち、一番効果が期待できるのは、日常業務における日々の学びであります。常にあらゆることに興味、関心、疑問を抱くことを促すことで、職員自ら学びを深める習慣が身につくこととなり、その取組により達成した成果を適切に評価することで得られる達成感や満足感が就業意欲の向上と仕事に対する責任感や向上心、さらには主体性を育むことになると考えております。

このため、日常的に管理職が所属職員に問いかけを行うとともに、私からも新規採用職員研修における講話をはじめ、様々な機会を通じて、スキルアップにつながるような話をさせていただいている

ところであります。

2つ目といたしましては、経験年数や職責に応じた研修であり、接遇やコミュニケーション能力などの基礎・基本を身につける新規採用職員研修に始まり、仕事の進め方や問題解決能力などを学ぶ採用2年目と5年目研修、税務や法務などの担当業務に応じた専門研修、マネジメント力やリーダーシップなどを修得するための管理職員研修などを実施しております。

さらには、北海道市町村職員研修センターで行われる法務、能力開発研修や市町村職員中央研修所で行われる政策形成能力研修、自治大学校への派遣研修など、男女や職場内外を問わず、計画的に研修を実施しているほか、職員の自発的な研究意欲に基づくプログラムによる自主研修を実施するなど、職員の能力開発及び人材育成を図るための研修の機会を設けているところであります。

次に、女性職員が力を発揮できるようにするための環境整備については、安心して働き続けられるよう、家庭と仕事の両立を支援する体制を整え、働きやすい職場環境をつくることが重要であると認識しております。

このため、特に妊娠、出産、育児に伴う育児休暇や育児休業等を取得する職員を職場全体で支える意識と雰囲気醸成を図るため、パパママ教室をはじめ、子育てに関する講座の紹介や啓発用リーフレットの配布などを通じて、職員の育児参画がもたらす効果などについての認識の共有化に取り組んでおります。

こうした取組により、本町では令和元年度以降に出産した女性職員は全て育児休業を取得しており、男性職員についても3年度に1人、4年度に2人、さらに5年度に向けても複数の職員から取得の意向が寄せられている状況にあり、今後も職員に対して育児参画に関する意識の醸成を図りながら、互いに助け合い、育児休業等を取得しやすい職場環境づくりに努めてまいります。

このほか、セクシャルハラスメントなどのハラスメントの防止に取り組むことが重要であると捉えており、令和2年11月に「幕別町ハラスメントの防止等に関する規程」等を制定し、職場におけるハラスメントの防止と相談体制等の整備を行ったところであります。

ご質問の5点目「ひとり親世帯への経済支援として、親の医療費（外来）を助成する考えは」についてであります。

本町では、ひとり親家庭等の経済的な負担を軽減し、ひとり親家庭等の母または父及び児童の保健と福祉の増進を図ることを目的に、北海道医療給付事業に合わせて、ひとり親家庭等医療費助成を実施しております。

助成の内容については、子に対しては医療費のうち保険診療分の自己負担額を、親に対しては外来を除く入院及び指定訪問看護に係る自己負担額を対象とし、中学校卒業までの子は自己負担の全額を、中学校を卒業してから20歳までの子及び親で市町村民税非課税世帯の場合は初診時一部負担金を除いた自己負担の全額を、課税世帯の場合は自己負担の1割を除いて助成しており、対象者は、令和3年度末現在で子434人、親のうち母275人、父18人であります。

ご質問の、親の外来分の医療費の助成については、ひとり親家庭等に対する支援策の中で重要な施策であり、かつ極めて政治的な判断を要するものでありますことから、現時点での私からの答弁は控えさせていただきます。

以上で、野原議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10番（野原恵子） 再質問をいたします。

町長のジェンダー平等に対する認識の答弁の中で、戦後の高度経済成長における昭和の価値観を引きずっているように感じております。このように答弁されております。この答弁の昭和の価値観、高度経済成長期における昭和の価値観、具体的にどのようにお考えでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 高度経済成長期においては、男は外に出て働くと、女は家庭を守ると、そういうような役割分担があったかと思います。それを思い描いてそういう表現にしたところであります。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10 番（野原恵子） この点は私も同じ認識です。

それともう一つ、私は明治時代に特に家父長制度というのが強化されました。その家父長制度が、いまだにこのジェンダー不平等の大きな根幹になっているのではないかと、私は考えております。その点は町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは、原因をどこまでさかのぼるかという、その表現の仕方があったものですから、昭和の高度成長期というところから私は答弁させていただきましたけれども、もちろん野原議員がおっしゃるような古くからの家父長制度、このことはやはりまだ拭い去れない部分として残っているのかなという気はいたしております。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10 番（野原美穂子） 私も同じですが、昭和期の価値観、その根本にあるのは家父長制度がいまだに新しい憲法が制定された後も、それがずっと引きずってきて昭和の価値観、今、町長が答弁されたようなところにつながってきているのではないかと考えますが、その点はどのように認識されているのか伺いたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） ただいまのご質問ですが、過去を振り返ること大切なのでありますけれども、これは振り返って、それがどういうことにつながっていくのかなという点を私はちょっと疑問に思っています、認識は同じだと思っています。それよりも先の議論をしたほうがいいのかというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10 番（野原恵子） そのところがきちっと私は家父長制度、明治時代に強化された家父長制度が根本になっていて、昭和の男は外で働き、女は家庭内で介護、育児を進めていく、そこにつながっているのではないかと私思うのですね。ですから、そのところをきちっと認識、過去のことはいろいろありますけれども、一番ジェンダー不平等の日本の根本にあるのは、そこから来ているのではないかとということでお尋ねしました。そこを町長が認識されているのであれば、そこをきちっと踏まえた上で、これからのジェンダー平等、町の施策として進めていく必要があるのではないかとということで、改めて質問しました。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 先ほど申し上げたように、どこから振り返るのがいいのかというところのその迷いというかありまして、紙面も限られているということで、それで私は昭和からお話をさせていただいたのですが、その際に本を正せば、野原議員がおっしゃったようなことが原因になっていると思いますし、それだけ長い間培われてきた風習といいますか、考え方があるので、なおさらこれを簡単に拭い去るといえるのか、変えていくことは難しい、その認識は同じだというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10 番（野原恵子） 町長がそのようにお考えということで、認識が一致したのかなと思いますけれども、このジェンダー不平等、ジェンダー平等ということは、女性だけではなくて、男性の生き方にも大きく影響していると思います。中学、高校、大学、どこからのスタートでもいいのですが、学校を卒業して、就職して、そして定年まで働く、家計を支えるために働く。そうすることによりまして、男性のルールも決められてきたという経過もあるのではないかとということで、このジェンダー平等の視点は、今あらゆる政策を検討する中で、政府も無視することができない、こういう到達まで今来ているのですけれども、それをどのように進めていくかということでは、しっかりそこを学んで、一人ひとりが無意識のジェンダー不平等を抱えていないかどうか、そこも検証しながら、生活ももちろんですけれども、町の施策に生かしていく。これには長い年月かかって、そういうふうなところで生きてきた私たちに、私はもうこういう年代ですから、もうきちっとそこ自己改革しながら進めてい

かなければ、なかなか払拭できないなって私自身も思っていますので、こういう言い方はなんだけれども、男性は其中にどっぷりとつかって生きてきたと思うのですよね。ですから、今の若い人たちは、そういう意識から解放されたい。不平等から解放されたい。特に若い女性にこのジェンダー平等はすごく歓迎されているのですよね。そういう認識に立って、これからの町の施策にしっかりと生かしていただいきたいということで、町長の認識を伺ったわけです。ぜひその視点で進めていただきたい、このように考えております。その点はいかがですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） ジェンダー平等を進めていく中で、一番難しいのは意識改革なのですね。もう定着しているものを変えていく。こんなに難しいことはないのですよ。何か制度を変えるというのは簡単ですが、人間奥底にある意識を変えるのは、私は一番困難なものだというふうに思っていますので、そこをいかに町が先導していくとか、意識改革先導していくかという観点に立って、仕事を進めていかなければならないというふうに思っています。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10 番（野原恵子） 私も本当にそのとおりだと思います。

ですから、職員もやはりまだ手探りの状況、無意識の人権意識のゆがみを変えていかなければならないと質問の中に入れていますが、本当にそこがこれから問われていくことだと。これは私自身にも言えることなのですから、しっかりと研修をしながら進めていくということが大切だと私は思っております。

それで、次の質問に移りますけれども、男女共同参画策定に向けてということでしたけれども、令和6年度中に策定に向けて準備を進めていく、このようにお答えいただきました。それで、本当にそのとおりだと思うのですけれども、町の6期総を見ましても、男女共同参画を進めていくと計画は載っているのですけれども、まだまだ啓発活動の実施にとどまっているということなのですね。これは、世界の流れ、日本がジェンダー平等、政府も進めていく中では、この6期総を見まして、本当に大変失礼かなと思いますけれども、遅れているというふうに私は本当に痛感しています。ですから、男女共同参画の制定は急がれる問題ではないかと思います。それで、すぐ認識を変えて、長期の展望に立って施策をつくっていかねばならないと私は思っております。

それで、石狩市の男女共同参画計画見てみました。3回に分けて練り上げていっているのですよね。そして、そういう中で職員自らがこの施策をきっちと周知していく。そして、そのことを町民がしっかりと男女平等、ジェンダー平等の施策を受入れて、町民生活を豊かにしていく。こういうふうに流れを組立てて、何年にもかかって積み上げてきているのですよね。そういう点では、急がれると思ひまして、令和6年度に策定に向けて準備をしていくということなのですが、その準備の中での取組、これをどういう筋立てで取り組んでいきたいのかお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 基本計画をつくることは、私は至極簡単だと思っています。文章をつくることは全く簡単です。これは、どこかのところを参考にしながらつくればいいのです。でも、それでは何もしないわけでありまして、ここはいかに町民の皆さんを巻き込んでとか、一緒になって考えていっていか。そういう結果として、基本計画が出来上がるということが必要なわけで、ですから6年度と書きましたけれども、本当はほかの状況を見ると、かなり年数かけているのですよね。それだけ意識改革に時間かかるということなので、私はそこはやはりなるべく多くの方々に参加してもらう。あるいは多くの意見を聞く。これはアンケートになるのか集会になるのか分かりませんが、そういう町民の多くの意見を聞いた中で、そこで単に聞くだけではなくて、意見交換する中で意識を変えていくという、そんなことも必要だと思いますので、これは本当に町ぐるみで、急がなければなりませんけれども、じっくり時間をかけて計画をつくることが必要だというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10 番（野原恵子） 町民とともにまちづくりをしていくという視点では、本当に大事だと思います。

そして、そういう中で職員もやはり研修など進めていく中で、職員自身の意識を変えていくという、そこが本当に大事だと思うのです。そこがしっかり根づいていけば、本当に働きやすい職場環境にもなりますし、いろんな相談を受けているときにも、そういう視点で町民の相談を受ける。そこで、やはり町民の意識も変わっていく。双方向で意識改革をしていくということが大事だと思うのですね。その手だてとして、どのようにして進めていくのか。例えば施策をこうしますよではなくて、職員一人ひとりの意識改革をするために、どのような対策を行っていきたいと考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは研修というよりは、やってもなかなか成果が上がらないものなのですね。町からいえば一つの投資ですが、それは 100%身についてその後の業務に跳ね返るか、業務で成果を出してもらえるかというのは、なかなか難しいわけです。研修については、これは常に私はこういう考え方をしているわけなのですが、やはり日常的な研修というのは大事であると。委託研修で講師を呼んできてお話聞くことも、これは大切なことであります。これは、違った考え方を聞く、意識改革するということの大切さはあるかもしれませんが、私は日常的に繰り返し繰り返しこういうものなのだとすることを、お互いに議論しながら身につけていくことが一番大切であろうと思いますので、そういう意味では、まず私自身がしっかり先頭に立って、人は持って生まれたところも平等なのだと、男女関係なく、個性だって人権を尊重されなければならないのだよということを、口を酸っぱくして、だから毎日のようにお互いに確認し合うと。そんなところから始めていく必要があるかというふうに思いますし、また必要に応じてこういう取組をしているのだとか、非常に今まで想像できないような取組をやっている、あるいは考え方があれば、それは講師を呼んできて、お話を聞くということも必要であろうというふうに思っています。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10 番（野原恵子） 私、研修講師を呼んでお話を聞く、上司が職員と話をする、それも大事だと思うのですが、やはり一人ひとりがこのことをどう考えているのか、みんなに発言してもらう。発言することによって、自分がどういう意識を持っているかということを再発見するということがあるのです。ですから、そういう意味では、各担当のところで施策に対してでもいいですし、日常業務の中でもいいですし、そういうところでジェンダー平等が貫かれているのかどうか、そこで声を出して話をする、そういう場が多くあればあるほど、自分自身を振り返るということにつながると思うのですが、そういうことがちょっと見えてこないのですが、その点はどのようにお考えでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは日常なことなので、なかなかはたから見えて見ることではないと思うのですよ。それはどんな業務を進めるにおいても、ジェンダー平等という考え方が入っているかどうかということの確認はできると思うのです。ただ、全てが全ての業務が確認できる内容でもありませんので、そこは機会を捉えてということにしかないと思うので、その機会をなるべく多く日常業務の中で捉えて、議論をするということですね。これは発表するといっても、職員 250 人がそれぞれ発表するなんてことは無理なので、そこは日常的に議論を交わすことによって、意見を言うことによって、自分の考えが相手に伝わる、あるいはこの人はこういう考えを持っているのだなということが分かるわけですが、そういうことを通じて、繰り返し繰り返し日々そういうことをできるだけ議論をするような機会を設けながら、日常業務をやっていくということが大切だろうと思います。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10 番（野原恵子） 私もそのとおりだと思いますので、なかなか職場の中の上下関係の中で、部下に当たる人たちが、自分たちの意見をなかなか言いづらいというところはあると思うのですが、そこを乗り越えて、やはり仕事に関して、町民の相談に対して、お互いにそういう環境を抜きにして話し合える。それが一番大事だと思うのですが、なかなかそれは難しいかなという認識がおありかなと思うのですが、そこを管理職の人たちは克服して、一緒に仕事をしている職員と対

等に話をできる。そういう環境づくりがこのジェンダー平等に、さらに一步前に進んでいくことにつながると思いますので、ぜひそういうこれからの手だてとして取っていただきたいというふうに思います。

では、次に3問に移っていききたいと思います。

今、附属機関に女性の参加促進ということで、登用率は30%というお答えでした。目標に向けては大体行っているのかなと思いますけれども、本来であればフィフティー、半々、50%が一番目標かなと思うのですけれども、さらなる推進をということで、今、開催時間とか、それから日時、女性が参加しやすいような、それから今共働きが多いわけですから、そういう方々が参加できるような会議の設定になっているのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは、附属機関は物すごくありますので、個々に申し上げることはできませんけれども、基本的には委員の皆さんに参加していただける時間帯を選んでお集まりをいただいているということでもあります。これは、男女も当然ありますし、職員によっても、例えば酪農やっていると搾乳の時間にぶつけてしまうと、そんなときに行けるわけではないかという、そういうお叱りも受けるわけですから、構成メンバーの性別もありますし、職業もありますし、そういうことを考えながら、勘案しながら、できるだけ皆さんが集まってもらいやすい時間帯を選んでお集まりをいただいているということです。ただ、土日の開催がほとんどないわけです。これは、いろいろ考え方あって、平日疲れているのに土日に招集するのにかという考え方もありますので、そこはこれもメンバーを見ながら、議会の開催もそうですけれども、土日開催がいいのかどうかということも含めて、皆さんに集まっていただきやすい時間帯を選んで開催をしたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10番（野原恵子） 企業や経済団体、PTAですとか町内会にも働きかけてはいると思うのですが、さらなる女性の参加が促進されるような手だてを講じていく。そのことによって、女性の声がやはり町政ですとか、それから地域にも届けられる。そして、このことは家庭の中でも、女性がそういうところに参加することによりまして、社会的に目を向けていく、そういう手だてにもつながっていくと思いますので、さらなる促進を求めまして、次の4番に進んでいききたいと思います。

女性職員が力を発揮できるようにということで、答弁をいただきました。様々な手だてを取っているというお答えでした。今、日本のジェンダーギャップ指数は、146か国中116位なのですが、答弁にありますように、女性の教育ですよね。そこは1位ということでした。このことは、女性の4年制の大学に行くですとか、そういうことが非常に今大きく進んでおりまして、女性の識字率が1位ということは、潜在能力があるという、そういう考え方になるのかなと思うのですよね。ですから、社会環境を整えば、さらなる女性が活躍できる、そういう証しでもあると思います。出生時の男女比、身長ですとか体重とかそういうところでは、世界では1位ということで、生まれたときにはもうほとんど差がないような状況で生まれてきているということで、差が出てくるということが社会環境がそうさせているということにつながると思うのですね。ですから、様々な手だてを取っていくというお答えでしたので、さらにそういうことも、男性も女性も同じ立場に立って、職務を遂行していくという立場に立てば、女性が力を発揮できるということが今まで以上に進められていくという、そういう認識で私は捉えております。

この中で、お答えの中で、令和2年11月に「幕別町ハラスメントの防止等に関する規程」等を制定し、職場におけるハラスメントの防止と相談体制等の整備を行っている、このようにお答えになっております。ということは、庁舎内にもまだこのことについては課題がある、このように捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 課題があるということではなくて、あってはならないことなので、それを未然に防止するためにはどうしたらいいかということの意識浸透を図る、認識を図ると、そういう意味でご

ざいます。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10 番（野原恵子） では、そういう意味であるということでしたけれども、そういう中で、今まで職員の中からセクハラですとかパワハラですとか、そういうことに対する相談はあったのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 過去にはありました。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10 番（野原恵子） 現在は改善されているということによろしいのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは、改善するとかしないとかという話とはちょっと性格が違って、その事案に対して、どういうふうに対処したか。それは本当にハラスメントだったのかどうなのかということを検証した中で、それを客観的に、それは例えばパワハラであれば、多少言葉がなかったかもしれないけれども、決してパワハラではなくて、何とか相手に対して分かって理解をしてもらうために、ちょっと言葉が強かったとか、そういうお互いにパワハラをした者、受けた者がお互いに理解ができるような形での決着を図っているところであります。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10 番（野原恵子） それでは、セクハラではどうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） セクハラ案件については、今のところ正式に受けているものはありません。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10 番（野原恵子） 幕別町庁舎の中でということだったのです。今質問はしているのですけれども、今日本全体でセクハラ、DV を受けるは圧倒的に9割は女性が受けている。男性も受けているという結果もありますけれども、9割は女性が受けているということで、本当にセクハラ、DV を受けた女性は、本当に心から人権が侵害されて、本当に傷つけられるのですよね。それで、それを克服するのに何年もかかるのですよ。9割は男性ですから、今ジェンダー平等のところ、男性優位の家父長制度の中で男性は育てられてきていましたから、気がつかないという部分もあるのですよね。ですから、そういう点では本当に克服するのに時間かかって、一瞬にしてまたそのことを思い出すとか、そういうことに陥るのですよ。そういうことが9割加害者である、加害をしている男性が認識しているかどうか、そこが問われるわけで、ですから一つ一つこういうことがセクハラですよ、DVですよということが認識しないと、繰り返すのですよね。ですから、それはやはりきちっと研修なり何なり繰り返し繰り返し、さっき質問、無意識の人権侵害、これを克服していく姿勢を町できちっと職員自ら持っていかなければならないと思うのですが、そういう視点に立てるかどうかということが、これからの克服につながると思うのですが、その点はどうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これ非常に難しいことだと思います。幾ら事例を説明しても、なかなか今自分がやろうとしていることが該当するのだ。これから、今までやってきたことが該当するのだということが気づかないということが、おっしゃったように気づかないでやってしまっているということがありますので、これは本当にどこまで行っても全くゼロというのは難しいと思いますけれども、なるべくそこに向かって、こういうケース、事例を出して、こういうケースはセクハラ、あるいはパワハラに当たる可能性がありますよ、十分気をつけてくださいといったことの事例を示しながらの啓発ということが、今後もやっていかなければならないなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10 番（野原恵子） なかなか気づかない、だから研修が私は必要だと思うのですよね。無意識の人権侵害というのは、自分自身で気がつかないわけですから、気がつくような研修、手だてを取っていくということが問われるのではないのでしょうか。なかなか難しいで終わっていたら、前には進みません。

その点いかがですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これで研修で全てを解決すると思ったら、私はちょっと違うなと思っているのですよ。研修を受ける、あるいは人から言われて自分がそう思えなければ意味がないわけですから。それは、必ずしも研修の場に出すことが、それで 100%解決するかといったら、そうではないわけで、先ほどから申し上げているように、日常的にいかにお互いに議論し合うか、意見を述べ合うか、そのことによって気づきが出てくるわけですから、ですから改めての研修という意味ではなくて、日常的にそれはパワハラに当たるのではないかと、セクハラに当たるのではないのか、ここは気をつけないと駄目だよということが必要であるというふうに思っていますので、そこは全ての時間を使って、日常もそうだし、講師を招く研修もあるいは派遣研修もありますから、そういった全ての時間を使いながら浸透を図れるようにしていきたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10 番（野原恵子） 研修だけでは全てではない、それはそのとおりだと思う。一人ひとりがどう自覚するかですからね。そのところは、職場内で常にそういうパワハラ、セクハラ、それは人権侵害に当たるという認識を持ちながら、日常の職務を遂行していく、そういう姿勢に職員が立つようなリーダーシップを取っていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） もちろん私を先頭に、これピラミッド式の社会でありますので、しっかりと管理職から係長、係長から係という、そういう全体の意識疎通を図れるような形で、私が先頭になって伝えていくというか、指導をしていきたいなと思います。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10 番（野原恵子） 期待します。

では、ひとり親世帯の経済支援ですが、答弁の中では、答弁は控えさせていただきたい、このように答弁をいただいております。それであれば、今の本当にひとり親家庭の現状といたしましては、コロナ感染の影響で子育て世代の負担が大きくなっている、こういうことが今明らかになってきております。それで、その中でひとり親世帯の状況は、一層経済が大変になってきている。こういう状況が全国的に明らかになってきております。今、ひとり親世帯の 48.1%が2世帯に1世帯、約半数が、48.1%ということは、相対的貧困が半分ぐらいの世帯でそういう現状になっている。そういう現状があります。それで、ひとり親家庭の女性のシングルマザーですけれども、働いている人たちは本当に暮らしていくために働いている人が大多数です。ですけれども、子育てもしながらということでは、正規の職員になかなかない。パートですとかアルバイト、そういう中で、本当に収入が低いということで、今ひとり親世帯の収入なのですけれども、ひとり親ではなくて、非正規労働者の収入なのですけれども、女性の平均給与が162万3,000円という、こういう状況になっております。こういう中には、やっぱりひとり親も含まれておりまして、この中から社会保険料だとか所得税ですとか住民税控除されますと、本当に使えるお金が少なくなる。そうすると、食費を削ったり、自分が病院に行くのを削ったりとか、そういう状況にあるということの認識を町長はどのように考えておりますか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） もちろんひとり親で、特に母親世帯については、一般的に所得が低くて非常にづらい生活をしていることは十分分かっております。それと、今はひとり親家庭の話をしていますけれども、とにかくこの方たちだけが困っているわけではなくて、年金生活者も非常に困っているということがありますので、そこは全体を見ながら、もう困っている人たちが今このコロナもそうですし、その後の物価高ですね。物価高の影響を物すごく受けていますので、そこを受けている方が非常にたくさんおりますので、どの分野といたしますか、どういう人たちが一番困っているのかということを見ながら、限られた財源をそこに充てていくということが必要だろうというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10 番（野原恵子） 私も、本当に地域歩きまして、高齢者の、特に国民年金で暮らしている方々の困難さというの、もうたくさん聞いております。そういう方たちにも手だては必要だとは思いますが、今、私がジェンダー平等の視点からお尋ねしているわけで、そんな中の一つとして、このひとり親の医療費の助成、お母さん、ひとり親、男性も含まれておりますけれども、特に大多数が女性ですよね。家計を支えている人たちが病に倒れて、なかなか医療を受けられないということは、その子どもたちにも大きな影響を与えるのですよね。ですから、そういう意味でひとり親、そういう方に医療費の助成することができないのかと。町長は、今いろいろありますから、お答えできないということなのだと思うのですけれども、音更町でもそういう制度がありまして、幕別町から音更町に転居するという方も中にはいらっしゃるのです。ですから、そういうそこは本当に切実に、いろんな病気を抱えているひとり親にしてみれば、切実な問題でもあるという認識をぜひ持っていただきまして、次につなげていっていただきたいと思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 私に次があれば、課題としては捉えておりますので、そこはもちろんひとり親もそうですし、様々な課題がありますから、その中でいかに重点的に仕事やっていくかということになるかというふうに思います。認識していることはお伝えしたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 以上で、野原恵子議員の質問を終わります。

この際、14 時 5 分まで休憩いたします。

13 : 53 休憩

14 : 05 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、中橋友子議員の発言を許します。

中橋友子議員。

○18 番（中橋友子） 通告に従いまして、質問を行います。

会計年度任用職員が希望を持って働けるよう低賃金などの改善を。

1990 年代から日本の労働者の賃金水準はほぼ横ばいで、所得格差は拡大し貧困が広がっています。厚生労働省の「国民生活基礎調査」（2021 年）では、日本の全世帯の平均所得は、2020 年で 564 万 3 千円、1994 年をピークに約 100 万円減少となっています。平均所得以下の世帯がそのうち 6 割を超えていると報告されています。背景には 1995 年からの非正規労働者の増加があり、特に若年労働者の非正規雇用比率の上昇が格差を拡大していることも指摘されています。

非正規雇用は民間企業だけではなく、公務員労働者にも拡大し「官製ワーキングプア」とも言われ、国と自治体による非正規雇用拡大の雇用の在り方が社会問題化されました。

その後、処遇改善を目的に 2020 年に地方公務員法及び地方自治法が改正され「会計年度任用職員制度」の運用が開始されました。

しかし、期末手当や退職金制度などの改善が図られたものの、低賃金と期限付の不安定雇用などの抜本的な改善には至っていません。

町民の不安定雇用の改善は、まず役場の非正規雇用職員から行い、町内全体の雇用の改善につなげていくことが重要です。

会計年度任用職員制度の運用が開始されてから約 3 年を経過し、改めて制度の検証と改善に向けるために以下について質問をいたします。

1、住民の生活を支える自治体の業務は、職員の安定した雇用の下で執行され、総務省も「公務の運営においては、任期の定めのない常勤職員を中心とする原則を前提とすべき」としています。臨時的あるいは期間限定などの業務を除く恒常的な業務については、本来常勤職員を配置すべきと思うが町の認識はどうか。

2、任用期間は基本1年以内に限定されており、繰り返し働くことも可能ではあるが、国は公募によらない再度の任用の上限回数を2回とした上、自治体の裁量によるとしています。町の現状はどうか。

3、経験・勤続が生かされず、常に不安の中での勤務では希望も見えづらく尊厳も保てなくなります。働く人の希望に沿い、少なくとも民間で始まっている無期転換制度への転換等、任用期間の上限をなくすべきであるがどうか。

4、わずか30分の勤務時間の違いでフルタイムとパートタイムに分けられ格差が生じている。フルタイムとパートタイムの職種ごとの職員数と年収の実態、主な家計維持者の人数は。パート勤務の希望者を除いてフルタイムへ移行すべきであるがどうか。

5、会計年度任用職員の女性の割合が非常に高く86.6%に上っている。女性の貧困率が高い背景には低賃金があり、ジェンダー平等の大きな障がいになっている。2030年までに達成を目指すSDGsのジェンダー平等の実現のためにも、大幅な賃金の引上げと処遇改善に努めるべきであるがどうか。

6、労働条件の改善を求める手立ても保障されていない。アンケートの実施や非正規職員の声を聞く機会を持ち、改善に向けるべきであるがどうか。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 中橋議員のご質問にお答えいたします。

「会計年度任用職員が希望を持って働けるよう低賃金などの改善を」についてであります。

会計年度任用職員制度は、行政需要の多様化や複雑化に対応し、公務の能率かつ適正な運営を推進するため、平成29年5月に公布された地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、令和2年4月から導入されました。

新たな制度の創設に伴い、会計年度任用職員は、改正後の地方公務員法の適用により、一般職の非常勤職員として任用根拠が明確化されるとともに、新たに期末手当の支給や特別休暇が付与されるなどの処遇改善が図られたところでありますが、今後も円滑な公務運営の観点から制度の適正な運用に努めていかなければならないと考えております。

ご質問の1点目「恒常的な業務については、本来常勤職員を配置すべきと思うが町の認識はどうか」についてであります。

会計年度任用職員制度の創設に伴う本町の制度設計に当たっては、総務省から平成29年に示された「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル」に準拠し、進めてきたところであります。

このマニュアルにおいて、国は常勤職員の配置の考え方について触れており、単に業務の期間や継続性のみによって判断されるものではなく、業務の内容や責任の程度などを踏まえた業務の性質により判断されるべきものとし、典型的な例としては、組織の管理・運営自体に関する業務や財産の差押え、許認可といった権力的業務などが想定されると示しております。

町といたしましては、このような国の考え方に基づき、恒常的な業務であることのみをもって常勤職員を配置しているものではなく、各業務における質や量、責任の程度を勘案するとともに、住民ニーズに応える効果的かつ効率的な行政サービスを安定的に提供するために必要な職員数について総合的に判断し、適正な配置に努めているところであります。

ご質問の2点目「任用期間は基本1年以内に限定されており、国は公募によらない再度の任用の上限を2回とした上、自治体の裁量によるとしているが、町の現状はどうか」についてであります。

総務省マニュアルにおきましては、再度の任用についての基本的な考え方として、会計年度任用職員はその任期を一会計年度内としているため、一会計年度ごとにその職の必要性が吟味される「新たに設置された職」と位置付けられるべきものとしております。

また、会計年度任用職員の募集・任用に当たっては、地方公務員法第13条に規定する平等取扱いの原則を踏まえ、年齢や性別に関わりなく均等な機会を与える必要があるとともに、できる限り公募に

よることが望ましいとされており、加えて、任期ごとに客観的な能力の実証を併せて行うこととされております。

町といたしましては、会計年度任用職員の任用に当たっては、任用の回数にこだわらず、毎年、公募により面接を実施の上、任用の決定を行っているところであります。

ご質問の3点目「働く人の希望に沿い、少なくとも民間で始まっている無期転換制度への転換等、任用期間の上限をなくすべきであるかどうか」についてであります。

平成24年8月に「労働契約法の一部を改正する法律」が公布され、25年4月から1年契約など期間の定めのある有期労働契約が繰り返し更新され、5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない無期労働契約に転換できるよう、新たな制度が導入されたところであります。

しかしながら、公務員においては、非常勤職員が常勤職員として採用される場合には、競争試験による採用が原則とされ、常勤職員としての能力実証を改めて行う必要があるため、労働契約法において、国家公務員及び地方公務員については、適用除外とされているところであります。

また、会計年度任用職員の任用期間については、地方公務員法の規定により、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内、すなわち一会計年度内とされているところであります。

ご質問の4点目「フルタイムとパートタイムの職種ごとの職員数と年収の実態、主な家計維持者の人数は、パート勤務の希望者を除いてフルタイムに移行すべきであるかどうか」についてであります。

はじめに、フルタイムとパートタイムの職種ごとの職員数と年収の実態についてであります。令和4年3月31日現在で配置していた会計年度任用職員の実績で申し上げますと、フルタイムが保育士の有資格など19職種で81人、パートタイムが事務補助員など37職種で277人、同じ職種でフルタイムとパートタイムがあるため、合計では51職種で358人です。

このうちフルタイムとパートタイムの主な職種ごとの職員数と、その職員の令和3年4月から4年3月までの12か月分の給料または報酬に期末手当を合算した年収額を申し上げます。

フルタイムのうち、保育士の有資格者は35人で、年収額は1人当たり211万5,733円から251万9,599円、図書館司書の有資格者は7人で、年収額は239万3,280円、給食調理員は6人で、年収額は270万7,200円から280万7,200円、介護支援専門員は3人で、年収額は319万2,479円です。

パートタイムのうち、事務補助員は33人で年収額は171万140円から213万6,750円、特別支援教育支援員の有資格者は29人で、年収額は172万1,363円から182万5,602円、消費生活相談員の有資格者は2人で、年収額は229万5,428円から230万8,178円、介護認定調査員は2人で、年収額は236万980円から238万3,027円です。

次に、主な生計維持者の人数については、全ての会計年度任用職員について個々の世帯状況や収入状況などの把握ができないことから、お答えすることはできません。

次に、パートタイムの希望者を除いて、フルタイムへ移行すべきであるかどうかについてですが、本町では会計年度任用職員制度の創設時に全ての業務内容を精査し、各業務において必要となる時間を判断した上で、フルタイムとパートタイムを整理したことから、パートタイム職員の希望の有無でフルタイムへ移行することは考えておりません。

ご質問の5点目「SDGsのジェンダー平等の実現のためにも大幅な賃金の引上げと処遇改善に努めるべきであるかどうか」についてであります。

本町における会計年度任用職員の募集・任用に当たっては、平等取扱いの原則に基づき、年齢や性別、人権や信条などによって差別することなく均等な機会を与えるとともに、任期ごとに客観的な能力の実証を行うことを踏まえ、毎年公募し面接等による選考を経て任用しているところであり、こういった任用方法がまさにジェンダー平等にかなっているものと捉えております。

また、会計年度任用職員の給与の決定については、業務の内容、責任の程度を勘案するとともに、給料の1時間当たりの単価と年収額が制度移行前の水準を下回ることのないよう制度設計を行ってお

り、類似する職種間は基準となる職種を決め均衡を図り、資格の保有状況や修学年数等を考慮して、職種ごとに給料の下限と上限を設定するなど適切な運用に努めております。

さらに、会計年度任用職員の給料表は、国の行政職俸給表を基本に作成しており、人事院勧告により俸給表が改定となった際には、職員に準じて改正しているとともに、産前産後休暇や配偶者出産休暇、育児参加休暇など新たな休暇制度の創設や共済保険の適用範囲が拡大されているなどの処遇改善が適宜行われているところであります。

ご質問の6点目「アンケートの実施や非正規職員の声を聞く機会を持ち、改善に向けるべきであるかどうか」についてであります。

会計年度任用職員制度については、改正後の地方公務員法において、一般職の非常勤職員として任用根拠が明確化され、給料や手当、休暇制度などの労働条件においては国公準拠の考え方を基本に、近隣市町村との均衡を図りながら制度設計を行っております。

このような労働条件については、会計年度任用職員の募集時及び任用時に明示し必要な説明を行っており、また、任用後においては、日頃から所属長を中心に会計年度任用職員との対話を通じて意思疎通を図りながら、日常業務に関する苦情や要望などを把握しているほか、総務課が窓口となって相談対応を行うこととしているところであります。

また、会計年度任用職員については、改正後の地方公務員法に定める常勤職員と同様の勤務条件に関する交渉制度が適用され、公平委員会に対して勤務条件に関する措置の要求や不利益な処分に関する審査請求等が認められているところであります。

前段、申し上げましたように、日頃から会計年度任用職員に関わる業務内容や勤務条件を含め所属所内において対話を通じて意思疎通を図っておりますので、改めてアンケートを実施することは考えておりません。

以上で、中橋議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 再質問を行います。

幕別町では現在、正職員が244人に対しまして、会計年度任用職員が合わせて358人ということで、大変大きな比重を占めており、その正職員、会計年度任用職員合わせた総合的な力で、今日の行政の執行事務がなされているというふうに思います。この会計年度任用職員が法で定められて、3年が経過いたしました。

今年の1月19日の北海道新聞に、ご覧になられたかと思うのですが、北海道で3,000人の会計年度任用職員が雇い止めに遭うという書かれ方がしておりました。それは大都市のことを例に、札幌市を中心に出版されていたのですが、その根拠は第1質問で書きましたように、任期の定めのない人の再任用の回数が2回までということ国が定めているものですから、それに沿って業務を行っているところについては雇い止めになるということでもあります。

町がどうなのかとお尋ねをいたしましたら、そういうことはお答えの中にはなくて、要するに、毎年毎年、つまり会計年度という年度を区切って、毎年採用していくということを大前提としているので、そういうことであると。まとまって3,000人ということではないと。これはこの中でも出る出てきますが、雇用の機会も含めて平等な取扱いだというような位置付けでありますけれども、私はここで働いている人の立場に立って見たときにどうなのかなというところを、ぜひ町長に一考を要していただきたいという思いもありまして、今回の質問を組み立てたところです。

はじめに申し上げましたように、今日、物価高騰と、それから低賃金というのが非常に社会問題になりまして、貧困層が増えているという状況であります。この低賃金の背景がどこにあるかというふうに申しますと、これは日本、これは町の政策ということではなくて、国自体が非正規労働者の拡大を1995年からずっと広げてきた結果、このような状況になっているのだということでもあります。したがって、日本の給料が上がっていないその状況の背景に、非正規雇用があるということであれば、改善できるところから改善すべきではないか。特に町においては、町で働いている職員の人の改善とい

うことは、町としてできるわけですから、そこに手をつけるべきではないかというふうに考えて提案をいたしました。

1点目の質問であります、恒常的な業務について本来常勤を配置すべきか。つまり、職員の定数をもっと増やして職員化、正職員化していくべきではないかというのが私の考えであります。

この中で町長は、単に常勤の配置、恒常的な業務であることのみをもって常勤職員を配置するものではなく、各業務や質、量、その責任の度合いなどを勘案するというふうに書かれています。

それで、実は毎月毎月、会計年度の任用職員の募集が幕別広報に載りまして、2月の広報紙の中からこの実態がどうなのかということで引き出してみました。2月のお知らせ広報には、会計年度任用職員の募集は全部で15名。そのうち11人が事務補助的な仕事であり、残りの4人が専門職でありました。専門職の中には、ひきこもりアドバイザーパート1名、月額23万4,000円、社会福祉資格教員免許の保有者、それからコミュニティソーシャルワーカーパート1名、社会福祉士資格教員免許所有者、次、心理士1名、大卒公認心理師資格及び臨床心理士資格保有者ということ、そして作業療法士1名、作業療法士の資格を有する者。こういうふうになっていまして、ひきこもりアドバイザーとコミュニティソーシャルワーカーについてはパートでありました。心理士と作業療法士につきましては、パートではありません。こういった方たちが会計年度任用職員として募集されているわけですが、専門の仕事を持ち、幕別町の例えば心理士、作業療法士は、新たに子育て支援の中で事業を展開する、そこに配属をして効果を上げていくということで採用されるのだと思うのですが、こういった重要な役割を持たれる方たちを募集するに当たって、期限付の、任期付の職員ということの判断ですね。町長は、もう一度申し上げますが、総合的な判断、質や量、責任の程度というようなことで、常勤状態だけではなくて判断するのだということで、今回2月の募集になっていると思います。もう一度、このように募集を分けて、専門職も会計年度になっている、その理由についてお示ください。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 必ずしも専門職だからといって、常勤あるいは正職員でということではなくて、特にこの事業、新たにスタートするための必要となる専門職ということでありますので、まずスタート時においては、1年なりの状況を見ながら、場合によってはどういう形になるか分かりませんが、例えばの話を申し上げますと、学芸員、1年間、会計年度任用職員で働いてもらいました。その状況を見て、これはアイヌ文化のほうなのですが、採用試験を行った上で、この4月からは正職員に採用するということもやっておりますので、ここはまずスタート時に状況を見ながら、その必要に応じて、正職員として対応することがいいのか、あるいはそこまでの業務量がないのか、その辺を十分、質の問題も含めて検討した上で、どうしていくかについては、また1年間の働きぶりなどを見させていただきながら考えなければならないというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） この恒常的な資格を有する仕事は、今紹介しただけではなくて、既に図書館の司書であるとか、保育士なども人数としては非常に多いのですけれども、もう何年もそういったお仕事に就いていられて、その方の仕事ぶり、そういうものは長年に渡って掌握をされていると思います。私は、今、学芸員のことも実はお尋ねしようと思っていたのですけれども、もうお答えいただきましたので、いい方向にいったなと思うのですけれども、そういった機会を提供していくことも大事なことだと思うのですよね。81人がフルタイムで働いて、いろいろ皆さん資格を持っていられっしやる。しかし、毎年毎年、任期が切れて、そして再雇用、自分が継続になるかどうかの不安も含めて過ごされる、働く方たちの立場からいったら、長期の勤務になる機会を提供する考えを持つべきではないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 正職員するかどうかになると、これやはり正式だというか、通常の職員、他の職と同じような手続を経て、言ってみれば面接ですね、これをやった上で評価をしなければならないということがあります。今のその専門職の関係で言うと、職としては必要なのですが、それが長期に必

要なのかどうなのかということも含めて、見定めなければならないということでもありますから、職は必要なのです。ただそれを正職員として雇うこととなると、またそこは新たな選考をしなければならないということになりますので、そこはおのずと慎重にならざるを得ないですね。一度雇いますと、これはもう30年、40年と、いてもらわなければならないわけでもありますから、そこは、会計年度職員は少なくとも同一会計年度内ですから、一会計年度をもってそこで任期は終わります。ただ、繰り返し、繰り返し、20年、30年働いてもらうこともあります、それは。それは1年間の働きぶりも当然見させていただいた上で、新たな雇用として、面接をして採用決定するということになりますので、全部が全部、正職員になれば、それは働く側から見れば、非常にこれはいいことだと、安定雇用につながりますからいいのですけれども、ただ我々雇用側から見ると、やはり一番は、最少の経費で最大の効果を上げることが地方自治の本旨にありますから、これ全てお金をかければいいという話ではなくて、必要最低限のところで雇用をとどめるという、そういったことも必要であると。その中で、必要なのは正職員を雇用しますけれども、正職員までいなくて、会計年度任用職員で業務が遂行できると判断されれば、そこは会計年度任用職員の力を借りるということに進めてきているわけでもあります。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） そういうお話は以前にもお伺いしたことあるのですよね。そうやっておっしゃりながら、実は、例えば保育士であれば、会計年度任用職員のフルタイム48人いらっしゃるのですよ。恐らく今回の質問では求めていますけれども、5年も10年もずっと継続して勤務してくださっている方いると思うのです。あと、図書館の司書ですよ。この人たちも、フルタイムで会計年度任用職員7人です。ここも、ずっと職務に邁進していただいている、真面目に働いていただきながら、1年1年で切っているということです。町長、財政的なことと、私はこれに、本来、全員安定した雇用の中で職務が遂行できるのが一番いいと。それができないのは、やはり財政問題なのだろうなというふうには押さえています。しかし、それとそこの働いている人の立場、人格ですよ。人権、生活ということ、やはり重んじなければいけないのだと思うのです。こういう図書館の司書の方たちなんかも含めて、結局、生活できるだけの、それで自活してやっていこうと思ったときの、生活できるだけの収入得られなくて離れていっているのですよ。あるいは、転職。これはもう町長ご存じだと思いますけれども、そういう人って、幕別町の中で、幕別の図書館の隅々まで分かり切って、熟知し、その技術も、それから様々な住民の対応も身につけられている。だけど、雇用条件が自分の思うこととマッチしなくて離れざるを得ないと。私はある意味、財産の喪失だと思うのですよね。ですから、公務員の方たちが、面接もあり、公務員の試験も受けて、そしてルールに基づいてやっていくということは、そのとおりだと思います。そういう機会を、縁あって幕別町に会計年度でお勤めいただいた方には、先ほどの学芸員の方のように、その機会を提供し、その道を開くということを私は求めるのですけれども、どうですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 資格を持っている方、いろんな職種であるわけでもありますけれども、ちょっと学芸員と図書館司書は、なかなか一緒にならないのだというか、今度、施設を、アイヌ文化の保存、伝承、施設を建築予定をしまして、そこをしっかりと、アイヌ文化の、アイヌ民族のみならず、町民に対しても、しっかりと理解をしてもらう、尊重してもらう、あるいは受け継いでいってもらうというためには、やはり専門性の高い人が必要だろうということで、まずは会計年度任用職員として入ってもらって、そして非常に優秀な方でありましたので、公募した中で応募してもらって、そして採用に至ったということでもあります。ただ、ではこれは図書館も同じように言えるかという、どこまでそれを求めるかと、我々としてですね。サービスが極端に落ちることがあってはなりませんけれども、サービスが会計年度任用職員であっても変わらないのであれば、そこは会計年度任用職員でも致し方ないかなという、どこで区分するかということは必ず出てくるわけでありまして、そこを図書館については、今いる会計年度職員が、今持っている勤務時間の中で職務を果たしていただいて、そ

れでサービスが落ちることなくやられているわけで、これをさらに正職員にしてあげることはいいのですけれども、さらにあげなければならない理由というふうに考えたときに、今でも、私は、サービスの低下がなく図書館業務というのが行われているのかなという判断に立っていますので、その7人を全て職員にするということになると、これ本当に人件費というのは重たいのです。義務的経費の中でも一番重たいものでありますので、そこはサービスの低下を招かない中でどこまで正職員を確保するかと、ここのせめぎ合いみたいなものは私の中でもあるわけで、それは全部正職員にすることにしたらいいのでしょうか。いいのでしょうかけれども、それは現実的にはそうはならないということも、分らなければならないなというふうに私は思っています。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 私はその機会を与えていただきたい。だから、全員が全員、希望されない方もいらっしゃるでしょう。しかし希望される方については、学芸員の方に与えたように与えていただきたい。確かに専門分野違うと思いますよ。学芸員の方たちの、今の大学の教授もそうですけれども、ほとんど非正規で、このことが社会問題にもなっているのですよね。そして特に長いスパンで歴史を研究され、それを公文書として研究の結果を残し、そして積み上げていくという、そういう仕事が1年1年で雇用切られるわけですから、成果が出づらいのですよ。だから、そういう点では大きな問題だと思っていましたし、だからといって、図書館の司書あるいは保育士、それぞれあります、調理師、皆さん。それは町長、頑張っているから、サービスは低下していないですよ。その職員の方たちは、それぞれ後でも申し上げますけれども、全国的アンケート調査もあって、皆さん、その仕事には生きがいを持っている。本当に、自分がだって望んだ図書館の司書であり、あるいは望んだ保育士、そういう専門の勉強してきている方たちですから、現場に行ったら頑張りますよ。しかし待遇が、正職員の半分以下だという状況が長年続く、一生続くという状況に、私は痛みを感じてほしいのですよね。そういうところに問題の視点を持っていただいて、改善できる道を、全部一度になんて言いませんから、チャンスがあったらその試験を受けていただくとか、それは年齢制限で区切られたりしますからね。しかし会計年度で頑張ってくださいの方は、年齢の幅を持たせるとかやり方はあると思うのです。どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これまでそういうチャンスを与えていないかという、そうではなくて、図書館についても近年2人採用していますし、保育士は毎年採用していますけれども、実際に受験される方もいます。今の会計年度任用職員の中に受験される方もいますし、一方では、扶養の中で働きたいという方がいらっしゃるって応募に至らない。それともう一つ保育士で言えること、私の耳に入っているのは、責任を持ちたくない。正職員になると責任を持つので、そこまでの責任を持って働きたいという方も、そういう話もお伺いするわけで、これは人それぞれ、どういう職業を、どういう働き方を選ぶかというのはそれぞれあると思いますので、全く機会がない中で現状に至っているということではないことは、ご理解をいただきたいなと思います。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 分かりました。その責任を持ちたくない、あるいは扶養の中にというのも、必ずしも本人の希望とは言えないですよね。扶養に入るというのは、そういう社会的な制度の制限があって、いわゆる課税対象あるいは保険の対象から、家族の扶養になっている人は外れなければいけないわけですから。少ない給料で外れちゃったら大変だということもありますから、そういうことでなっているのですよ。できれば、できればきちんと保障された状況で働きたいというのは、それは当たり前のことではないでしょうか。責任の度合いもそうです。賃金が、倍も三倍も違っていたら、なぜそんな低いのに責任持たされるかということにも、逆に言えると思います。そういうことも含めて、チャンスをしっかりと今後も与え続けていただきたいと思います。

次に移ります。

任用期間の問題について、2番、3番併せてお伺いいたしますが、これは全体に、雇用の平等の観

点からも、毎年毎年切って採用しているということですが、会計年度の採用ですから、同じ人が何年も働いていらっしゃるケースもあると思うのですが、それは全員に、1年たつと雇用関係が切れて、新たに履歴書を出していただき、そして採用の試験なのでしょうか、その機会を受けて雇用されているということですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 会計年度任用職員は、一会計年度が限度、その範囲内で任用するということでありますから、その方が、次の年また応募してくる、しないかは分かりませんので、そこはさらに新たな採用、任用という形になりますので、書類については、全て出してもらっているということであります。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 結果として、この3年間継続されてこられた方はどのぐらいいらっしゃいますか

○議長（寺林俊幸） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝博） この3年の実績ではないのですがけれども、一例で申し上げました、この令和3年度末現在で任用しております会計年度任用職員358名中101名、率にして28.2%の方が、令和3年度に新規採用をされた方でございます。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 働く方たちの側にとってみて、毎年毎年同じ職場で働いて、1年たったら、これはもう制度上そうなのですから、提出していただくということになっていて、履歴書をもらい、そして採用につなげていくと。私はこれも、例えば保育士さんであれば、5年、10年と働いていらっしゃると。毎年毎年、履歴書を出して、毎年毎年。でも希望を聞くことは、働いているわけですから、その募集期間、2か月前、3か月前にされるのでしょうか。できるはずですよ。私はこういうところこそ、本人の負担、行政の負担も考えれば、本人が継続を希望した場合について、そういった更新業務については、もっと簡素化してもいいのではないかというふうに思うのですが、どうですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 同じものというか、履歴が1年間増えるということになりますから、その部分は履歴書してもらわないことには、履歴書にならないですよ。ですから、ただその事務上で簡素化できるものは、これは全ての業務においてそうなのですが、改めて同じものを出すようなことではなくて、簡素化できるものについては、簡素化はしなければならないなというふうに思います。ただ、それはあらかじめ聞くというのは、何か翌年も雇用しますよというみたいな、そういう取られ方をすると、ちょっとまずいなと思ひまして、やり方としてはあるのかもしれませんが。もし来年も応募するのであれば、この部分だけ出してくださいと、そういう案内はできるかというふうに思いますので、そこは内容どうすべきかについては検討しなければならないと思います。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 一人ひとりの職員の皆さんにとっては、次の年も採用してもらえるのかどうかというのは、希望されている方にとっては本当に不安なことでもあります。そして、そういった何回も履歴書、同じことなのに、もうコピーして置いておこうかなというぐらい同じことなのに、1年経過するだけで履歴書をどんどん出していかねばいけなくて。こういったことも、やはり心を寄せて、町長言われるように、簡素化できるところはしていくというふうに求めたいと思います。

次に、フルタイムとパートタイムのことについてお尋ねをいたします。

30分違いで、処遇にもかなり差が出てきております。そもそもこの30分の違いの根拠というのはどこにあって、そのように実施されているのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 30分の根拠というと非常に説明しづらいわけで、パートだから30分少なくともというそういうものではなくて、この会計年度任用職員制度というのは令和2年度からできた新しい制度でありまして、今までのいわゆる臨時的任用職員ですね、その人たちが継続して来ていただく

ことになるのだろうかということが大前提になっていますから、そうなったときに、今までよりも勤務条件が落ちるということは避けなければならない。落ちてしまうと、やはりそれはほかのほうに行ってしまう。我々の業務が円滑にできないということになりますので、そこは臨時的任用職員だったときの身分と、パートの会計年度任用職員になったときに、これは最低保障というわけではないですけども、賃金、年収が落ちないような制度設計をしなければならないなということに配慮したわけであります。その結果としては、本当はこれ半日でも、半日とはちょっと極端ですね、例えば4分の3ぐらいで十分ですよという業務があったとしても、なかなかそうはいかないわけで、どこで線引きをするかとなったら、去年勤めていて、そして同じ業務をやるとなったときには、やはり賃金下がったら来てくれないと思うのですね。そこは最大限の賃金の配慮をした結果として、その30分の差が出てきた、そこが一番大きいというふうに考えています。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 逆に考えれば、その7時間45分と7時間15分の勤務の方の、職務の内容がどのぐらい違うのかと。もっと言えば、7時間15分の方もそれなりの事務業務があって、しかし7時間15分で切らなければいけないから、やむなく残して帰るというようなことだって起こり得るのだと思うのです。ではその7時間45分の人はどうかということなのだけれども、やはり比較すると、町長は、半日の人たちのことを言えば、それは半日の人よりは7時間15分のほうがいいです。でも、今、7時間15分と7時間45分のパターンで比べてみると、たった30分の違いで、収入、それから様々な保障についても違いが出てきています。したがって、この30分、むしろ財政的なことあるのでしょうか、このぐらいの時間であれば全員7時間45分にして、存分にお仕事していただく。そしてその枠では減るかもしれませんが、その募集人員ね。しかしそうであっても、同じ待遇で働くぐらいの、そういった組立てでもできないものかと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これですね、職種を全部ひっくるめてお話ししているので、なかなか分かりにくいと思うのですが、保育などの場合については、本当に短いパートは別にしても、これは子どもを預かっているので、最後までいてもらわなければならないですし、ローテーション、4交代勤務ですか、ここの中でしっかり入ってもらって、やはり保育に専念してもらって、そういうことが必要であるわけで、保育所についてはフルタイムということになっています。私が申し上げているのは、事務補助の場合は、全員が7時間15分で帰っていただいていますので、これは業務がどういう業務に従事してもらうのかということを考えた場合に、これ事務補助ですから、忙しいときは人数を増やして対応するなんてこともありますけれども、通常であればそんなにびっちり、あるいは時間外をしなければならないぐらいの業務があるわけでありませので、では4分の3でいいかとなったら、それは先ほど申し上げたような、年収が落ちてしまえば来ていただけないので、でも会計年度任用職員としては必要であるという、非常に微妙なところがあって、なかなか簡単に職員と同じ勤務時間でいいというふうには言えないですし、では少なく、半日でいいよということも言えないわけで、そこをどこで線を引くかというところがあります。それと財政面で言うと、退職手当組合に加入しなければならないですとか、ほかの給与以外の町負担が出てきますので、そこも当然ばかにならない金額なものですから、そこも考えなければならないということで、中橋議員おっしゃるように、全員が正職員になれば、それはもう一番いいでしょうけれども、これは、今日何回も限られた財源と言っていますけれども、本当に限られた財源をいかに有効に使うかという中での着地点として、今こういう雇用をしているということでもあります。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 結局、財政の負担少なくするための一つの手法でしかないのだと思うのです、言い切ってしまうと。会計年度任用職員制度にしても。だって昔は、以前は、こんな非正規というのは、本当に限られた職種だけだったではないですか、この事務の中の。しかし、専門職までどんどん非正規化していくというのは、これは町長だけではないですよ。全国的にそういうふうに、切り替えてき

ているからなっているのです。私は、だから、そういった国の制度設計の中で、失われた 30 年、30 年も給料上がらないひどい時代になってきているということを、あえて申し上げたいのですけれどもね。やはり私は、働いている方たち、だってここ、私たちもこうやって議会で来まして、職員の皆さんに会いますけれども、半分以上は非正規の方たちではないですか。庁舎の中は正規の方多いですけども、いろいろやるとそうではないですか。そういう方たちに、あなたは非正規、あなたは正職というようなことではなく、みんな幕別町の職員として業務をしていただく、その感謝も含めて、そういった接近・接触させていただいてきているのですけれどもね。やはり僅かな時間で処遇が変わるといような中に置かれている職員の立場からしたら、本当に不安であり、そして数字出てきませんでしたが、家計を維持していただける方もいる。そういう方たち、どのぐらいのお金で暮らしているのかなと計算してみたのですけれども、今回募集のかけている賃金なんか見てみましても、事務職でしたら日給で 6,753 円から 6,962 円、20 日間働いたとして 14 万円切るのですよね。14 万切って、そこから公租公課といいますか、引かれますからね。恐らく十一、二万円の中での生活になってくるのだと思うのです。そこに、この物価高です。今朝の新聞でも、物価が 4.1%、賃金は 8 年 8 か月ぶりの下落だかというのが、労働調査の結果として出されていましたが、本当に今厳しいですよ。だから、そういう厳しい方たち、町民の一人、働いている一人というふうに思えば、やはりできることから改善していくということが、私は大事だと思います。これを固定的な制度として見ないで、ぜひ一番最初に、見直すところは見直してとありますから、ぜひそういった視点で、一緒にこの町を支えていただいている職員という位置付けをしっかりとって、待遇改善に当たっていただきたい、どうですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 一緒に本当町づくりにやっている仲間という点では、まさにそのとおりだと思います。それはやはり会計年度任用職員という制度の枠はあるわけですから、これ取っ払うわけはできないわけで、この枠内でいかに本当に働いていただけるか、気持ちよく働いていただけるかということ心をかけなければならないわけでありまして、実はこの会計年度任用職員についても、一般の正職員と同じように、国家公務員、地方公務員、さらに民間事業所との準拠がこれは適用になるわけです。これ地方公務員法ではっきり言われていますので、そう考えたときに、人事院勧告こそ出ませんけれども、会計年度任用職員については、やはり私が一番気にするのは、帯広圏 1 市 3 町の中での均衡を考えなければならないというふうに思っています。これは、極端に落ちてしまうと、本当に人に来てもらえない、そうなるとう公務が円滑に進まない、停滞するということもありますので、そこは十分ほかと変わらない均衡の取れたような給与であったり、給料報酬であったり、あるいは勤務条件というものを維持していかなければならない、あるいは必要とあれば、改正をしていかなければならない。そういう思いであります。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18 番（中橋友子） ちょっと前段のほうでお尋ねするのを漏れてしまったのですけれども、雇用の任期が切れる 1 年の年度末、30 人以上雇用を切った場合には、大量離職通知書というのを提出しなければならないようになっていますが、幕別町は出していますか。

○議長（寺林俊幸） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝博） 私の記憶の中では出してはおりません。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18 番（中橋友子） 厚生労働省で、国また地方公共団体の方へということで、離職する職員の再就職のために、つまり大量に、言葉では任期切れと言っていますが、そこで雇用切っているのですよ。だから、大量の雇用の離職を生み出すというのは本来的ではない。したがって、そういう 30 人を超えた場合には、市町村の場合はハローワークなのですけども、きちっと届出をし、また計画と同時に、再就職に対する指導計画というの併せて提出が求められている文章があります。私これを見たときに、幕別町もやっているのだろうかというふうに疑問に思いました。あくまでも大量解雇者を

出さないという指導の下に、厚生労働省が行っている指導でありますから、提出されていないということであれば、きちっと提出をしていただきたいと思います。

最後になります。

働いている人の立場に立った意見をぜひ聞いていただきたい、最後の質問です。総務部が総括し、日頃からそういったことについては掌握しているので、しないということでありました。でも、町長。働いている方たちというのは、特に雇用関係が正社員ではなくて、そういった1年で切れてしまうというような立場にある人たちというのは、意見は出しづらいのですよ。残業の話もしましたけれども、7時間15分で残業されているという話も、実際職員の中から聞いています。終わらないのですって。だけれど、時間だから帰らなければいけない。どんどんたまっていくばかりだということもあります。そういうこともありますから、きちっと聞いていただきたいと思いますし、第一、誰が家計の中心になっているのかも分からないということは、町長、やはり分かっていないことではないですか。全部ちゃんとつかんでいますよということではないのですよ。そういうところも心を砕いて、現場で働いている皆さんの、正職員も会計年度職員の皆さんの声も、私が一番分かっているというぐらいきちんと押さえて目配せをしながら、チームプレイで行政推進していただきたい、どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 理想的に言えば、私が全部分かっていると言いたいところなのですが、なかなかそこまでは、一人ひとりと対話をしていると一日それで終わってしまうので、それは難しいのですが、ただこれは、それなりに労務管理をする職員としているわけですから、そこは今まで以上に寄り添ってという言葉はあまり好きではないですが、しっかりと相手が何を言わんとしているのかということも探りながら、あるいは日常会話の中で、何気ない言葉の中からうかがうということもできますから、より一層、そこは徹底をしてまいりたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） まず実態を知ること、知ることによって、必要な改善につながるというふうに考えます。ぜひ、今後の改善をされていくことを期待して質問を終わります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、中橋友子議員の質問を終わります。

この際、15時15分まで休憩いたします。

15:05 休憩

15:15 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、荒貴賀議員の発言を許します。

荒貴賀議員。

○8番（荒 貴賀） 通告に従いまして、質問をいたします。

1、学校給食費の無償化であります。

岸田政権の「異次元の少子化対策」には、国民が一番強く求めている教育費負担の軽減がありません。

長らく労働者の賃金が上がらない中で、急激な物価高騰が保護者の家計を圧迫しています。とりわけ保護者が負担する学校給食費は、小学校で年間約4万8,000円、中学校では年間約5万8,000円と、副教材費など義務教育にかかる様々な費用の中で最も重い負担となっています。

加えて、急激な物価高騰によって、給食の食材費が高騰し、現場では「安い食材に頼らざるを得ない、多彩なメニューが組めなくなった」「デザートのお菓子を小さくしている」「今の単価では給食が不可能になる」等の事態が全国的に課題ともなっています。全国で給食費の無償化を実施している自治体は256まで広がっています。

十勝では現在、4自治体が学校給食費を無償にし、このほか更別村が物価高騰対策として実施され、いろいろな形で広がりを続けています。

また、全国では第3子以降の補助に踏み出した自治体も多くあります。文科省は国会答弁で「学校給食法は給食費の補助を禁止する意図はなく、自治体の判断での全額補助を否定しない」と答えています。保護者負担の軽減を図り、子育て支援がさらなる充実した町にするため給食費の無償化を実施すべきと考えます。

また、黙食や臨時休校等で学校生活の制限に伴う子どもの心身への影響も指摘されているところでもあります。

以下の点を伺います。

(1) 給食費の無償化に必要な予算は。

(2) 道内だけでも33自治体で無償化を実現しています。少子化対策、子育て支援として町も実施するべき。

(3) 国は「義務教育は無償」と定めた憲法第26条に則して、学校給食の無償を推進するべき。

(4) 新型コロナウイルス対策として、学校で行われてきた給食の際の「黙食」。昨年11月、文部科学省は給食のときの過ごし方について「適切な対策を行えば会話は可能」の方針を出していますが、町の対応は。

2、就学援助の拡充です。

就学援助は学校教育法第19条に基づき実施している制度で、経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し必要な援助を行うもので、就学援助の支給対象基準の設定については、各市町村の裁量に委ねられており、本町においては、生活保護世帯と生活保護基準の1.3倍未満の収入等を対象としています。生活保護基準は度々引き下げられていますが、本町においては、2012年の基準額を適用して制度を運用しているとお聞きしています。

消費税の引上げ、物価の上昇、可処分所得の減少で町民を取り巻く経済環境はより厳しくなっています。こうした中、就学援助の支給対象基準を引き上げることは、教育環境を整えるために必要であり、就学援助の生活保護基準の1.5倍への引上げを求め、以下の点を伺います。

(1) 生活保護基準の1.5倍に係る予算額は。

(2) 眼鏡など新たな補助対象の考えは。

(3) ロナなど家計急変世帯に対し、就学援助などの利用について丁寧に周知が必要であり、その対応は。

(4) 2021年の税制改定で、所得控除が10万円減額となりました。これによって一昨年までは認定された世帯が昨年度は認定されないという事例が全国的にありますが、町の状況と対応は。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 荒議員の御質問にお答えいたします。

はじめに「学校給食費の無償化を」についてであります。

学校給食法では、義務教育諸学校における教育の目的を実現するため、食生活が自然の上に成り立つものであることの理解、生命及び自然を尊重する精神や環境の保全に寄与する態度を養うなどの目標が定められているところであり、学校給食は、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものと考えております。

学校給食の無償化は、毎年度、北海道が実施しております「学校給食実施状況調査」の令和3年度調査結果によりますと、179自治体のうち「小学校・中学校とも無償化を実施」が29自治体、「小学校のみ無償化を実施」が1自治体、新型コロナウイルス感染症の臨時的措置として「小学校・中学校とも無償化を実施」が4自治体、計34自治体で実施しているところであります。

ご質問の1点目「給食費の無償化に必要な予算は」についてであります。

推計に当たっては、年によって児童生徒数や食数に増減がありますことから、令和4年5月1日現在の児童生徒数で申し上げますと、小学生が1,365人、中学生が684人、計2,049人、平均給食数が年200食として、年間の学校給食費の額を積算いたしますと、小学生が約7,200万円、中学生が約4,300

万円で、総額は約1億1,500万円となり、この額が無償化に要する費用となります。

ご質問の2点目「少子化対策、子育て支援として町も無償化を実施すべき」についてであります。

学校給食法では、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに運営に要する費用は学校設置者が負担し、これ以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童または生徒の保護者負担と定められており、受益者負担の観点から法の規定に基づき、学校給食費を保護者に負担していただいております。

現行の学校給食費は、令和3年度から新たな学校給食費に改定しておりますが、改定前の1食当たりの給食単価は小学生242円、中学生292円で、そのうち地産地消と児童生徒の本町への愛着、地域理解を深めることを目的に地場産食材料費として、1食当たり8円を町が負担することで、保護者負担額を小学生234円、中学生284円と負担軽減に努めてきたところであります。

さらに改定後の学校給食費では、1食当たりの給食単価が小学生263円、中学生313円となり、小中学生ともに21円の上昇額となったことから、保護者負担の軽減を図るため上昇額の3分の1の7円を保護者負担、残りの3分の2の14円と地場産食材料費の8円を加算した22円を子育て支援として、町が負担することにより、最終的には、小学生241円、中学生291円に軽減した額を保護者に負担いただいております。

また、児童生徒が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の学校給食費についてであります、令和3年5月に児童生徒の感染が拡大したことを受け、感染した場合や濃厚接触者、感染の疑いのある者等に該当し、出席停止となった児童生徒には学校給食の停止の届出が間に合わないケースが発生しましたので、学校からの報告により欠食として喫食数から差し引くことにより、保護者の負担を軽減しているところであります。

先ほど申し上げましたとおり、本町の児童生徒数は2,000人を超え、無償化には多額の費用を要しますことと、受益者負担の観点からも、学校給食費の無償化については実施する考えはありませんが、義務教育に係る保護者の経済的負担の軽減を図るため、修学旅行に要する費用の補助や就学援助等による支援を引き続き行ってまいりたいと考えております。

ご質問の3点目「国は「義務教育は無償」を定めた憲法第26条に則して、学校給食の無償化を推進すべき」についてであります。

義務教育の無償については、憲法第26条において「義務教育は、これを無償とする。」と規定しておりますが、この「無償」については「授業料不徴収の意味と解するのが相当である。」とする最高裁判所の判例により、授業料以外の教育に関する一切の費用まで無償とすることを定めたものではないと解されております。

こうしたことから、現状として国において学校給食費の無償化を推進することは難しいものと認識しておりますが、全国市町村教育委員会連合会などを通じて、学校給食費の保護者負担軽減のための支援措置について働きかけてまいりたいと考えております。

ご質問の4点目「給食の際の「黙食」、昨年11月、文部科学省から「適切な対策を行えば会話は可能」の方針が出ているが、町の対応は」についてであります。

コロナ禍にあって、町内の各小中学校においては、黙食を実施しておりましたが、昨年11月、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更に伴い、従前の「飲食はなるべく少人数で黙食を基本とし、会話をする際にはマスクの着用を徹底すること」という記述が削除されました。

これにより、各学校の給食の時間において、座席配置の工夫や適切な換気の確保などの感染対策を講じた上で、児童生徒等の間で会話を行うことも可能となったことから、本町においても、各小中学校に対して、学校や地域の感染状況を踏まえ、実情に応じた対応をするよう周知したところであります。

そのような中、周知以降、各小中学校の児童生徒及び教職員の感染者数も大きく減少してきたことから、各小中学校におきましては、座席配置の工夫や適切な換気の確保を基本とした感染対策に加え、多目的教室等の広い空間での喫食やアクリル板の設置等の対策を講じることができる学校では、児童

生徒等の間で会話を行うことも可能とするなど、各学校の判断で黙食を解除しているところであります。

学校給食は、感染リスクが高い活動である一方、児童生徒の健やかな育ちを支える重要な機能でもありますことから、今後におきましては、引き続き、地域の感染状況も踏まえつつ、座席配置の工夫や適切な換気の確保を基本とした感染対策のみでも、全ての小中学校で、児童生徒等の間で会話を行うことができるよう黙食を解除する予定であります。

新型コロナウイルス感染症への警戒が必要な状況にある中で、学校における生活や環境が大きく変化し、児童生徒の様々な行動制限により、ストレスを抱えているものと考えられますことから、従前の生活や環境に近づけることで、児童生徒の充実した学校生活の実現に努めてまいりたいと考えております。

次に「就学援助の拡充を」についてであります。

就学援助制度は、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童または学齢生徒の保護者に対して、市町村は必要な援助を与えなければならない」と学校教育法第 19 条に規定されており、本町におきましても、教育の機会均等の精神に基づき、小中学校への就学が困難なご家庭に、お子さんの就学に必要な費用を援助しているところであります。

ご質問の 1 点目「生活保護基準の 1.5 倍に係る予算額は」についてであります。

就学援助の対象者は「生活保護法」による要保護者と、市町村教育委員会が認定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる方、いわゆる準要保護者とされており、準要保護者の認定要件については「地方税法」や「児童扶養手当法」などの法的根拠の 9 項目に該当するかどうか、あるいは現に生活状態の困窮が認められる方を基準として判定しているところであります。

この判定の際、生活状態の困窮の判断基準として「生活保護法」に準じて算出した「需要額」と前年 1 年間の「収入額」を基に計算した額が、生活保護基準の 1.3 倍未満の方を認定することとしており、また生活保護基準の 1.3 倍以上の方であっても、当該年において会社の倒産等により急激に収入が減少した場合など、申請者の生活実態等を勘案した上で判定し、きめ細かな対応を行っております。

ご質問の生活保護基準の 1.5 倍未満に引き上げた場合の予算額についてであります。確定している令和 3 年度の実績で申し上げますと、小学校で認定者数 189 人、決算額が約 1,354 万円、中学校が 118 人で約 1,345 万円、合計 307 人で約 2,699 万円でありました。

これを、生活保護基準の 1.5 倍未満に引き上げた場合の認定者、援助費の増加分を試算いたしますと、小学校で認定者が 13 人で援助費が約 108 万円、中学校が 12 人で約 193 万円、合計 25 人で約 301 万円となります。

教育委員会といたしましては、支給基準である 1.3 倍については、全国的に見ても平均的な判断基準となっていることから、引き続き現在の支給基準で認定してまいりたいと考えております。

ご質問の 2 点目「眼鏡など新たな補助対象の考えは」についてであります。

準要保護者に対する就学援助については、国の三位一体改革により、平成 17 年度から国の補助金が廃止され、税源移譲と地方財政措置が行われ、市町村が単独で認定要件や費目、援助額を定めて実施するとされたところであります。

本町におきましては、国の「要保護児童生徒援助費補助金」に準じて、費目や援助額を定めて実施しておりますが、平成 23 年度には国の対象事業の、PTA 会費、生徒会費、クラブ活動費を、町の対象費目に追加し、令和元年度には卒業アルバム費を追加したところでありますが、ご質問の眼鏡を対象費目にすることについては、現在のところ考えておりません。

ご質問の 3 点目「コロナなど家計急変世帯に対し就学援助などの利用について丁寧に周知が必要であり対応は」についてであります。

就学援助については、例年、1 月下旬から 2 月中旬に学校を通じて在校する全ての児童生徒に「就学援助のお知らせ」と「就学援助費受給申請書」を配付し、申請案内を行い、3 月から 4 月にかけて年度当初の申請を受け付け、基本的に 4 月の教育委員会会議において承認され、5 月中旬に各保護者

へ判定結果の通知を行い、6月中旬に支給する流れになっております。

また、就学援助のうち新入学児童生徒学用品費の前年度支給については、11月下旬に申請案内を行い、12月下旬まで申請を受け付け、1月の教育委員会会議において承認され、2月上旬に各保護者へ判定結果の通知を行い、2月中旬に支給する流れになっているところであります。

申請案内の中では、年度の途中であっても、失業、倒産等により保護者の経済状況が悪化した場合や、長期療養、火災、交通事故、その他の不慮の事故等があった場合など、生活状態が困窮していると認められる場合は、生活保護基準の1.3倍以上の方であっても、申請者の生活実態等を勘案した上で判定し、認定となった場合には、申請した月の翌月から援助対象となることについてお知らせしているとともに、広報3月号とホームページで通年の周知を行っているところであります。

さらに、民生委員協議会定例会議の際に、民生委員・児童委員に対して、就学援助等の支援事業の概要について説明し、個別に相談があった場合には教育委員会へつないでいただくようお願いするなど、就学援助の利用について幅広い周知を行ってきており、引き続き、全ての保護者に対して、制度を理解していただくとともに、申請漏れなどがないよう、丁寧できめ細かな申請案内に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の4点目「2021年の税制改定で、一昨年までは認定された世帯が昨年は認定されない事例が全国的にあるが町の状況と対応は」についてであります。

平成30年度の税制改正により、令和2年分の所得税から適用されることとなった給与所得控除額及び公的年金等控除額の一律10万円引下げについては、準要保護者の認定に当たって「所得額」を用いて判定を行っている全国の自治体においては影響が出たものと推測されます。

しかしながら、本町における就学援助の準要保護者の認定に当たっては、給与収入及び年金収入の「収入額」を用いて判定を行い、給与収入及び年金収入以外の農業者など個人事業主の認定におきましては、収入額から経費を除いた「所得額」を「収入額」とみなし判定を行っておりますことから、税制改正に伴う影響はなかったところであります。

以上で、荒議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） それでは、再質問をさせていただきます。

新型コロナの影響で、上がらない賃金、長引く不況、これは子育て世帯だけではないのですが、今回は、子育て世帯に対し経済的な影響は大変大きいものがあると考えて、質問させていただきたいと思います。

先ほど、ご答弁でもいただきましたが、道内における給食費の無償化に踏み出した自治体については、平成30年度、いわゆる8年前になりますが、このときは20自治体でありました。令和3年度については、先ほどご答弁いただきましたが、34まで広がっています。6年間で14増えているのです。十勝管内でも、足寄町、陸別町、浦幌町、鹿追町が実施を行ってきているところであります。

同じく、令和30年度の文科省が発表した「学校給食等の無償化した実施状況」の調査結果が出されていきました。ここには、無償化を実施した目的として4つ挙げられていました。1つが「食育の推進」、2つ目が「保護者の経済的負担の軽減」、3つ目が「少子化対策」「定住・転入の促進」が挙げられています。

特に、東京の広がりが本当に注視していく必要があるかなと思います。東京23区だけを見ましても、8つの区で無償化を実施しますと答えています。3つの区が今後導入を予定していて、2つの区が検討するという報道があります。23区のうち13区、いわゆる半数が無償化をするという対応を取ろうとしているのです。全国的にも、給食費の無償化を進めるという声は本当に増えています。

日本農業新聞が2月に発行しているものを見ると、2022年度に学校給食無償化した自治体は、全国で3割を超えましたというふうに載っていました。私たちが調べている以上に、給食費の無償化を行っている自治体が本当に増えているのだなということを痛感しています。町として、全国的に無償化の動きがあるのに対し、どのように見ますか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） お話ありましたように、コロナ関連の影響等々、様々な影響を受けて、物価の高騰があります。そうしたこともあって、経済的な負担がなかなか大変になってきているというような状況がありますので、そういったことも勘案しながら、いろんな意味合い、目的を持って無償化に踏み切る団体が増えてきているものというふうには考えております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 回答の中では、町としては、無償化を行う考えは今のところありませんというようなご回答でありました。特に今、受益者負担の観点から実施を考えていないというようなお話でもあります。

学校給食の無償化の議論は、すごく前からありました。すごく古いもので1951年の参議院の文部委員会の中で、憲法で定められた義務教育の無償化の範囲を質問したのがあります。政府は、そのときに、現在は授業料だけ無償ではあるが、そのほかの教科書費、学用品費、学校給食費、できれば交通費も考えていると、そして、まず教科書費の一部無償化を実施して、その結果によって次の飛躍を期すると答えています。これ、72年前のご回答です。現在の状況を見ますと、教科書費と交通費の一部、いわゆるスクールバスですね、ここが実現されているだけで、なかなか進んでいないというのが現状にあります。

2018年12月に参議院の文部科学委員会で、5年前ですね、1951年当時の認識、いわゆる義務教育の無償化の範囲を政府はどのように捉えているのかというのを質問しました。そのときには、政府は検証して考えているというようなことを述べて、学校給食についても答えています。

学校給食についての解釈は、当時の柴山文部科学大臣なのですが、給食費の一部を補助することを禁止する意図はありませんと、自治体の判断によって全額補助すること、これ自体も否定するものではないということを答えています。これは5年前です。

一昨年、22年です。10月に同じように参議院の代表質問の中で、国の責任で小中学校の給食費を無償化するべきではないかと、51年の検証を行うのであればということをお問うています。そのときに、岸田総理は保護者が負担する学校給食費を自治体等が補助することを妨げるものではないと述べた上で、無償化については、自治体において判断すべきものというふうな回答でした。

要は、この二つの国会答弁が示すのは、学校給食法の学校給食の経費については、保護者が負担するという規定に縛られる必要はないですよと、自治体判断で行うことは決して問題はないということを指摘いたします。

この問題について、町の認識をお伺いいたします。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 町の判断で無償化をすること、それについては現在も増えてきている状況でありますし、それは可能であろうというふうに私も考えてはおります。

ただ、やはり財源的な問題もありますでしょうし、そういった課題も多々あるので、全ての自治体ができるかというところ、これなかなか難しいところだというふうに思いますし、どうも国の国会答弁のやり取りを聞いていると、自治体にげたを預けているというか、逃げているというか、ちょっと悪い言い方かもしれないですけども、そういったようなイメージを受けているのも事実であります。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 私も本当にそのように思います。

町がご答弁いただいたように、令和3年度に学校給食法が改定されて1億1,500万円、町がその分の一部を負担し、1食22円負担しますと。大体900万円ぐらいかな、町で出して、1人当たり4,400円を負担軽減に努めましたということでご答弁いただきました。うち7円は保護者負担、年間1,400円負担してもらっているということでもあります。

私は、現状はぎりぎりの状況で学校給食運営が行われているのだなというふうに認識しています。それこそ、前回の一般質問の中でも、メニューをいろいろ工夫しながら、栄養素が損なわれないよう

に対応するというようなお話をいただいたところではありますが、やはり現状はこうした状況を繰り返していくのか。やはり町としてしっかりとした食育、環境、推進を図る上でも、町としてもっと積極的に学校給食に力を入れる必要が今来ているのではないかと、町の認識をお伺いしたいのですが、どうですか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 学校給食でありますけれども、学校給食については「適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること」、あるいは「日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い望ましい食習慣を養うこと。」といったような、ほかにもいろいろ役割はありますけれども、非常に大切であるというふうには認識をしております。ただし、そのような中であっても、やはり答弁の中でも申し上げましたように、学校給食法で規定されている負担区分、受益者負担の観点からも、保護者に一定の負担をいただくということは、これは基本だろうというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） ちょっと角度を変えます。

北海道学校給食協議会が、令和4年度、昨年度に学校給食について調査していました。1つ増えて35自治体が無償化していますよ。全体の19%でしたという話でした。条件設定をしているところもありました。いわゆる多子世帯の無償化です。第2子半額、第3子無償を実施している自治体が3か所、第2子以降を無償化しているところが2つ、第3子以降を無償化しているところが4つというふうに、財源という中で、いろいろなやり方で無償化の方策、何とか負担軽減を努めるというような形で実施しています。

こうしたところを考えたときも、町として学校給食費について保護者負担の軽減、政策として、いま一度考えていく時期に来ている野ではないかと思うのですが、どうですか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 先ほども申し上げましたように、町の単独施策として負担軽減策を実施することは可能でありますし、現在も1食当たり22円の一部助成というのは行っている形になりますので、我が町においても、無償化までは至らないですけれども、一部助成しているという状況であります。

答弁の中で申し上げましたように、国が、例えば無償化まではいかないまでも、自治体が行う一部助成だとか、無償化だとかに対して、財政的な支援をするということになれば、うちの町も、国の財政的支援があれば、例えばですけれども、今、1食当たり22円助成していますけれども、国が例えば2分の1の補助を出しますよという形になれば、倍の44円まで、同じ一般財源で44円まで助成することが可能になりますから、その分また保護者負担の軽減にもつながるということはありますので、そういった意味で、国が何らかの措置を講じていただくのが望ましいのかなというふうには思っています。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 先ほどもお話ししたように、72年間なかなか前進していないという現状があるのです。少人数学級もそうだったのですが、なかなか前進しない中で、やっと前進したという政策もありました。それで、町として一歩踏み込んだ対策ということも、考えていく時期に今来ているのではないかと、今、質問させていただきました。

国の補助があればということなので、次に移りますが、国策、国の支援としてというお話でありました。答弁の中でも、授業料以外の教育に関する一切の費用は無償というふうには町としても考えてはいないけど、保護者負担の軽減策として働きかけを行っていきたいというようなことでご答弁いただきました。この認識でいいですと、先ほど教育長がご答弁いただいたとおり、国がしっかりと対策を取るのであれば、町としても何らかの軽減策については考え得るというようなことではあります。が、国の政策を待っていては、なかなか進まないというのが本当にあるのです。確かに22円努力をしていただいたということ、すごく頑張っていたいただいているという認識はあるのですけれども、これだ

け全国的に広がる中で、町としてこの状況をよいのかというのは、今考えていく必要があると思うので、ぜひ学校給食の無償化、軽減策について、もっと研究等を重ねていただきたいと思うのですが、どうですか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 現状を申し上げますと、本年度は、給食費については食材の高騰等がある中で、何とかやりくりをしながら、学校給食費については上げないでやれそうな状況ではありますが、これ食材費の高騰等、まだまだ続くということも予想されますので、そういった意味では、逆に学校給食費をまた再度改定しなければならないという場面も、ひょっとすると近いうちに出てくる可能性はあるかなというふうに考えておりまして、そういった意味でも、逆に軽減、一部助成の額を増やすということも、現状としては、趣旨からいうと、厳しい状況にさらになりつつあるなというふうに思っておりまして、そういった意味で、議員言われるように、いろいろ考えなければならない時期ではあると思うのですが、そういった意味も含めて、先ほどの繰り返しになるかもしれませんが、やはり国のある程度の関与、財政的支援等々も含めて、あるべき姿は、国が何らかの措置を講ずるべきではないかなというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 何度も同じことになりますが、国を待ってはなかなか進まないの、町として実施していただきたいというのが私の認識なものですから、その辺についてはしっかりお伝えしていきたいと思います。

次に移ります。黙食についてであります。

周知をして、随時緩和策が取られていますというお話がありました。実は2月に入ったときに、学校のほうに、黙食について教育委員会から何かありましたかという話をしたときに、いや、議論に上がっていないですねという話があったものですから、周知について、こういったものが来ていますよという周知はされていたと思うのですが、学校内でどういった対応をするのかというところまで進まなかったのかなというふうに思ったものですから、ちょっと今回、黙食がどういう状況になっていたのか質問させていただきました。

当然、お答えをいただいたとおり、各学校で状況が違うものですから、各学校で判断して対応していただくということが大前提であると思いますし、全てが解除できるかどうかについては、もっと前段で対応を取ることも必要なかなと思っています。私自身としては、分かるのですが、特に南小を見たときに、いや、これできるのかという客観的な問題があったときに、ちょっと不安があったものですから、そういったところもやはり学校側としてしっかりと認識を深めていただきたいなと思います。

中央の人文科学研究所のほうから、こんな話があったりしました。黙食について、コロナでいろいろメンタルヘルスが悪化しているというデータがすごく出てきていますと、学校で子どもが会話をできる時間は、給食や休み時間、登下校など、意外とすごく短いですと、毎日の給食でいろいろ子どもと話すことで、友人関係の改善や社会的、心理的発達も予想されますと。しかし、大人たちがマスクを外せない状況の中で、いきなりグループに分けてということになると、なかなか難しい状況もある。そこについては、徐々にスタイルを戻していくことが必要ではないかということが言われていました。

私自身も、やはり周囲の理解を得られることがすごく大切だと思います。コロナ感染で急に緩和するとなったときに、子どもの不安と保護者の不安、そういったものを受け止めて、学校としては方針を取っていただきたいと思います。そのためにも、心配事を気軽に問合せできる、コミュニケーションを取ることが大変重要と思うのですが、その辺についてはどういうふうに考えていますか。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） ただいまお話ありました、コロナ禍によります人と人との距離が広がる中、不安や悩みや相談できない児童生徒がいる可能性があるという、前段の答弁にもありましたとおり、いろんな不安を抱えている児童生徒がいるのかなというところは、もちろん教育委員会のほうと

しても認識しており、学校のほうとしても、それらを受けて、児童生徒の SOS をきちんと受け止められるような体制を取っております。それを踏まえて、個別面談であったり、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど、専門スタッフの力も借りながら対応しているところでございます。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8 番（荒 貴賀） いろいろ変わってしまったので、今後もいろいろ通常生活に戻る中で、ぜひ細かい対応を心がけていただければと思います。

次に移ります。就学援助の拡大についてであります。

生活が困難になる家庭が本当に増えています。やはり所得が少ないところというところで、本当に大きな影響が出てきているのです。親の収入の多寡によって子どもの教育の格差が生じないように、経済的困難な世帯に支援するのが、就学援助の制度であるというふうに認識しています。ご答弁でありましたとおり、その利用について、周知について、きめ細かく行っていくというふうなお話がありました。ぜひそういうふうに行っていただきたいのですが、ご回答の中で、いわゆる準要保護基準、いわゆる町の生活保護基準の 1.5 倍に上げた際の税負担が 301 万円ですというようなお話がありました。要は、町としてこれぐらいできないのかなということでお聞きしたいのですが、どうですか。

○議長（寺林俊幸） 教育部長。

○教育部長（川瀬吉治） 生活保護基準の係数の 1.3 倍の意味は、生活保護世帯とそれ以外の世帯の生活状況の差ということなのですから、生活保護世帯では社会保険料を負担していないということで、それよりも 1.3 倍で収入があっても社会保険料を負担する世帯は同等であるという考え方から、この 1.3 という係数が出ているわけなのです。

ですから、1.5 にするという場合については、その 0.2 ポイント分が何でどういうふうなかり増し経費になっているとか、そういう具体的なものがなければ、その係数をいじるということとはなかなか難しいと思っています。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8 番（荒 貴賀） 町の設定基準については、理解したところであります。1.3 倍が妥当ではないかと、この条件が必要ではないかということで、全国的にも 1.3 倍以下にしているところが 40% ぐらいあるのは、私も理解しているところであります。

なぜ 1.5 倍に引き上げる必要があるのかということなのですから、先ほどお話ししたとおり、生活保護世帯も一緒なのですから、やはり負担が増えるところはどんどん大きく増えているのです。今の基準で本当にいいのかというところ、もう一度見直さなければいけないという状況が今あるということをお話したいのと、もう一つは、令和 3 年度の決算書の中で数字を拾ったのですけれども、小学校で 255 世帯、就学援助制度に申請し認定されたのが 189 世帯でした。66 世帯が受けられなかったのです。中学校では、132 世帯が申請し 118 世帯が認定されました。要は 14 世帯が受けることができませんでした。合わせると 80 世帯が受けられなかったのです。ぎりぎりな状況でもあるのかもしれないのですけれども、要は 307 の世帯が申請して 80 が申請認定できなかった。いわゆる、26% が受けられなかったのです。

必ず就学援助を申請するときには、大変だから受けるのです。当然です。家計が大変だから、もしかしたら受けられるかもしれない。状況によっては、受けられたらすごく助かるという中で受けられてきている。しかし、受けられないところが本当に増えているのです。その前の年、令和 2 年度を見ると、認定率が 18% ぐらいあったのです。でも、令和 3 年になると、14.7% まで下がっているのです。要は、受けたいのだけれども受けられない、物価が上がっているからちょっと働く、そうすると基準がマッチしなくなって受けられない。時給がそんなに上がっているわけではないのかもしれないのですけれども、危機的状況にある人たちが頑張っている。だけど、そのせいで受けられなくなっている状況があるのではないかと、私は 1.5 に引き上げることも考えるべきではないかと質問しています。

その辺について、どのように認識をお持ちでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） ただいまお話ありました、令和3年度の決算のベースでのお話いただきました。荒議員のほうで、世帯数というお話ですけれども、恐らくその部分については人数ということになるかと思いますので、世帯数でいくともうちょっと減るのかなとは思いますが、きわどい線の方たちの部分というのが、どうかという部分になるかと思うのですけれども、認定作業を行う中で、ぎりぎりというラインの方が、申請の中で何件というのは申し上げられないのですけれども、それほど件数は多くなかったのかなというふうに認識しております。むしろ、1.5、1.3よりもかなり大きくかけ離れるような申請が多かったという、当然そういう場合には、審査から可否ということでいけば否という形になっていたという実態だと、私は把握しております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 実際に80という方になってはいますけれども、そんなに多くの人たちがぎりぎりではないというふうに、町としては認識しているということですね。先ほどと同じようになりますけれども、物価が上がって、今の時期も大変な状況にある中で、やはり基準額を引き上げるということは、必要になってくるときもあるのではないかと思います。

特に音更町が1.5に上げたというのは、やはり大きいものがあるのです。町はどうなのというような対応もあるものですから、やはり300万円の負担、町で頑張るということも研究の一つ、研究材料として取り組んでほしいのですが、どうですか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 音更町のお話も出ましたが、音更町については、ほかの町の関係でございますので、なかなか申し上げられないのですけれども、ちょっと町によって積算の仕方が違うということもございますので、そういったことがありますので、一概に数字だけで比較できない部分もあるというところではご理解をいただきたいと思います。

あと、1.3を1.5にということなのでもありますが、先ほど部長が説明したようなこともございますし、令和元年に厚生労働省が実施いたしました国民生活基礎調査によりますと、子どもの貧困率というのが13.5%であったということで、およそ7.4人に1人が相対的な貧困という結果でありました。本町の令和3年度の就学援助の認定率14.8%で、6.8人に1人が対象となっております。そうした意味からも、必要な支援が必要とされる子どもたちに行きわたっているという認識でおりますので、現段階ではこの1.3を1.5に引き上げるという考えは持っておりません。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 全国的な平均のお話、今いただきました。都市部では広がっているとか、その自治体の状況によって、また変わってくるのかなというように思うのですけれども、いろいろな施策を打って、その町の子育て支援、大変な人たちの、幕別でよかったと思える町をつくるには、今の状況で止まっているというわけには多分いかないと思うのです。何らかの前進を果たしていく、何らかの施策を充実させていくということが、きっと必要になってくると思うので、学校給食費も就学援助もその施策の一つとして、ぜひ研究を行っていただきたいと思います。

補助対象の拡大についてお聞きします。

町として、眼鏡の補助については行いませんというようなお答えでありました。文科省が同じように学習調査を行ったときに、同じだったのです。子どもの視力がすごく年々悪化していますと、その対策は、学力向上の観点や今後の医療・福祉の観点を考えた上でも課題ですと、何とかする必要がありますということで、文科省が調査を出していました。

今、ICT教育が進んで、視力の影響、各方面から心配されているところでもありますけれども、単純に、子どもたちが電子機器を持つ割合がすごく増えているという状況があります。こうした状況で、本当に眼鏡の子たちが増えたなというふうに、私すごくびっくりしています。0.6、0.7になったら眼鏡をつけましょうというような指導もされているところではあります。やはり先ほど部長もお話しし

ましたが、扶助費、いわゆる生活保護だと眼鏡の費用出るのですよ。だけど就学援助になると、眼鏡の負担が出ないのです。横浜や川崎、東京の墨田、栃木の日光、こういう大きな都市でも、眼鏡の就学援助をやっているのですよね。1万5,000円という補助金額はしていますけれども、やはり視力が悪くなって日常生活や学習に支障が出るより、眼鏡を買うことにちょっとという世帯に対して、支えていくという方針として、貧困対策も低所得者対策もそうですけれども、眼鏡の補助制度を考えていく必要もあるのではないかなと思うのですが、どうですか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 答弁でもお答えしましたとおり、本町におきましては、国の要保護児童生徒援助費補助金に準じて、費目ですとか助成額を定めておりますので、そういった意味では、何かしらのやっぱり基準となるものがあって、それに基づいて、準じてやっているということでもありますので、現状としては、今申し上げました補助金の要綱に基づいて、準じて実施してまいりたいというふうに考えておりますので、現段階では眼鏡の部分について拡大する予定はございません。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 状況的に、それこそ眼鏡を買うことに悩むということは、生活に必要なものになってきているものですから、やはり補助対象とすることが本当に求められているのかなと思いますので、私は補助にするべきだということでお伝えしたいと思います。

では、もう一つなのですが、今、補助対象項目のお話がありました。令和2年度に、オンライン学習通信費が新たに加わっています。幕別町としては、この項目が追加されなかったのですが、どういった経緯だったのかお聞きしてもよろしいでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） ただいま質問ございました、要保護のほうでの費目、オンライン通信費の関係なのですけれども、もちろん本町としても研究をしてまいりました。

その中で、今タブレット等の端末の持ち帰り等、そちらのほうも、きちんとしたまだ整理ができていない部分ももちろんございますので、その辺を踏まえながら、今後さらにまた費目に追加できるかどうかという部分を研究していきたいというふうに考えているところです。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 先ほど、教育長がご答弁あったとおり、国が必要だからといって、この辺のGIGAスクールの関係だとは思うのですけれども、補助対象に上げてきているのです。せっかくある制度ですから、町としてぜひ、使う使わない、補助する補助しないというのも家庭によってあるかと思うのですが、ぜひ対象にできるものは積極的に活用していただきたいところです。

次に移ります。コロナの家計急変世帯の対応であります。

きめ細かく対応していますというお話でありました。4月から重層的支援事業も行うというお話もありますので、ぜひ教育委員会もそこに連携を取っていただいて、対応していただければなというふうに思うのですが、どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 教育部長。

○教育部長（川瀬吉治） 重層的支援事業ですね。今までも、福祉の場面で相談があつて、こちらにつないで受給に至ったというような経緯もありますので、そういうものは活用して、そういう場面を通じて申請を受け付けていきたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 要は、住民の方から相談があつたときに、就学援助等がよく分かっていなくて、うまくつなげていただけなかったというものがあつたものですから、そういったものも町全体としてある事業の一つですので、ぜひ対応していただきたいと思います。

次です。税制改正については、町としては総所得ということで判断しているので、控除した額から計算しているわけではないということで、安心したところであります。帯広市でも結構影響があつたという話もあつたものですから。いろいろ計算の方法や基準の選定があるので、一概には言え

ないですけれども、やはり拡充すること、今受けている人たちが同じように受けられるように、町としてもぜひ対応していただきたいと思います。

最後ですが、お金の心配なく子育てできる環境が少しでも充実していけるように求めて、質問を終わりたいと思います。最後、教育長、どうですか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 町の子育て支援策、教育でできる部分は、できる限りのことは私はやっていきたいというふうに思っておりますけれども、これは全町的な施策に関わりますので、そういった意味では、財政的な関係もございます。そういったことも踏まえながら、全町的に研究をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 以上で、荒貴賀議員の質問を終わります。

これで、一般質問を終結いたします。

[散会]

○議長（寺林俊幸） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、明日の会議は午前 10 時から開会いたします。

16:14 散会

第 1 回幕別町議会定例会

議事日程

令和 5 年第 1 回幕別町議会定例会
(令和 5 年 3 月 9 日 10 時 00 分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第 8 条、第 11 条）
議事日程の報告（会議規則第 21 条）
- 日程第 1 会議録署名議員の指名
12 谷口和弥 13 芳滝 仁 14 千葉幹雄
（諸般の報告）
- 日程第 2 議案第 20 号 幕別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第 21 号 幕別町行政区設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 22 号 幕別町附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 23 号 幕別町債権管理条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 24 号 幕別町立学校設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 25 号 幕別町修学支援資金条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 26 号 幕別町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 27 号 幕別町蝦夷文化考古館条例を廃止する条例
- 日程第 10 議案第 28 号 幕別町生活館条例を廃止する条例
- 日程第 11 議案第 29 号 幕別町近隣センター条例の一部を改正する条例

会議録

令和5年第1回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 令和5年3月9日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 3月9日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (18名)

議 長 寺林俊幸

副議長 中橋友子

- | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1 石川康弘 | 2 小田新紀 | 3 内山美穂子 | 4 藤谷謹至 | 5 小島智恵 |
| 6 若山和幸 | 7 岡本眞利子 | 8 荒 貴賀 | 9 酒井はやみ | 10 野原恵子 |
| 11 田口廣之 | 12 谷口和弥 | 13 芳滝 仁 | 14 千葉幹雄 | 15 小川純文 |
| 16 藤原 孟 | | | | |

- 6 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 飯田晴義

副 町 長 伊藤博明

教 育 長 菅野勇次

代 表 監 査 委 員 八重柏新治

企 画 総 務 部 長 山端広和

住 民 生 活 部 長 寺田 治

保 健 福 祉 部 長 樫木良美

経 済 部 長 岡田直之

建 設 部 長 小野晴正

会 計 管 理 者 合田利信

忠 類 総 合 支 所 長 笹原敏文

札 内 支 所 長 新居友敬

教 育 部 長 川瀬吉治

政 策 推 進 課 長 白坂博司

総 務 課 長 佐藤勝博

地 域 振 興 課 長 谷口英将

糠 内 出 張 所 長 宮田 哲

住 民 課 長 本間 淳

福 祉 課 長 亀田貴仁

こ ど も 課 長 平井幸彦

税 務 課 長 古山悌二

学 校 教 育 課 長 西田建司

生 涯 学 習 課 長 石田晋一

- 7 職務のため出席した議会事務局職員

局長 萬谷司 課長 北原正喜 係長 川瀬真由美

- 8 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

- 9 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

- 12 谷口和弥 13 芳滝 仁 14 千葉幹雄

議事の経過

(令和5年3月9日 10:00 開会・開議)

[開議宣告]

○議長（寺林俊幸） これより本日の会議を開きます。

[議事日程の報告]

○議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、12番谷口議員、13番芳滝議員、14番千葉議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（寺林俊幸） 次に諸般の報告をいたします。

全国町村議会議長会 第74回定期総会が2月8日東京で開催され、定期総会の席上、同会表彰規定に基づく、自治功労者表彰が行われ、谷口和弥議員及び藤原孟議員の2名が受賞しました。

のちほど、伝達を行います。

これで諸般の報告を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

10:02 休憩

10:05 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[委員会付託省略]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

日程第2、議案第20号から日程第11、議案第29号までの10議件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、日程第2、議案第20号から日程第11、議案第29号までの10議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（寺林俊幸） 日程第2、議案第20号、幕別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明）

議案第20号、幕別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の1ページ、議案説明資料の1ページをお開きください。

本条例は、児童福祉法等の一部を改正する法律と民法等の一部を改正する法律、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が、公布されたことに伴い、関連する9つの条例の一括改正を行おうとするものであります。

このたびの改正は、大きく3点であります。

1点目は、児童の安全管理に関する規定の新設であります。

昨年9月、静岡県牧之原市の認定こども園の送迎バスに、当時3歳の女兒がおよそ5時間置き去りにされ、熱射病で亡くなるという事故が発生いたしました。

これを受け、児童福祉施設等の運営について、児童福祉法の規定を受けて国が定めている基準が改められ、条例で運営基準として定めるべき事項に、児童の安全の確保が加えられました。

2点目は、懲戒権の削除であります。

民法は、親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負うとし、これを受け、監護及び教育に必要な範囲でその子を懲戒することができると従前、懲戒権を定めておりました。

この規定が、しつけとして児童虐待を正当化する口実に利用されていると指摘されたことから、令和4年12月、懲戒権規定を削除する民法と児童福祉法の改正法が施行されました。

3点目は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う文言整理であります。

議案説明資料の1ページをご覧ください。

第1条関係は、幕別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正であります。

本条例は、児童福祉法に基づき、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の設備と運営の基準、町が認可をする際の基準、いわゆる、認可基準を定めているものであります。

同法は、市町村が、基準を定めるに当たっては、国の定める基準に従い、条例で定めるものとしており、このたび、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されましたことから、条例改正を行おうとするものであります。

第6条は、家庭的保育事業者等の保育所等との連携を定めております。

保育所等との連携を要する家庭的保育事業者等から、括弧書きで、居宅訪問型保育事業者を除く、と記載しております。

このたびの改正で、次のページに記載しておりますように、第7条の3として、自動車を運行する場合の所在の確認規定を追加いたしますが、この第7条の3の規定においても除外する、旨を定めるものであります。

2ページになります。

第7条の2として、安全計画の策定等を加えるものであります。

第1項は、乳幼児の安全の確保を図るために、設備の安全点検をはじめ、職員と乳幼児への指導、職員の研修及び訓練等についての計画の策定と必要な措置義務を、第2項は、安全計画の職員への周知と研修・訓練の実施義務を、第3項は、安全計画の取組内容の保護者への周知義務を、第4項は、安全計画の定期的な見直しと変更を、定めております。

第7条の3として、自動車を運行する場合の所在の確認を加えるものであります。

第1項は、自動車運行時の乗車、降車の際の点呼と、乳幼児の所在の確認義務を、第2項は、送迎用自動車にブザーその他の車内の乳幼児の見落とし防止装置の設置と所在の確認義務を定めるものであります。

3ページをご覧ください。

第10条は、保育施設が、他の社会福祉施設等併せて設置する際の職員について、従来、保育室や乳

幼児の保育に直接従事する職員は兼務することができないと定めておりましたが、保育に支障がない場合に限り、兼務することができると改めるものであります。

第13条は、懲戒に係る権限の濫用禁止を定めておりましたが、懲戒に関する児童福祉法の規定が削除され、懲戒そのものが認められなくなりましたことから、同条を削除するものであります。

第14条は、衛生管理等を定めております。

第2項で、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のため、職員に対する研修と訓練の実施を努力義務として明示するものであります。

4ページになります。

第2条関係は、幕別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正であります。

第1条関係の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正と同様に、第6条の2として、安全計画の策定等に関する規定を、第6条の3として、自動車を運行する場合の所在の確認についての規定を加えるものであります。

5ページをご覧ください。

第12条の2として、業務継続計画の策定等を放課後児童健全育成事業者に義務付けるものであります。感染症や非常災害の発生時の業務継続計画の策定と職員への周知と研修・訓練の実施、定期的な計画の見直し等の努力義務規定を加えるものであります。

第13条は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準と同様に、衛生管理等について具体的に規定するものであります。

6ページになります。

第3条関係は、幕別町次世代育成支援対策地域協議会条例の一部改正であります。

第2条は、地域協議会の所掌事務を定めております。改正前の、子ども・子育て支援法第77条第1項は、市町村に合議制の機関を置くよう努めるものとし、各号において、子ども子育て支援施策等の調査審議など、その合議体の所掌事務を定めておりますが、改正により第72条に繰り上がりますことから改めるものであります。

7ページをご覧ください。

第4条関係は、幕別町保育の必要性の認定に関する条例の一部改正であります。

第3条は、保育の必要性の基準を定めております。同条は、子どものための教育・保育給付の支給要件を定めております子ども・子育て支援法第19条第1項を引用しております。

同条第1項第2号は、満3歳以上の未就学児で保護者の労働などの事由により、家庭で必要な保育を受けることが困難であるもの、第3号は、満3歳未満で保育を受けることが困難であるものを定めておりますが、改正により同条が2項建てから条建てに改められますことから、改めるものであります。

8ページになります。

第5条関係は、幕別町保育条例の一部改正であります。

第4条関係の、幕別町保育の必要性の認定に関する条例の一部改正と同様に、第19条第1項を第19条に改めるものであります。

9ページをご覧ください。

第6条関係は、幕別町保育料条例の一部改正であります。子ども・子育て支援法の改正に伴い、第87条を第82条に繰り上げ、第19条第1項を第19条に改めるものであります。

11ページをご覧ください。

11ページの第7条関係、幕別町立へき地保育所条例から12ページの第8条関係、幕別町忠類へき地保育所条例、13ページから21ページにかけての、第9条関係、幕別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例までの3つの条例においても同様に、子ども・子育て支援法の改正に伴い、第19条第1項を第19条に改めるものであります。

15ページをご覧ください。

第15条は、特定教育・保育の取扱方針を定めております。

同条においては、学校教育法を引用しておりますが、同法の改正により第25条が2項建てになることに伴い、第25条第1項に改めるものであります。

16ページになります。

第1条関係の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正と同様に、第26条の懲戒に係る権限の濫用禁止規定を削除するものであります。

以降、21ページまでの改正は、子ども・子育て支援法の改正に伴い、第19条第1項を第19条に改めるものであります。

議案書の5ページをご覧ください。

附則についてであります。

第1項は、この条例は、令和5年4月1日から施行するとするものであります。

第2項は、第1条の幕別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置であります。改正後の第7条の3第2項の規定の適用については、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合にブザー等の設置が困難な場合、令和6年3月31日までの間はブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない、とするものであります。

第3項は、第2条の幕別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置であります。第6条の2の安全計画の策定と措置を講ずる義務規定の適用については、令和6年3月31日までの間は、努力義務とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第21号、幕別町行政区設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤 副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第21号、幕別町行政区設置条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の6ページ、議案説明資料の22ページをお開きください。

幕別町は、幕別町行政区設置条例において、町行政の民主的かつ効率的な運営を図り、もってこの町の進展に期するため、行政区を設けると定め、昭和32年4月以来、行政区制度を維持・継続し、現在113の行政区を設置しております。

それぞれの行政区の区域においては、公区や町内会の名称を用いた自治組織のもとで、様々な住民活動が展開されてまいりましたが、近年では、自治組織の加入率の低下や近所付き合いの希薄化、さらには、地域活動の担い手不足など、住民意識の変化を背景に、地域コミュニティのあり方が懸念されているところであります。

また、本条例においては、令和2年3月まで、行政区に公区長を置くと定め、公区長は、行政区を代表し、町行政遂行上の所掌事務を有する非常勤特別職として位置づけておりましたが、改正地方公

務員法の施行により、同年4月以降は私人とし、現在に至っております。

町では、改正地方公務員法の施行を契機として、令和元年12月に、行政区の今後のあり方について、概ね3年程度で方向性を見出すこととし、同時に議会に設置されました、行政区のあり方調査特別委員会での議論と平行し、公区長会議をはじめ、行政区の実態調査や関係団体への聞き取りなどを実施してまいりました。

こうした検討を経て、昨年12月に、行政区のあり方調査特別委員会において示された意見に基づき、行政区の性格を「区域」であることを明確にするため「公区長」の呼称を廃止し、行政区運営費交付金を町内活動支援補助金に改めることを内容とした、今後の行政区のあり方を取りまとめましたので、本条例の改正を行おうとするものであります。

議案説明資料の22ページをご覧ください。

現行条例第3条は、町長は、行政区内の住民から当該行政区の代表として推薦のあった者、これを、略称規定により、公区長と呼称しておりますが、この公区長に、規則で定める事務、広報紙の配布等の事務を依頼することができる。と定めております。

公区長の呼称を廃止し、地域の活動主体は、町内会等の任意の自治組織であることを明らかにするため、第3条を削るものであります。

第4条は、行政区運営費の交付を規定しております。

現行、幕別町行政区設置条例施行規則において、行政区運営費は、運営費と公区長活動費の合計とする、と定めておりますが、公区長の呼称廃止に伴い、行政区運営費を廃止するため、第4条を削るものであります。

令和5年度からは、自治組織への活動支援交付金として一本化し、町内会活動支援交付金として交付することとし、本定例会に提出しております令和5年度幕別町一般会計予算に計上しております。

議案書の6ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例は、令和5年4月1日から施行する、とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第22号、幕別町附属機関設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第22号、幕別町附属機関設置条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の7ページ、議案説明資料の23ページをお開きください。

少子化が急速に進展している中、存続が厳しい状況下に置かれている中学校の部活動は、その一方で、教師の長時間労働の主な要因の一つとも指摘されてまいりました。

平成31年には、中央教育審議会や国会において、学校における働き方改革の観点も含めて、部活動を学校単位から地域単位の取組とすべきことが指摘され、これを踏まえ、国は、休日の部活動の地域移行を図る旨の方針を示すなど、部活動改革に段階的に取り組まれてまいりました。

昨年12月、スポーツ庁と文化庁は、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインを策定するとともに、都道府県教育委員会を通じ、市町村教育委員会に対し、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指すよう、通知を発出したところであります。

これらを受け、幕別町にとって、望ましい部活動の在り方や地域移行等について検討を行うため、附属機関として、幕別町部活動地域移行検討委員会を設置しようとするものであります。

議案説明資料の23ページをご覧ください。

別表は、条例第2条の規定に基づき、町の執行機関に設置する附属機関の名称や所掌事務、委員構成などを定めております。

右側の改正条例をご覧ください。

執行機関の教育委員会の部に、幕別町部活動地域移行検討委員会を設置するものであります。

所掌事務は、部活動の地域移行に関する準備や諸課題についての審議に関すること、組織は、委員長、副委員長、委員、委員の構成は、関係団体の代表者、関係学校の代表者、教育委員会が必要と認める者、定数は、10人以内、任期は、2年と定めるものであります。

議案書の7ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例は、令和5年4月1日から施行する、とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

谷口議員

○12番（谷口和弥） 一点だけ、数字の事、確認させていただきたいと思います。

幕別町部活動地域移行検討委員会、定数が10名以内となっておりますけれども、この中で公募枠は何人あるのでしょうか。

その点だけお尋ねしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長

○学校教育課長（西田建司） 委員の公募についてですけれども、現在のところ委員の公募については考えておりません。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員

○12番（谷口和弥） 公募は考えていないという事でしたけれども、その理由についてお聞かせください。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長

○学校教育課長（西田建司） 具体的な協議内容としまして、制度説明、制度に係る情報共有を諮って幕別町の現状、課題洗い出しという事で、それらを踏まえて今後の取り組みを検討していくという事ですので、現段階では、先程、構成委員にもありますように、関係団体の代表者、関係学校の代表者というところで考えているところでもありますことから、公募というところまで考えていないというところでございます。

○議長（寺林俊幸） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第23号、幕別町債権管理条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第23号、幕別町債権管理条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の8ページ、議案説明資料の24ページをお開きください。

本改正条例は、令和4年第4回町議会定例会において、議決いただきました、幕別町個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に伴い、幕別町個人情報保護条例が令和5年3月31日をもって廃止となりますことから、改正を行うものであります。

議案説明資料の24ページをご覧ください。

第6条は、債権者に関する情報を定めております。

現行、町の債権について履行期限までに履行されない債権がある場合、滞納処分や債権の放棄等の措置の判断に資する事項として、当該債権者の当該債権以外の債権に係る滞納の有無と滞納処分等の情報を同一の実施機関内において利用し、または他の実施機関に提供することができる旨を規定しております。

この実施機関の定義規定には、議会を含めて実施機関と定めている、幕別町個人情報保護条例を引用しております。

幕別町個人情報保護条例の廃止に伴い、実施機関の定義を、幕別町個人情報の保護に関する法律施行条例に求めようとするものであります。同条例の実施機関には議会を含んでいないことから、同条例第2条第1項に規定する実施機関及び議会に改めようとするものであります。

議案書の8ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例は、令和5年4月1日から施行する、とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第24号、幕別町立学校設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第24号、幕別町立学校設置条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の9ページ、議案説明資料の25ページをお開きください。

本年2月の第1回町議会臨時会の行政報告において、明治38年の「古舞簡易教習所」として開設以来、118年の長きに渡り、地域の教育、文化の要とし、また、地域住民の心の拠り所として大きな役割を果たしてきました古舞小学校を閉校し、その歴史を閉じることといたしました。と、申し上げたところであります。

古舞小学校の閉校に伴い、幕別町立学校設置条例の一部を改正しようとするものであります。

議案説明資料の25ページをご覧ください。

別表第1、幕別町立小学校から幕別町立古舞小学校の項を削るものであります。

議案書の9ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例は、令和6年4月1日から施行とする、とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員

○18番（中橋友子） 古舞小学校の閉校につきましては、先般、地域からの要望という事で理由をお聞かせいただいております。

そこで来年からの、子どもさんの行かれる学校は、どこに何人行かれるのか。それと今後の学校のあり方の見通しと言いますか、今回、古舞小学校が子どもさんの数が少なくなってきたことによって、閉校ということになったと思いますが、同じような状況の学校も見えています。

そういった中で幕別町として、小学校全体の配置のあり方ということも十分検討されて結論を出されたと思うんですが、その経過もお示しいただきたいと思います。

また、地域の声ということでありました。これを地域全体の声として受け止めてよかったのでしょうか。

とりわけPTAだけということはないかとは思いますが、その経過についてもお示してください。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長

○学校教育課長（西田建司） ご質問の1点目、令和6年度から、どちらの小学校という事ですけども、こちらについても先般、行政報告の中でも説明させていただいてます。

札内南小学校に登校するということになっております。

2点目の今後の学校のあり方の見通し、経過という事ですけれども、こちらについては、昭和60年に教育委員会で決定している幕別町教育施設整備に関する基本方針、こちらの方では、小中共に2学級となる学校については統合という基本方針がありましたが、その後、平成20年に幕別町の小規模小中学校のあり方に関する基本方針を定め、その中では、小学校、中学校共に3学級以上の学級数を維持していくことが望ましいとしながらも、地域における学校の役割を考慮し、小規模小中学校のあり方に関して進めるということで、具体的には、必要に応じて教育委員会と地域住民が協議する場を設けるものとする、ただし協議に際しては、地域住民の意向を尊重して、その後の学校のあり方を検討することとしております。

今後のほかの学校のあり方についても、こちらの基本方針に基づきながら、地域住民の意向を尊重して進めていくというものでございます。

3点目、地域の要望ということで、全体の総意があったのかというお話ですけれども、こちらについても行政報告の中でお話しております。

PTAでの決定という事ですけれども、古舞地域については、全戸がPTAの会員ということで、加入しているということで、古舞公区全ての総意があったということで理解しているものでございます。以上です。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員

○18番（中橋友子） わかりました。基本的には118年の歴史という訳ですから、地域の皆さんのこの思いというのは非常に大きいものがあるというふうに受け止めておりました。

行政報告で詳細がありましたのに、質問させていただいたこと、すみません。

その上で、こういった方向性については、古舞よりも小規模の学校が実際に存在しておりますし、それから特認校という形で、地域の方たちは少ないけれども一定の人数を迎えて教育にあたっているというようなこともあります。

それから、更に、南幕地域においての今後の子どもさんの入学される方が、どのくらいいるのかというようなことの一定の見通しも持ったうえで、議会っていうか、私たちとしては古舞地域一つだけ

の問題とおさえないで幕別町全体の傾向と、それから今後のあり方という点でおさえたいかなければならないと思います。

とりわけ、子どもさんの少ない学校、今後の入学者の見込み、そして基本は小規模学校のあり方についての3学級が望ましいけれども、そうでなくても再編があるんだろうというようなお話でありました。

そういう点で現在、他の学校についても、何らかの議論がされているというようなことがあれば、お示しをいただきたい。

つまり、これから子どもさんの入学の見通しと、今後のあり方についてお示しをいただきたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 教育部長

○教育部長（川瀬吉治） 例えば明倫小学校ですけれども、今後4年間3クラスが維持できるという状況になっていますので、それ以降については確定していませんけれども、地域からそういう声が上がっているっていう事はありません。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員

○18番（中橋友子） 明倫につきましては、わかりました。

そのほか糠内であるとか、特別な体制はとっておられます途別であるとか、なんとか3学級は維持されてはおりますけれども、一定の子どもさんが入学されていく、どのぐらいされるのかもお示しいただきたいですけれども、一定の子どもさんが保たれていくという見通しであると考えてよろしいんですか。

○議長（寺林俊幸） 教育部長

○教育部長（川瀬吉治） 入学の年次での数字は只今手元にありませんので、お答え出来ません。

他の小規模校について、そういう議論があるかということですが、そういう議論はされておられません。

○議長（寺林俊幸） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第25号、幕別町修学支援資金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第25号、幕別町修学支援資金条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の10ページ、議案説明資料の26ページをお開きください。

教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的に、幕別町修学支援資金条例を定め、高等学校等に在学する者のいる世帯に対して修学する上で必要な経費を給付しております。

このたびの改正は、北海道が実施している「北海道公立高校生等奨学給付金制度」と私立高校生を対象とした「奨学のための給付金制度」との均衡を図り、本町の修学支援資金の給付額を北海道の給付額と同額に改めようとするものであります。

議案説明資料の26ページをご覧ください。

別表（第3条関係）は、世帯の区分と在学する高等学校等の課程ごとに、公立高等学校と私立高等

学校に区分し、修学支援資金の給付額を定めております。

新旧対照表では、第2条の記載を省略しておりますが、第2条では給付対象者を定めております。

第1号で、高校生又は保護者等が幕別町内に住所を有していること、第2号で、世帯の年間収入金額が生活保護基準の1.3倍未満であって生活保護の生業扶助が措置されていない世帯か、1.3倍未満であって世帯員のいずれかが、市町村民税所得割が課税されている世帯に該当する世帯の保護者等であること、第1号と第2号のいずれにも該当する保護者等を給付対象者と定めております。

北海道の制度との間で、同一人への重複給付とならないよう制度を設計しているものであります。

別表の番号「1」、世帯区分の「第2条に規定する給付対象者の要件を満たす者の属する世帯（次項に掲げるものを除く。）」であります。

この世帯は、当該対象高校生のほかに23歳未満の兄弟がいない世帯であります。

この世帯の場合で、通信制以外の公立高等学校に通う生徒がいる世帯は、年額11万100円を11万4,100円に、私立高等学校は、12万9,600円を13万4,600円に、通信制の公立高等学校は、4万8,500円を5万500円に、私立高等学校は、5万100円を5万2,100円に、改めようとするものであります。

別表の番号「2」、世帯区分の「第2条に規定する給付対象者の要件を満たす者の属する世帯で、23歳未満の扶養されている兄弟がいる世帯」であります。

この世帯の場合で、通信制以外の公立高等学校に通う生徒がいる世帯は、年額14万1,700円を14万3,700円に、私立高等学校は、15万円を15万2,000円に、通信制の公立高等学校は、4万8,500円を5万500円に、私立高等学校は、5万100円を5万2,100円に、改めようとするものであります。

議案書の10ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例は、令和5年4月1日から施行とする、とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第26号、幕別町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第26号、幕別町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の11ページ、議案説明資料の27ページをお開きください。

出産にかかる経済的負担を軽減するため、公的医療保険から支払われている出産育児一時金は、平成6年、1994年に30万円からスタートし、現在は42万円が支給されておりますが、出産費用は年々、増加傾向にあり一時金だけでは賅えないケースの発生が指摘されてまいりました。

国は、今後、生産年齢人口が急激に減少していく中、特に少子化については、新型コロナウイルス感染症下で出生数が将来人口推計よりも7年程度早く減少するなど危機的な状況であることに鑑み、子育て世帯への支援を強化するため、本年4月1日から出産育児一時金の支給額を50万円に引き上げることとし、健康保険法施行令を改正したところであります。

国民健康保険法第58条は「市町村及び組合は、被保険者の出産及び死亡に関しては、条例又は規約

の定めるところにより、出産育児一時金の支給又は葬祭費の支給若しくは葬祭の給付を行うものとする。」と規定しており、これに基づき、幕別町国民健康保険条例に「出産育児一時金の支給とその額」を定めております。

出産育児一時金は、従前から国の通知に基づき、妊娠12週以降の分娩に対して、健康保険法施行令に定める額と同額を条例に定めてまいりましたが、このたびも同様に国の通知に基づき改めようとするものであります。

このたびの条例改正に先立ち、去る2月9日に幕別町国民健康保険運営協議会に対し諮問を行い、翌10日に「改正することが適当である」旨の答申をいただいたところであります。

議案説明資料の27ページをご覧ください。

第8条は、出産育児一時金を定めております。

現行の出産育児一時金の支給額は、40万8千円の基本分と1万2千円の加算分で構成しており、加算分は、産科医療補償制度の掛金相当額であります。

第1項の基本額を、健康保険法施行令と同様に、40万8,000円から48万8,000円に改め、加算分の1万2千円を合わせた支給総額を50万円とするものであります。

議案書の11ページをご覧ください。

附則についてであります。

第1項は、この条例は令和5年4月1日から施行する、とするものであります。

第2項は、この条例による改正後の幕別町国民健康保険条例第8条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金に適用し、施行日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による、とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第27号、幕別町蝦夷文化考古館条例を廃止する条例から、日程第11、議案第29号幕別町近隣センター条例の一部を改正する条例の3議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第27号、幕別町蝦夷文化考古館条例を廃止する条例、議案第28号、幕別町生活館条例を廃止する条例、議案第29号、幕別町近隣センター条例の一部を改正する条例について、一括して提案理由をご説明申し上げます。

議案書の12ページ、議案説明資料の28ページをお開きください。

老朽化が著しい蝦夷文化考古館と千住生活館、同生活館は千住東近隣センターとしての機能も有しておりますが、これらの施設とエリア一体は、令和4年度から、国のアイヌ政策推進交付金を活用し、ソフト事業も合わせて盛り込みながら、アイヌ文化拠点空間整備事業に着手したところであります。

一括してご説明いたします3議案は、当該事業の進行にあわせ、事業計画に基づき、幕別町蝦夷文化考古館、幕別町千住生活館と千住東近隣センターを閉館する必要がありますことから、関係条例の廃止と一部改正を行おうとするものであります。

はじめに、議案第27号、幕別町蝦夷文化考古館条例を廃止する条例についてであります。

議案書の12ページをご覧ください。

幕別町蝦夷文化考古館は、幕別町白人（チロット）出身のアイヌ、吉田菊太郎氏が、昭和34年に、失われていく祖先の遺産を永久に保存しようと関係市町村、関係団体の協力を得て建設したものであります。

昭和40年1月に吉田氏は急逝されましたが、蝦夷文化考古館は、故人の意思を尊重し、ご遺族から町に寄付の申し出があり、翌41年1月の町議会で寄付採納が議決され、幕別町の公の施設として設置し、現在に至っております。

令和4年3月に国の認定を受けた「幕別町アイヌ施策推進地域計画」に基づき、蝦夷文化考古館の保存改修と展示・収蔵資料の修復をアイヌ文化拠点空間整備事業として実施するため、本年3月31日をもって同館を閉館し、本条例を廃止しようとするものであります。

「幕別町アイヌ施策推進地域計画」においては、考古館の有していた展示館機能と生活館機能を併せ持つ多機能型交流施設として整備することとしておりますが、展示館棟の建設に先立ち、生活館棟の建設工事を令和6年度に実施し、7年度に供用開始を展示館棟の建設工事を令和7年度に実施し、8年度に供用開始を計画に位置づけております。

このことから、令和8年度の展示館棟の供用開始に向けて、展示・収蔵資料の来歴等の調査と保存処理に時間を要することに加えて、これに係る、ふるさと館等への運搬費用を令和4年度アイヌ施策推進交付金の補助対象経費としておりますことから、本年3月31日をもって閉館しようとするものであります。

附則についてであります。

この条例は、令和5年4月1日から施行とする、とするものであります。

以上で、議案第27号 幕別町蝦夷文化考古館条例を廃止する条例の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第28号、幕別町生活館条例を廃止する条例について、であります。

議案書の13ページをご覧ください。

千住生活館は、アイヌの人々の生活文化の向上を図ることを目的に、生活改善指導、社会福祉や保健衛生に関する事業、産業経済基礎の確立等の事業を実施する施設として、昭和38年に建設し、以来、アイヌの人々の伝承行事やアイヌ文様の刺繍等、本町におけるアイヌ文化の振興や地域住民の活動の拠点となっておりましました。

生活館は、平成17年度に大規模改修を行いました。建設から59年余りが経過し、老朽化が著しいことから、蝦夷文化考古館と同様に、アイヌ文化拠点空間整備事業として生活館棟を建設するため本年8月31日をもって同館を閉館し、本条例を廃止しようとするものであります。

附則についてであります。

この条例は、令和5年9月1日から施行とする、とするものであります。

以上で、議案第28号、幕別町生活館条例を廃止する条例の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第29号 幕別町近隣センター条例の一部を改正する条例について、であります。

議案書の14ページ、議案説明資料の28ページをご覧ください。

千住生活館は、生活館機能に加えて、幕別町近隣センター条例において千住東近隣センターとしての位置づけも行っておりますことから、千住生活館と同様に本年8月31日をもって閉館しようとするものであります。

議案説明資料の28ページをご覧ください。

第2条は、近隣センターの名称と位置を規定しておりますが、同条から千住東近隣センターの項を削るものであります。

議案書の14ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例は、令和5年9月1日から施行とする、とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第27号、幕別町蝦夷文化考古館条例を廃止する条例は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。議案第28号、幕別町生活館条例を廃止する条例は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。議案第29号、幕別町近隣センター条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

「休会」

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

議事の都合により、明3月10日から16日までの7日間は、休会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、明3月10日から16日までの7日間は、休会することに決定いたしました。

「散会」

○議長（寺林俊幸） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は、3月17日、午後2時からであります。

11：01 散会

第 1 回幕別町議会定例会

議事日程

令和 5 年第 1 回幕別町議会定例会
(令和 5 年 3 月 17 日 14 時 00 分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第 8 条、第 11 条）
議事日程の報告（会議規則第 21 条）
- 日程第 1 会議録署名議員の指名
15 小川純文 16 藤原 孟 18 中橋友子
(諸般の報告)
- 日程第 2 議案第 2 号 令和 5 年度幕別町一般会計予算
日程第 3 議案第 3 号 令和 5 年度幕別町国民健康保険特別会計予算
日程第 4 議案第 4 号 令和 5 年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 5 議案第 5 号 令和 5 年度幕別町介護保険特別会計予算
日程第 6 議案第 6 号 令和 5 年度幕別町簡易水道特別会計予算
日程第 7 議案第 7 号 令和 5 年度幕別町公共下水道特別会計予算
日程第 8 議案第 8 号 令和 5 年度幕別町個別排水処理特別会計予算
日程第 9 議案第 9 号 令和 5 年度幕別町農業集落排水特別会計予算
日程第 10 議案第 10 号 令和 5 年度幕別町水道事業会計予算
(日程第 2 ～ 日程第 10 令和 5 年度幕別町各会計予算審査特別委員会報告)
- 日程第 11 議案第 30 号 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための幕別町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 31 号 令和 4 年度幕別町一般会計補正予算（第 14 号）
日程第 13 議案第 32 号 令和 5 年度幕別町一般会計補正予算（第 1 号）
日程第 14 議案第 33 号 令和 5 年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 15 議案第 34 号 令和 5 年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 16 議案第 35 号 令和 5 年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 17 議案第 36 号 令和 5 年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 18 議案第 37 号 令和 5 年度幕別町水道事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 19 常任委員会所管事務調査報告
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)
- 日程第 20 常任委員会重要活動テーマ調査報告
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)
- 日程第 21 閉会中の継続調査の申し出
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)

会議録

令和5年第1回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 令和5年3月17日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 3月17日 14時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (18名)

議長 寺林俊幸
副議長 中橋友子

- | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1 石川康弘 | 2 小田新紀 | 3 内山美穂子 | 4 藤谷謹至 | 5 小島智恵 |
| 6 若山和幸 | 7 岡本眞利子 | 8 荒 貴賀 | 9 酒井はやみ | 10 野原恵子 |
| 11 田口廣之 | 12 谷口和弥 | 13 芳滝 仁 | 14 千葉幹雄 | 15 小川純文 |
| 16 藤原 孟 | | | | |

- 6 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 飯田晴義	副 町 長 伊藤博明
教 育 長 菅野勇次	代 表 監 査 委 員 八重柏新治
企 画 総 務 部 長 山端広和	住 民 生 活 部 長 寺田 治
保 健 福 祉 部 長 樫木良美	経 済 部 長 岡田直之
建 設 部 長 小野晴正	会 計 管 理 者 合田利信
忠 類 総 合 支 所 長 笹原敏文	札 内 支 所 長 新居友敬
教 育 部 長 川瀬吉治	政 策 推 進 課 長 白坂博司
総 務 課 長 佐藤勝博	地 域 振 興 課 長 谷口英将
糠 内 出 張 所 長 宮田 哲	住 民 課 長 本間 淳
こ ど も 課 長 平井幸彦	保 健 課 長 宇野和哉
農 林 課 長 高橋修二	水 道 課 長 松井公博
経 済 建 設 課 長 半田 健	

- 7 職務のため出席した議会事務局職員

局長 萬谷司 課長 北原正喜 係長 川瀬真由美

- 8 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

- 9 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

- 15 小川純文 16 藤原 孟 18 中橋友子

議事の経過

(令和5年3月17日14:00 開会・開議)

[開議宣告]

○議長（寺林俊幸） これより本日の会議を開きます。

[議事日程の報告]

○議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、15番小川議員、16番藤原議員、18番中橋議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（寺林俊幸） 次に諸般の報告をいたします。

令和5年度 幕別町各会計 予算審査特別委員会委員長から付託いたしました議案について、会議規則第77条の規定による審査報告書、令和4年第4回定例会で派遣の決定をした高校生出前講座および議会報告会にかかる議員派遣結果報告書が、議長宛に提出されておりますので、お手元に配布いたしました。

のちほど、ご覧いただきたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

[一括議題]

○議長（寺林俊幸） 日程第2、議案第2号、令和5年度幕別町一般会計予算から、日程第10、議案第10号、令和5年度 幕別町水道事業会計予算の9議件を一括議題といたします。

予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

委員長岡本眞利子議員。

○7番（岡本眞利子） 令和5年度 幕別町各会計予算の審査について、朗読をもって報告をさせていただきます。

令和5年3月17日

幕別町議会議長寺林俊幸様

令和5年度幕別町各会計予算審査特別委員会委員長岡本眞利子

予算審査特別委員会報告書

令和5年2月28日本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告する。

記

1、委員会開催日

令和5年2月28日、3月13日、14日（3日間）

2、審査事件

議案第2号、令和5年度幕別町一般会計予算

議案第3号、令和5年度幕別町国民健康保険特別会計予算

議案第4号、令和5年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算

議案第5号、令和5年度幕別町介護保険特別会計予算

議案第6号、令和5年度幕別町簡易水道特別会計予算

議案第7号、令和5年度幕別町公共下水道特別会計予算

議案第8号、令和5年度幕別町個別排水処理特別会計予算

議案第9号、令和5年度幕別町農業集落排水特別会計予算

議案第10号 令和5年度幕別町水道事業会計予算

3、審査の結果

議案第2号、令和5年度幕別町一般会計予算から、議案第10号、令和5年度幕別町水道事業会計予算までの9議件の原案を「可」とすべきものと決した。

以上であります。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりました。

予算審査特別委員会は、議長を除く全議員により構成されていますので、委員長報告に対する質疑は省略いたします。

これより、議案第2号、令和5年度幕別町一般会計予算についての討論を行います。

討論は、ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第2号、令和5年度幕別町一般会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第3号、令和5年度幕別町国民健康保険特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第4号、令和5年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第5号、令和5年度幕別町介護保険特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第6号、令和5年度幕別町簡易水道特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします

議案第7号、令和5年度幕別町公共下水道特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を「可」とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします

議案第8号、令和5年度幕別町個別排水処理特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします

議案第9号、令和5年度幕別町農業集落排水特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします

議案第10号、令和5年度幕別町水道事業会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり可決されました。

[付託省略]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

日程第11、議案第30号から、日程第18、議案第37号までの8議件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、日程第11、議案第30号から、日程第18、議案第37号までの8議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（寺林俊幸） 日程第11、議案第30号、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための幕別町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 30 号、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための幕別町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の 1 ページ、議案説明資料の 1 ページをご覧ください。

令和 2 年 5 月の第 1 回町議会臨時会において、国の財政支援措置に基づき、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者が休業しやすい環境を整えることを目的に、保険給付として傷病手当金の支給を特例的に行うため、本条例を制定いたしました。

今年度におきましては、これまでに 16 人の被保険者に対し、総額 50 万 292 円を支給したところであります。

議案説明資料の 1 ページをご覧ください。

国の財政支援措置の適用期間の延長に合わせ、これまで 10 度に渡り改正を行ってまいりましたが、去る 2 月 10 日付けで、厚生労働省から、令和 5 年 4 月 1 日から同年 5 月 7 日の間に感染した新型コロナウイルス感染症の療養のために労務に服することができない期間についても財政支援の対象とする。と通知が出されましたことから、本町においても条例の失効日を、令和 5 年 5 月 7 日に改めようとするものであります。

このたびの改正は、去る 1 月 27 日に国の新型コロナウイルス感染症対策本部が、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針を決定したことから行うものであります。

対応方針において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定上、これまで 5 分類とは別枠の新型インフルエンザ等感染症に位置づけ、2 類相当の措置が取られてきた、新型コロナウイルス感染症を、本年 5 月 8 日から、季節性インフルエンザと同じ 5 類感染症に引き下げることを示されましたことを受け、国の財政支援の適用期間が 5 月 7 日までと定められたものであります。議案書の 1 ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例は公布の日から施行する、と定めるものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の程お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

日程第 12、議案第 31 号、令和 4 年度幕別町一般会計補正予算（第 14 号）を、議題といたします。説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 31 号、令和 4 年度幕別町一般会計補正予算第 14 号について、ご説明申し上げます。

別冊で、お配りしております議案書の 1 ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ 16 億 3,453 万円を追加し、予算の総額を 196 億 3,146 万 8 千円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2 ページ、3 ページに記載しております、第 1 表歳入歳出予算補正のとおりであります。

4 ページをご覧ください。

第2表繰越明許費補正、1、変更であります。

6款農林業費、1項農業費、産地生産基盤パワーアップ事業であります。

補正前の121万円に16億3,453万円を追加し、16億3,574万円とするものであります。

今回、追加する事業は、幕別町農業協同組合が計画している加工用馬鈴薯の集出荷貯蔵施設整備事業が、国の令和4年度補正予算において補助事業の対象とされましたことから、町の令和4年度予算に計上し、その全額を令和5年度へ繰越ししようとするものであります。

当該事業は、幕別町農業協同組合が、糠内において稼動している小麦乾燥調製貯蔵施設の北隣りに加工用馬鈴薯の集出荷貯蔵施設を整備しようとするもので、総事業費を約36億1千万円と見込んでいます。

歳出をご説明申し上げます。

6 ページをご覧ください。

6款農林業費、1項農業費、2目農業振興費16億3,453万円の追加であります。

産地生産基盤パワーアップ事業は、収益力強化に計画的に取り組む産地において農業者や農業団体が行う高性能な機械の導入・施設の整備に対して、国が総合的に支援する事業であります。

幕別町農業協同組合が整備する加工用馬鈴薯の集出荷貯蔵施設に対する国からの間接補助金であります。

次に歳入をご説明申し上げます。

5 ページをご覧ください。

17款道支出金、2項道補助金、4目農林業費補助金16億3,453万円の追加であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第32号、令和5年度幕別町一般会計補正予算第1号を、議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第32号、令和5年度幕別町一般会計補正予算第1号について、ご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の1ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に、歳入歳出それぞれ9,903万2千円を追加し、予算の総額を168億7,010万円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2ページから4ページに記載しております、第1表歳入歳出予算補正のとおりであります。

今回の補正予算は、本年3月から適用される公共工事設計労務単価の引き上げに伴う追加経費と、4月以降の新型コロナウイルスワクチン接種に係る所要の経費などを追加するものであります。

歳出をご説明申し上げます。

6 ページをご覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、82万8千円の追加であります。

役場庁舎の管理委託料の設計において、採用している公共工事設計労務単価の引き上げに伴い、令和5年度委託料を増額するものであります。

農林水産省と国土交通省は、本年2月14日、令和4年度に実施した公共工事労務費単価調査に基づき、公共工事設計労務単価を決定し、本年3月から適用すると公表いたしました。

全国全職種単純平均では、対前年度比5.2パーセントの引き上げとなりました。

北海道の平均は、4.4パーセントで、その内訳においては、普通作業員が、6.1パーセント、軽作業員が、5.2パーセント、一般運転手が、3.2パーセント、それぞれ引き上げられました。

複数年契約を締結している当該業務委託に係る初年度の設計金額に対し5パーセントを超える増額となり、令和5年度の契約において不足が見込まれますことから、当初予算に加えて、所要の費用を追加しようとするものであります。

今回、その他の事業においても委託料を追加いたしますが、一般会計総額で、1,259万2千円を追加するものであります。

7目近隣センター管理費89万6千円、14目交通防犯費124万9千円、3款民生費、1項社会福祉総務費、10目保健福祉センター管理費、31万4千円の追加であります。

労務単価の引き上げに伴う追加であります。

7ページになります。

2項児童福祉費、5目発達支援センター費85万3千円の追加であります。

発達支援センターの機能を拡充するため、会計年度任用職員として令和5年度当初から採用を予定しておりました作業療法士の確保が困難となりましたことから、医療機関からの派遣委託料を追加するものであります。

4款衛生費、1項保健衛生費、8目新型コロナウイルスワクチン接種事業費8,258万7千円の追加であります。

国の方針に基づき、本年5月から実施する新型コロナウイルスワクチン、約2万1,000回分の接種に要する費用を追加するものであります。

5月から8月までは、65歳以上の方と、65歳未満で基礎疾患のある方、いわゆる優先接種の方々への1回目の接種を接種率70パーセントで見込み、9月から12月までは、1回目の優先接種を終えた方々のうちの95パーセントの方々の2回目と、12歳以上65歳未満の方々への1回目の接種を接種率50パーセントで見込み、必要なワクチン等を予算化するものであります。

令和4年10月から実施いたしましたオミクロン株対応ワクチン接種時の実績を勘案して見込んだものであります。

1節は、予防接種健康被害調査委員会の2回開催分の委員報酬と会計年度任用職員3人に係る報酬、3節は、会計年度任用職員の期末手当と時間外勤務手当、4節は、共済費、8節は、会計年度任用職員の通勤手当と、集団接種に係る医師、看護師の費用弁償などであります。

8ページをご覧ください。

10節は、手指消毒剤などの消耗品や冷凍庫の電気料、接種券等の印刷製本費と医薬材料費であります。11節は、ワクチン接種券の郵送費用と国保連への接種費用支払手数料などあります。12節は、医師・医療機関に対するワクチン接種委託料のほか、ワクチン接種予約システム運用委託料や集団接種会場で従事する看護師個人との業務委託料、接種券発行等を行う健康管理システム改修に係る委託料などあります。13節は、複写機借上料や携帯電話借上料などあります。

9ページになります。

2項清掃費、1目清掃総務費178万9千円、6款農林業費、1項農業費、4目農業施設管理費5万4千円、7目農地費74万8千円、8款土木費、1項土木管理費、3目樋門・樋管管理費20万円、労務単価の引き上げに伴う追加であります。

10ページをご覧ください。

3項都市計画費、2目都市環境管理費53万2千円、10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費301

万5千円、3項中学校費、1目学校管理費263万2千円、11ページになります。4項幼稚園費、1目幼稚園管理費17万2千円、5項社会教育費、7目図書館管理費16万3千円、労務単価の引き上げに伴う追加であります。

12款職員費、1項、1目職員給与費300万円の追加であります。

新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する正職員の時間外勤務手当であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

5ページまでお戻りください。

1款町税、2項、1目固定資産税1,344万5千円の追加であります。現年課税分であります。

16款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費負担金5,692万4千円の追加であります。

新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金であります。

2項国庫補助金、3目衛生費補助金2,866万3千円の追加であります。

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員

○18番（中橋友子） 7ページ、民生費の発達支援センター費の委託料、作業療法士等の派遣の委託料が計上されております。

医療機関等から派遣を要請するということではありますが、本年2月に公募をかけられていたと思います。

その結果、応募される方がいっしょになかったという事ですが、働いていただく方を確保するために、公募の方法というのは、私たちはお知らせ広報ですとか、ネットでしかわからないんですが、他にどのような事をされましたか。

それから、委託の期間は、いつからいつまでなのでしょう。

○議長（寺林俊幸） こども課長

○こども課長（平井幸彦） まず、募集についてであります。

2月号の広報、それから新聞への掲載、北海道感覚統合研究会というのがございまして、そちらの方に働きかけを行いまして、作業療法士の養成学校のほうの学校の紹介をいただきまして、各学校に求人情報の提供をいたしまして、確保の取り組みを行いました。

そして委託の期間でございすけども、まずは確保出来次第というところはあるんですけども、当面は4月1日から、翌年3月31日までという期間の契約を予定しております。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員

○18番（中橋友子） 作業療法士さんは医療関係などでも、かなり募集がありまして、保育士もそうですが、こういった期間、幕別の役場で1人ということでは、来ていただけない職種ではないかと思えます。

したがって、これだけ学校関係も含めて、多面的に公募をかけられて見つけれなかったという事については、やはり応募要件などが改善されていかなければ、つまり処遇について改善されていかなければならないのではないかとということが1つです。

発達支援センターとしては、新しい事業展開するために公募をかけられたんですけども、本来は会計年度任用職員として確保される予定であったけれども、派遣という形になると、派遣されてくる日にちが限られてきたり、当然相手あつての事ですから、町が予定されている新しい事業に対する影響は、委託に代わることによって出てこないのか。

具体的に、月どのくらい派遣時間と日数、どのくらい派遣を予定しているのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 保健福祉部長

○保健福祉部長（樫木良美） 作業療法士の派遣の予定でございます。

派遣の方は、月に3回、3日間の派遣の予定を考えております。

当初は職員に来ていただいて、作業療法士で療育をしていく予定ではありましたが、急遽派遣に切り替えることによって、受け入れ側というか、運営する側の病院のほうの派遣者を出す関係もありまして、ひと月に3日間、6回の派遣をいただく予定をしております。

当初予定していたことは、実施出来ないですけれども、募集につきましては4月以降もすぐにしまして、関係各所、学校等に照会をかけまして、募集をしていきたいと思っております。

早い時期に確保できるように努力していきたいと考えております。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員

○18番（中橋友子） 時間も伺いましたんですけれども、ちょっとお答えが無かったんですけれども、この発達支援センターの運営について、新たな事業を展開されることは民生常任委員会等でもご説明をいただきまして、内容については理解をさせていただいたんですけれども、結局、作業療法士さんに職員として配属してもらって、例えば委託で来られるときは、子供さんと接する時間だけというような事になるんじゃないかと思いますが、しかし事業としては、新しい職員も含めて、全体の発達支援のカリキュラムの中で、作業療法士としての仕事だけじゃなくて、全体の仕事をされていくんではなかったと思うんですよね。

委託に切り替えることによって、全体の事業に支障がきたさないかという不安を持ちます。

結局、こういった特殊な仕事の人たちに来ていただく時には、それなりの処遇がきちっとしてないと、なかなか選んでいただけない、条件があるんだと思うんですよね。

その辺も十分検討し、月額で会計年度任用職員については募集されていましたが、そういう点での引き上げですとかね、改善ですとか、そういうことも考えていく必要あるんじゃないでしょうか。どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 保健福祉部長

○保健福祉部長（樫木良美） 今回、会計年度職員の作業療法士を募集するにあたって、他の募集されている作業療法士の給与の金額だとか、色々と情報を得まして、その中で、金額などを設定させていただいておりますので、今すぐこの処遇を改善するっていうことは考えておりません。この状態のままで、募集をしていきたいと考えております。

○議長（寺林俊幸） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺林俊幸） 日程第14、議案第33号、令和5年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算第1号から、日程第18、議案第37号、令和5年度幕別町水道事業会計補正予算第1号までの5議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

伊藤 副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第33号、令和5年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算第1号から、議案第37号、令和5年度幕別町水道事業会計補正予算第1号までについて、一括してご説明申し上げます。

はじめに、議案第33号、令和5年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算第1号について、ご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の1ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ16万円を追加し、予算の総額を29億4,068万円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2ページ、3ページに記載しております、第1表歳入歳出予算補正のとおりであります。

歳出をご説明申し上げます。

5ページをご覧ください。

2款保険給付費、2項、1目傷病手当金16万円の追加であります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための幕別町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の失効日を本年5月7日まで延長することに伴い傷病手当金を追加するものであります。

傷病手当金日額を、本町の国民健康保険被保険者の給与所得者の平均給与日額の3分の2相当額の5,000円と見込み、1人につき8日間を4人分、延べ32日相当分を計上しております。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

4ページをご覧ください。

3款道支出金、1項道補助金、1目保険給付費等交付金16万円の追加であります。

特別調整交付金であります。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算第1号の説明を終わらせていただきます。

議案第34号、令和5年度幕別町簡易水道特別会計補正予算第1号について、ご説明申し上げます。

6ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ115万7千円を追加し、予算の総額を7億1,450万4千円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、7ページ、8ページに記載しております、第1表歳入歳出予算補正のとおりであります。

歳出をご説明申し上げます。10ページをご覧ください。

1款水道費、1項水道事業費、1目一般管理費115万7千円の追加であります。

一般会計と同様に、公共工事設計労務単価の引き上げに伴い、所要の費用を追加するものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

9ページをご覧ください。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目水道使用料115万7千円の追加であります。

現年賦課分であります。

以上で、簡易水道特別会計補正予算第1号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第35号、令和5年度幕別町公共下水道特別会計補正予算第1号について、ご説明申し上げます。

11ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ412万6千円を追加し、予算の総額を14億2,232万9千円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、12ページ、13ページに記載しております、第1表歳入歳出予算補正のとおりであります。

歳出をご説明申し上げます。15ページをご覧ください。

2款事業費、2項下水道管理費、1目浄化センター管理費348万6千円、2目札内中継ポンプ場管理費49万1千円、3目管渠維持管理費14万9千円の追加であります。

労務単価の引き上げに伴う追加であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

14ページをご覧ください。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目下水道使用料412万 6 千円の追加であります。
現年賦課分であります。

以上で、公共下水道特別会計補正予算第 1 号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第36号、令和 5 年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算第 1 号について、ご説明申し上げます。

16ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ203万円を追加し、予算の総額を9,813万 5 千円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、17ページ、18ページに記載しております、第 1 表歳入歳出予算補正のとおりであります。

歳入をご説明申し上げます。

20ページをご覧ください。

2 款事業費、1 項排水処理管理費、1 目排水処理施設管理費203万円の追加であります。
労務単価の引き上げに伴う追加であります。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。19ページをご覧ください。

1 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目排水処理施設使用料203万円の追加であります。
現年賦課分であります。

以上で、農業集落排水特別会計補正予算第 1 号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第37号、令和 5 年度幕別町水道事業会計補正予算第 1 号について、ご説明申し上げます。

21ページをご覧ください。

第 2 条は、収益的支出の補正であります。

第 1 款水道事業費用 5 億5,077万 4 千円に、100万 5 千円を追加し、5 億5,177万 9 千円と定めるものであります。

22ページをご覧ください。

収益的支出であります。

1 款水道事業費用、1 項営業費用、2 目配水及び給水費19万 1 千円、5 目総係費81万 4 千円の追加であります。

労務単価の引き上げに伴う追加であります。

以上で、特別会計及び水道事業会計の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 33 号、令和 5 年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算第 1 号は、原案のとおり決すること、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 34 号、令和 5 年度幕別町簡易水道特別会計補正予算第 1 号は、原案のとおり決すること、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 35 号、令和 5 年度幕別町公共下水道特別会計補正予算第 1 号は、原案のとおり決すること
に、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 36 号、令和 5 年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算第 1 号は、原案のとおり決すること
に、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 37 号、令和 5 年度幕別町水道事業会計補正予算第 1 号は、原案のとおり決することに、ご異
議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

[委員会報告]

○議長(寺林俊幸) 日程第 19、常任委員会 所管事務調査報告を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長、民生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長より、所管事務調査報
告書が議長宛に提出され、お手元に配布済みであります。

なお、本件は説明を省略いたしますので、のちほど、ご覧いただきたいと思います。

[重要活動テーマ報告]

○議長(寺林俊幸) 日程第 20、常任委員会 重要活動テーマ調査報告を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長、民生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長より、重要活動テーマ
調査報告書が議長宛に提出され、お手元に配布済みであります。

なお、本件は説明を省略いたしますので、のちほど、ご覧いただきたいと思います。

[閉会中の継続調査の申し出]

○議長(寺林俊幸) 日程第21、閉会中の継続調査の申し出を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長、民生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長から、所管事務調
査に係る事件につき、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布した申出書のとおり、閉会中の
継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

[閉議・閉会宣告]

○議長（寺林俊幸） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、令和５年第１回幕別町議会定例会を閉会いたします。

14：47 閉会